

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和8年3月

社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課／
依存症対策推進室／
医療観察法医療体制整備推進室／
心の健康支援室／
公認心理師制度推進室

目 次

【精神・障害保健課】

【医療観察法医療体制整備推進室】

- 1 精神保健医療福祉の今後の施策推進について…………… 1
- 2 精神科病院における障害者虐待に対する都道府県等の対応等について… 4
- 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について……………12
- 4 新たな地域医療構想について……………31
- 5 公費負担医療等のオンライン資格確認等について……………34
- 6 申請手続のオンライン化について……………41
- 7 障害者医療費国庫負担金の適切な執行について……………47
- 8 心神喪失者等医療観察法の地域連携等について……………58

【依存症対策推進室】

- 9 依存症対策について……………64

【心の健康支援室】

- 10 心のケア対策について……………85
- 11 高次脳機能障害者の支援について……………135
- 12 てんかん対策等について……………147
- 13 精神障害者保健福祉手帳について……………154

1. 精神保健医療福祉の今後の施策推進について

(1) 情報通信機器を用いた精神療法に係る指針について

情報通信機器を用いた精神療法の運用については、令和4年度障害者総合福祉推進事業において、令和5年3月に策定した「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」に基づき実施されていた中、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、適切なオンライン精神療法の普及を推進するため、令和7年末までに新たな指針を策定・公表することが求められていた。

「精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会」での御議論を踏まえ、令和7年12月26日付け障発1226第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」を都道府県、指定都市あてに発出した。

同通知により示された指針では、情報通信機器を用いた精神療法については、初診を適切に実施できることを示す科学的知見が明らかではなく、科学的知見の集積が期待されるとしている一方、情報通信機器を用いた精神療法に十分な経験がある医師が行うことを前提に、自治体が対応を行う未治療者、治療中断者や引きこもりの者等を対象に、医療機関と行政との連携体制が構築され、診察時に患者の側に保健師等がいる状況で、十分な情報収集や情報共有が可能であって、患者自身の希望がある場合には、初診による情報通信機器を用いた精神療法を活用して、継続した治療につなげることを可能としている。

各都道府県・指定都市においては、この指針を御了知の上、管下の精神科医療機関に対する周知等をお願いしたい。

(2) 精神科病院における携帯電話やスマートフォンの取り扱いについて

精神科病院における入院患者の携帯電話やスマートフォンの使用等に関する取組事例等を周知する目的で令和7年3月31日付け障精発0331第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「精神科病院における携帯電話やスマートフォンの取扱いについて」を都道府県、指定都市あてに発出した。

同通知では、入院患者が携帯電話等を使用することを可能としている8つの精神科病院から、運用上のルールや携帯電話等の所持・使用による効果、課題等について個別に聞き取りを行った結果を示しており、引き続き管下の精神科病院に周知をお願いしたい。

情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針（令和7年12月26日）

I 策定の経緯等

- 令和4年度障害者総合福祉推進事業において、これまで明確に示されていなかった、情報通信機器を用いた精神療法（以下、「オンライン精神療法」という。）を実施する場合に必要と考えられる留意点等について、「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」を策定した。
- その後、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、安全性・必要性・有効性の観点から、令和7年末までに適切なオンライン精神療法の普及を推進するために、新たな指針を策定・公表することのほか、良質かつ適切な精神医療の提供の確保に向け、初診・再診ともにオンライン精神療法がより活用される方向で検討することが求められたことを踏まえ、精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会において、情報通信機器を用いた診療についての議論が行われた。その見直しの方向性を踏まえ、「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」（以下、「本指針」という。）を策定した。

II 適正かつ幅広い活用に向けた基本的な考え方

- オンライン精神療法を実施する医師や医療機関については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに資するよう、地域における精神科医療の提供体制への貢献が求められる。
- その上で、医師不足や有事になって急にはオンライン診療を活用することが難しいという指摘もあることから、平時からオンライン診療を活用できることが望ましく、オンライン再診精神療法を適切に実施できる医療機関をしっかりと拡充していくことが期待される。

III 情報通信機器を用いた精神療法を実施するに当たっての具体的な指針

- オンライン精神療法を実施する場合は、オンライン診療指針及び本指針を遵守すること。
- オンライン精神療法は、日常的に対面診療を実施している患者に対して、継続的・計画的に診療を行いながら、対面診療と組み合わせつつ必要に応じて活用すること。なお、オンライン初診精神療法については、オンライン再診精神療法に十分な経験がある医師が診察を行うことを前提として、行政が対応を行っている未治療者、治療中断者又はひきこもりの者等に対して、診察を担当する医療機関と訪問指導等を担当する行政との連携体制が構築されており、診察時に患者の側に保健師等がいる状況であり、十分な情報収集や情報共有が可能であって、患者自身の希望がある場合に行うこと。
- オンライン精神療法を実施する医師は、精神科における診療の一定の経験や資質を有すること。
- 患者の急病・急変時に適切に対応する観点から、患者が希望した場合や緊急時等の対面での診療が必要である際に、オンライン精神療法を実施した医師自らが速やかに対面で診療を行うことができる体制を整えていること、時間外や休日にも医療を提供できる体制において実施されることが望ましい。ただし、自らの医療機関において時間外や休日の対応が難しい場合には、患者の居住する地域の医療提供体制を踏まえ、平時から地域の精神科病院との十分な連携体制を確保することにより、当該精神科病院が時間外や休日の対応を担う場合には、当該体制が確保されているものとみなす。
- 精神科救急対応や時間外の対応、緊急時の入院受け入れ等を行っている医療機関等と連携するなどしながら、入院や身体合併症の対応が必要となった場合（精神病床に限るものではなく、身体疾患等で入院医療が必要となり一般病床に入院する場合も含む。）に対応可能な体制を確保しておくことが望ましい。
- 向精神薬等の不適切な多剤・大量・長期処方、長期処方、長期処方、長期処方は厳に慎むと同時に、オンライン診療を実施している患者に乱用や依存の傾向が認められないか、細心の注意を払う必要がある。乱用や依存の傾向が認められる場合には、安全性の観点から、速やかに適切な対面診療につなげた上で、詳細に精神症状を把握すると共に、治療内容について再考することが適当である。

精神科病院における携帯電話やスマートフォンの取り扱いについて

精神科病院における入院患者の携帯電話やスマートフォン（以下、「携帯電話等」とする。）の使用等に関する取組事例等を周知する目的で「精神科病院における携帯電話やスマートフォンの取扱いについて」（令和7年3月31日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を都道府県、指定都市あてに発出。

同通知では、入院患者が携帯電話等を使用することを可能としている8つの精神科病院から、運用上のルールや携帯電話等の所持・使用による効果、課題等について個別に聞き取りを行った結果を示している。

通知の主な内容

精神科病院における携帯電話やスマートフォンの取扱いについて

近年の携帯電話やスマートフォン（以下、「携帯電話等」とする。）の普及状況等を踏まえると、基本的には、精神科病院の入院患者が、可能な限り、携帯電話等を自由に使用できることが望ましいと考えられる。一方で、携帯電話等の所持・使用に当たっては、他患者とのトラブル防止等に関する運用上の課題等もみられるところである。

このため、別添資料のとおり、精神科病院における携帯電話等の使用等に関する取組事例等について、聞き取ったところであり、各都道府県・指定都市におかれては、管下の精神科病院に携帯電話等の使用等に関する取組事例等について周知いただくようお願いする。（※ 以下略。別添資料略）

各都道府県等においては、管下の精神科病院に携帯電話等の使用等に関する取組事例等について周知をお願いします。

（通知掲載先） <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001475724.pdf>

2. 精神科病院における障害者虐待に対する都道府県等の対応等について

(1) 令和4年の法改正による見直し

令和4年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、以下のとおり、精神科病院の虐待の防止に関する規定が新設された。

- ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。
- ② 精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。あわせて、精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。
- ③ 都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表するものとする。
- ④ 国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。

(2) 都道府県における対応

精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示ししているので、適切に対応いただきたい。具体的な手順は以下のとおり。

- ① 通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
- ② 上記資料を活用し適切に状況把握を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
- ③ 事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、虐待の事実確認を行う。
- ④ 立入検査による事実確認等に基づき「対応方針決定シート」を作成。
- ⑤ 当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、虐待事実の判断及び対応方針を決定。
- ⑥ 虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。

(3) 精神科病院の業務従事者による虐待状況等の公表について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の7において、都道府県・指定都市は毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置等を公表することとされているため、適切にご対応をお願いしたい。また、公表を行った際は、厚生労働省への情報提供も併せてお願いしたい。

また、当省においては、令和7年3月26日付け事務連絡「精神科病院における業務従事者による障害者虐待への対応状況等に関する調査について（協力依頼）」にて、回答をいただいた令和6年度の対応状況等について集計を行い、令和8年1月19日開催の社会保障審議会障害者部会（第154回）・こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）合同部会において報告を行った。

なお、令和7年度分の対応状況等については、令和7年5月12日付け事務連絡「精神科病院における業務従事者による障害者虐待への対応状況等に関する調査」に係る調査票について（周知）」でお知らせしている調査票を用いて実施することになるが、協力依頼は追って事務連絡を发出させていただく。

（4）都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業について

精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備するための財政的支援として、令和6年度より、「都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業」を「地域生活支援促進事業」の一事業として新設した。

各都道府県・指定都市においては、精神科病院における虐待を防止するための研修や普及啓発等を支援するとともに、虐待通報窓口の設置や、虐待事案に対する適切な対応のため、当該事業を積極的にご活用いただくようお願いする。

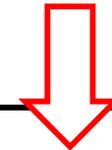
精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

現状・課題

- 精神科病院における虐待防止の取組を進めるため、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**すること等が必要。
- 現在、職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進しているが、虐待防止に向けた取り組みを更に進めるため、精神保健福祉法上、精神科病院に対する虐待防止等のための措置を義務づける等の規定を設けることが適切。

令和4年の法改正による見直し内容

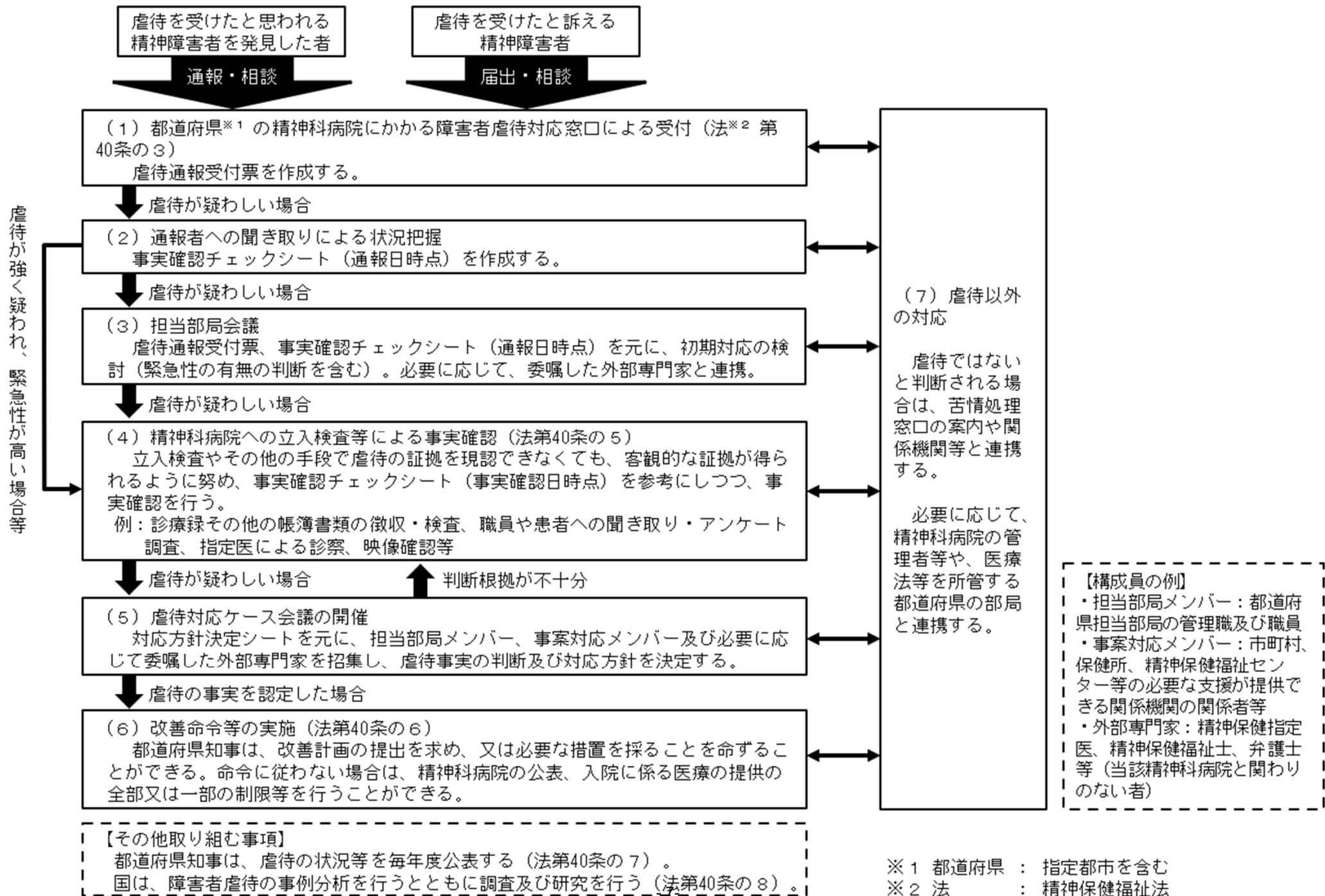
- 令和4年の精神保健福祉法改正により、以下のとおり、精神科病院の虐待の防止に関する規定を新設（施行は令和6年4月）。
 - 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
 - **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。**
あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
 - **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
 - **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**



都道府県における対応

- 精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、**都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示しする。**具体的な手順は別添のとおり。
 - ①通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
 - ②上記資料を活用し適切に状況把握を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
 - ③事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、**虐待の事実確認**を行う。
 - ④立入検査による事実確認等に基づき「対応方針決定シート」を作成。
 - ⑤当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、**虐待事実の判断及び対応方針を決定**。
 - ⑥虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。

精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ



○「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について」（令和5年11月27日障発1127第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

第2 都道府県の虐待対応窓口の設置、運用について

(4) 精神障害者虐待事実確認チェックシート(通報時評価)の作成
(略)

特に、様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート」の太字・下線で示している項目に該当する場合等、通報時点において虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等は緊急保護等の検討が必要となるため、「精神科病院に対する指導監督の徹底について」(平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知)に基づき、第3の担当部局会議の招集を行わず、予告期間なしに実地指導を行うこと(第4を参照)を検討すること。

(参考)様式2の「各虐待事項の例示」の太字・下線で示している項目

身体的虐待: 身体の内ずれかの部位に外傷、骨折、火傷、あざ等がある
殴る、ける、つねるなどの暴力行為が行われている

放置・放棄: 食事や水分を十分に提供しない等により、著しい体重の増減、やせすぎが見られるにもかかわらず、適切な介入が行われていない

皮膚の潰瘍や褥瘡が悪化しているにもかかわらず、適切なケアが行われていない

性的虐待: 性行為・わいせつな行為を強要されている

性的な嫌がらせ(裸にされる、キスをされる等)や、はずかしめを受けている

○「「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について」（令和5年11月27日障発1127第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

3 実地指導等の実施方法について

(2) 実地指導の方法について

イ 法律上適正を欠く等の疑いのある精神科病院に対して実地指導を行う場合には、最長でも1週間から10日間の予告期間をもって行うこととするが、虐待防止対策事務取扱要領第2の(4)後段に該当する場合など、入院中の者に対する虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等については予告期間なしに実施できること。

精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等について

- 令和4年の精神保健福祉法（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の改正により、令和6年4月以降、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は、速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務づけられた。
- また、同改正において、都道府県知事（指定都市の市長）に精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等を公表することが義務づけられており、その状況を集計した。

1. 業務従事者による障害者虐待の状況

- 法第40条の3に基づき、通報・届出があった件数は、全体で6,258件であり、その内訳は、業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による通報・相談件数が1,514件、業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による届出・相談件数が4,744件であった。
- 虐待の事実を認定した件数は260件あり、認定した虐待の事実に係る被虐待者数は413人であった。その内訳は、男性192人、女性209人、不明・その他12人であった。
- 認定した虐待の種別・類型毎の件数は、身体的虐待158件、心理的虐待131件、性的虐待23件、放棄・放置（ネグレクト）23件、経済的虐待4件であった。

2. 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置

- 業務従事者による障害者虐待があった場合に採られた措置は、次のとおりであった。
 - ・ 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数：258件
 - ・ 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数：170件
 - ・ 職員又は精神保健指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数：172件
 - ・ 職員又は精神保健指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数：220件
 - ・ 精神保健指定医により、入院患者の診察を行った件数：16件
 - ・ 改善計画の提出を求めた件数：189件
 - ・ 提出された改善計画の変更を命じた件数：4件
 - ・ 必要な措置を採ることを命じた件数：8件
 - ・ 法第40条の6第1項の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数：0件
 - ・ 入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数：0件

3. 虐待を行った業務従事者の職種

- 認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種ごとの人数は、次のとおりであった。
 - ・ 医師14人、看護師202人、准看護師58人、看護助手54人、保健師0人、作業療法士2人、精神保健福祉士3人、社会福祉士0人、公認心理師0人、医療事務0人、その他業務従事者9人、不明9人

都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業

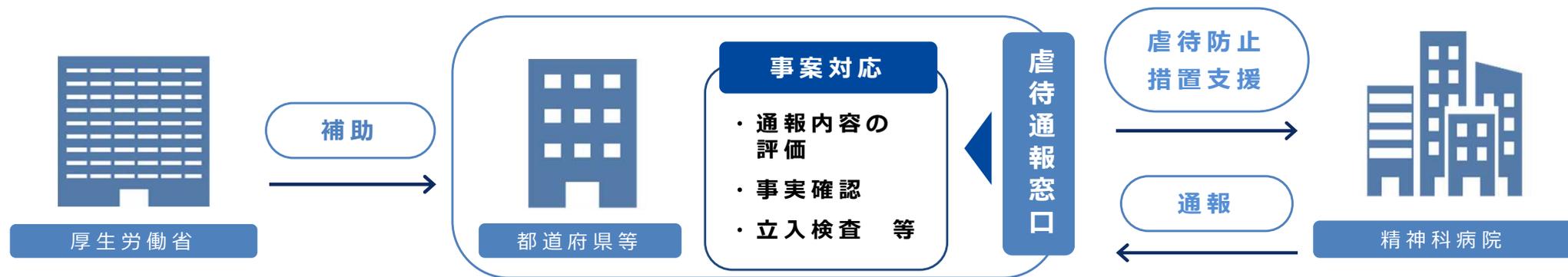
令和8年度当初予算案 41百万円（41百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降においては、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられたため、精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待防止措置を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待を防止するための研修や普及啓発等を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するために必要な経費について、財政的支援を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1 / 2

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

平成29年「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指すことを新たな政策理念として明確にした。

今後示される予定の第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画（令和9年4月から令和12年3月まで）に係る基本指針においても、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が位置付けられており、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数等が成果目標に掲げられている。

各都道府県等におかれては、目標達成に向け、第8次医療計画のほか、今後策定が予定されている第10期介護保険事業（支援）計画との整合性を図りながら、精神保健医療福祉の基盤整備を進める取組を更に加速されたい。

なお、第8次医療計画においては、令和9年度以降の後期に関連して、精神病床の基準病床数の時点更新等が必要となるため、追ってお示しをする予定である。

(2) 市町村における相談支援体制の充実について

令和4年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象に「精神保健に関する課題を抱える者」が追加された。

住民にとって身近である市町村において、福祉や母子保健等の様々な支援と一体的に、又は、連携し、精神保健に関する積極的な相談支援体制の充実を図ることが求められている。

都道府県においても、これまでの相談支援に加え、市町村における相談支援体制の整備に関する技術的助言等の支援を実施することが求められている。

また、令和5年9月に報告書がとりまとめられた「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」では、市町村における相談支援体制整備や人材育成等に関して、具体的かつ実効的な方策について議論された。

これらの動向を踏まえ、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」及び「精神保健福祉センター業務運営要領」を改正し、令和6年4月に施行された。

また、同検討チームにおける検討内容を踏まえ、自治体における精神保

健及び精神障害者の福祉に関する相談支援の質の向上を図るために、精神保健福祉相談員講習会のカリキュラム等の改正を行うとともに、厚生労働科学研究班において本講習会で活用できる講義資料及び動画等を作成し、ホームページ上で公開しているため、積極的な講習会の開催を検討いただきたい。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る令和8年度予算案及び実施概要については以下のとおりである。

なお、令和8年度の適正な予算の執行に向けてQ&Aを発出する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

ア) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

平成29年度に創設した本構築推進事業は、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者等のニーズや地域の課題を共有した上で、ピアサポートの活用やアウトリーチ支援など、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を実施するものである。本構築推進事業を活用し、取組を推進する都道府県等は年々増加しており、令和7年度においては129自治体において実施されている。

現時点における、本構築推進事業の事業メニューは、

- ① 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
- ② 普及啓発に係る事業
- ③ 住まいの確保と居住支援に係る事業
- ④ 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
- ⑤ 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
- ⑥ 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
- ⑦ 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- ⑧ 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
- ⑨ その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

であり、都道府県等におかれては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めるために、本構築推進事業を積極的に活用いただきたい。

(予算(案)概要)

- ・ 令和8年度予算(案) 581,769千円
- ・ 補助先 都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区
- ・ 補助率 1 / 2

イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、障害保健福祉圏域等の単位において、精神保健医療福祉に関する重層的な

連携による支援体制を構築することが重要であるが、各都道府県等で地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムを構築していくことを支援できるよう、平成 29 年度から本構築支援事業を実施している。

本構築支援事業は、実践経験のある保健・医療・福祉の有識者からなる広域アドバイザー及び都道府県等密着アドバイザーによる技術的支援や他の都道府県等との情報共有を得られる機会でもある。なお、事業の参加に当たっては、都道府県等において、都道府県等密着アドバイザーの推薦依頼（保健・医療・福祉分野から 1 名ずつ。）について御協力をお願いすることとしているが、一方で、これらの設定等が困難であるため、本構築支援事業の参加が難しいという意見も伺っている。そのため、令和 4 年度から、密着アドバイザーの推薦が難しい場合であっても、本構築支援事業に参加できることとし、今まで参加困難と考えていた都道府県等や今後の活用について検討段階である都道府県等においても、技術的支援や他の都道府県等との情報共有の場として、積極的に参加いただきたい。

また、本構築支援事業において、地域包括ケアシステムの構築に向け、各都道府県等の取組から得られる知見を共有するための場として、都道府県等担当者・アドバイザー等合同会議を年 2 回開催しており、令和 8 年度の第 1 回目は 6 月頃を予定している。さらに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム及び入院者訪問支援事業に係るブロック会議を 7 月から 10 月に開催する予定であり、担当者が参加できるよう、業務の調整等をお願いしたい。

（予算（案）概要）

- ・ 令和 8 年度予算（案） 43,609 千円
- ・ 補助先 委託

ウ) 入院者訪問支援事業

本事業は、都道府県等が行う研修を修了した者が、患者本人からの希望により、精神科病院を訪問して、患者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、生活に関する一般的な相談等を行うものである。

都道府県等には、入院者訪問支援員を養成するための研修の実施、入院者訪問支援員の選任や派遣等、精神科病院の協力を得て、支援体制の構築が求められる。

なお、令和 7 年 9 月 18 日付け障精発 0918 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「「入院者訪問支援事業」の適切な運用について」を都道府県、指定都市あてに発出し、事業の適切な運用に努めていただくようお願いしている。

同通知では、本来の事業に目的及び趣旨に沿って訪問支援員を派遣することや、事業の実施及び体制を検討する際には、精神科病院や市町村をはじめとする地域の各関係機関と連携・協力の上で体制整備を進めることを

お示ししている。

これらの点に留意の上で、取組を実施し、精神科病院の入院患者の権利擁護を一層推進するために、都道府県等におかれては、積極的に本事業をご活用いただきたい。

(予算(案)概要)

- ・令和8年度予算(案) 187,569千円
- ・補助先 都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区
- ・補助率 1/2

エ) 心のサポーター養成事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する上では、地域住民の理解や支えも重要であり、普及啓発の方法を見直し、態度や行動の変容までつなげることを意識した普及啓発の設計が求められている。

心のサポーターは、メンタルヘルスの問題を抱える家族の方やその同僚などに対する、傾聴を中心とした支援者のことを指しており、各地域で心のサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発にも寄与することが期待されている。

厚生労働省では、令和10年度までに全国で38万人、令和15年度までに全国で100万人の「心のサポーター」養成を目標とし、健康日本21(第三次)においても目標の指標として掲げている。また、心のサポーターの養成者数等は、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針において、成果目標及び活動指標として掲げられる予定である。

令和8年度においても、引き続き自治体、企業、保険者、官公庁、教育機関、職能団体、法人等の団体等における心のサポーター養成の支援を実施する予定である。

引き続き、都道府県等には既存の補助事業等を活用しながら、心のサポーター養成を進めていただきたい。

(予算(案)概要)

- ・令和8年度予算(案) 19,736千円
- ・補助先 委託

オ) 精神科救急医療体制整備事業

精神科救急医療体制整備事業については、平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により実施しているところである。

精神科救急医療体制は、精神障害者等の地域生活を支えるための重要な基盤の一つであり、受診前相談や入院外医療により必ずしも入院による治療を要さない場合も念頭におきつつ、体制整備に取り組むことが重要であ

る。

都道府県等においては、受診前相談や入院医療・入院外医療の提供といった精神科救急医療の提供に係る機能分化や、身体合併症対応の充実を図る観点から、一般の救急医療体制との連携強化などが必要とされているところであり、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進を図ることを基本的な考えとした精神科救急医療体制整備を推進されたい。

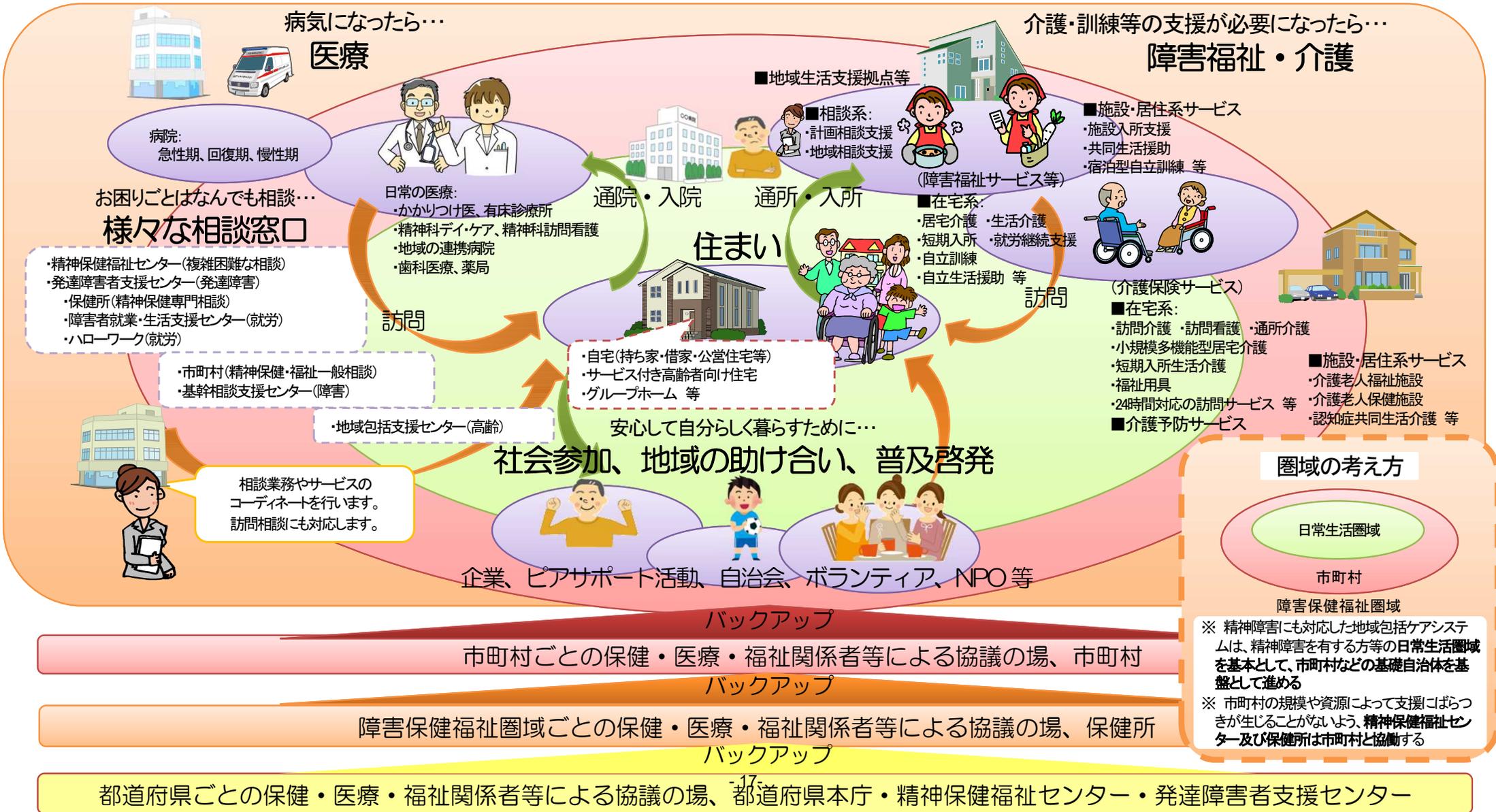
各都道府県、指定都市におかれては、令和8年度においても、本事業を通して、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう、精神科救急医療体制の確保に引き続き努めていただきたい。

(予算(案)概要)

- ・ 令和8年度予算(案) 18億円
- ・ 補助先 都道府県・指定都市
- ・ 補助率 1 / 2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と令和4年改正について

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されることを目指すこと理念としたもの。
- この理念の実現に向けては、精神保健福祉法のみならず、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、介護保険法、母子保健法、児童福祉法等の多くの法律が関連し、これらの法律に基づくサービスや支援等が精神障害者等に適切に提供される必要がある。
- これらのサービス・支援等を、精神障害者等の置かれた状態を踏まえ適切につなげるためには、自治体や保健所等による相談支援が包括的に実施されることが重要である。
- 令和4年の精神保健福祉法の一部改正では、こうした理念の実現を図るため、第6章「保健及び福祉」第2節「相談及び援助」において、以下の規定が定められた。

■ 包括的支援の確保、支援対象の見直し（法第46条）

精神保健福祉法に基づき自治体を実施する相談及び援助は、精神障害の有無やその程度にかかわらず、地域の実情に応じ、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱えるものの心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として行われなければならないことが規定された。

※ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も対象とされた。

■ 市町村への支援に関する都道府県の責務（法第48条の3）

都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

精神保健福祉相談員

概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に基づき、都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な指導を行うための職員（精神保健福祉相談員）を置くことができる。

資格要件

精神保健福祉相談員は、以下の者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- ① 精神保健福祉士
- ② 学校教育法に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの
- ③ 医師
- ④ **厚生労働大臣が指定した講習会の課程**を修了した保健師であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの
- ⑤ 前三号に準ずる者であって、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの

主な改正点

- 保健師のほか、自治体の判断で相談支援を行う保健師以外の職員も受講対象とすることが可能。
- 講習科目は、受講生が参加しやすいよう、演習を含む11科目、その時間数は合計22時間以上と大幅に短縮。
- 自治体等の負担軽減、質の標準化を図るため、講義は動画視聴も可能とし、オンラインを活用しての実施も差し支えない旨を明記。
- 質の標準化を図るため、各講習科目の到達目標を新たに明記することにより、本講習会の受講者のゴールを明確化。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日障発1127第10号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001172846.pdf>

講習会の参考資料等

https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/seminar/12_3.html

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

令和8年度当初予算案 ・ 構築推進事業：5.8億円（5.8億円） ・ 構築支援事業：44百万円（44百万円） ※（）内は令和7年度予算額

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

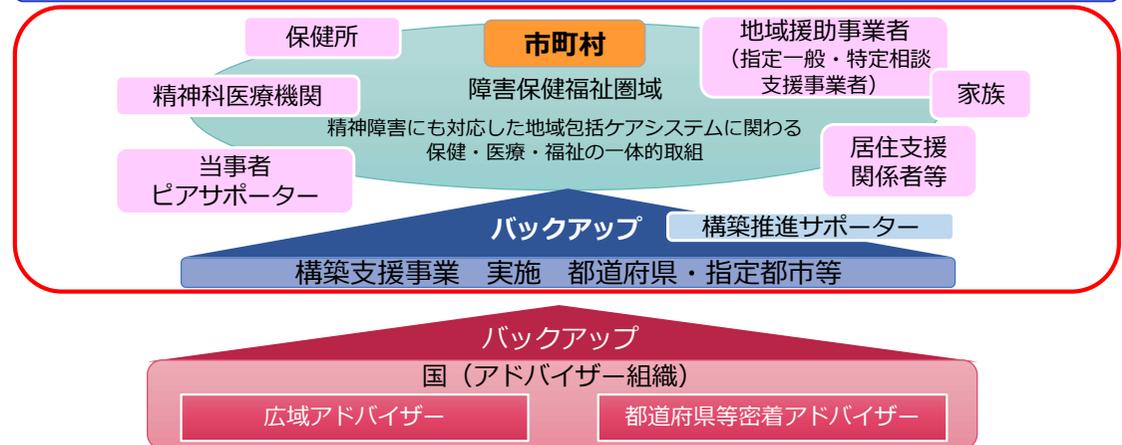
- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。

また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須とする）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

【これまでの実績】

平成29年度	9	50	14自治体		
平成30年度	26	12	6	5	49自治体
令和元年度	33	16	10	16	75自治体
令和2年度	41	20	16	19	96自治体
令和3年度	43	20	20	26	109自治体
令和4年度	43	20	20	30	113自治体
令和5年度	45	20	19	33	117自治体
令和6年度	46	20	21	41	128自治体
令和7年度	46	20	21	42	129自治体

■ 都道府県

■ 指定都市

■ 特別区

■ 保健所設置市

（※1）特別区及び保健所設置市は平成30年度より実施主体に追加

（※2）当該事業を活用していない都道府県等においては、別の補助金や都道府県等の独自の財源により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進している自治体もある。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- 国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

1.アドバイザーの主な役割

<広域アドバイザー>

- 保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等の担当者及び都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等に対し相談・助言・支援を行う。

<都道府県等密着アドバイザー・構築推進サポーター等>

- 都道府県等の担当者及び広域アドバイザーと協力しながら障害保健福祉圏域及び市町村における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

2.都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市の主な役割

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践
- 障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）や市町村の取組状況の把握、事業メニュー活用の検討
- 都道府県等密着ADの選定・国への推薦または構築推進サポーターの活用促進
- 全国会議への参加
- 事例集の作成等、当事業への協力

【これまでの実績】



平成29年度からの累計参加自治体数

都道府県	25
指定都市	11
保健所設置市	17
特別区	10
計	63

入院者訪問支援事業

令和7年度予算額
187,569千円

令和8年度当初予算案
187,569千円

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下「都道府県等」という。）

精神科病院



第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整

【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

面会交流、支援

傾聴、生活に関する相談、情報提供 等



※2人一組で精神科病院を訪問

都道府県等による選任・派遣

【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要



孤独感、自尊心の低下

誰かに相談したい、話を聞いてほしい



【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

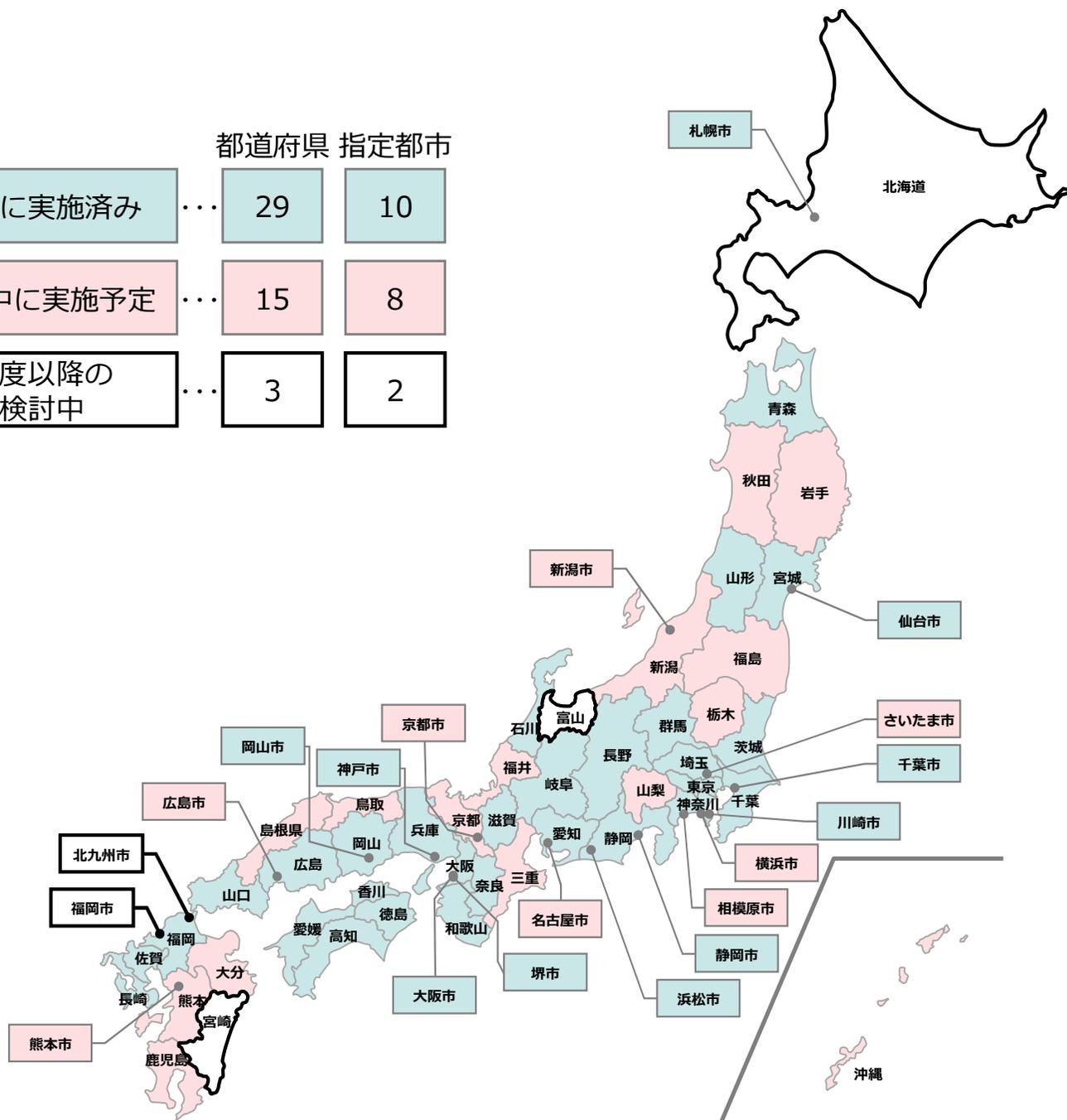
(留意点)

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

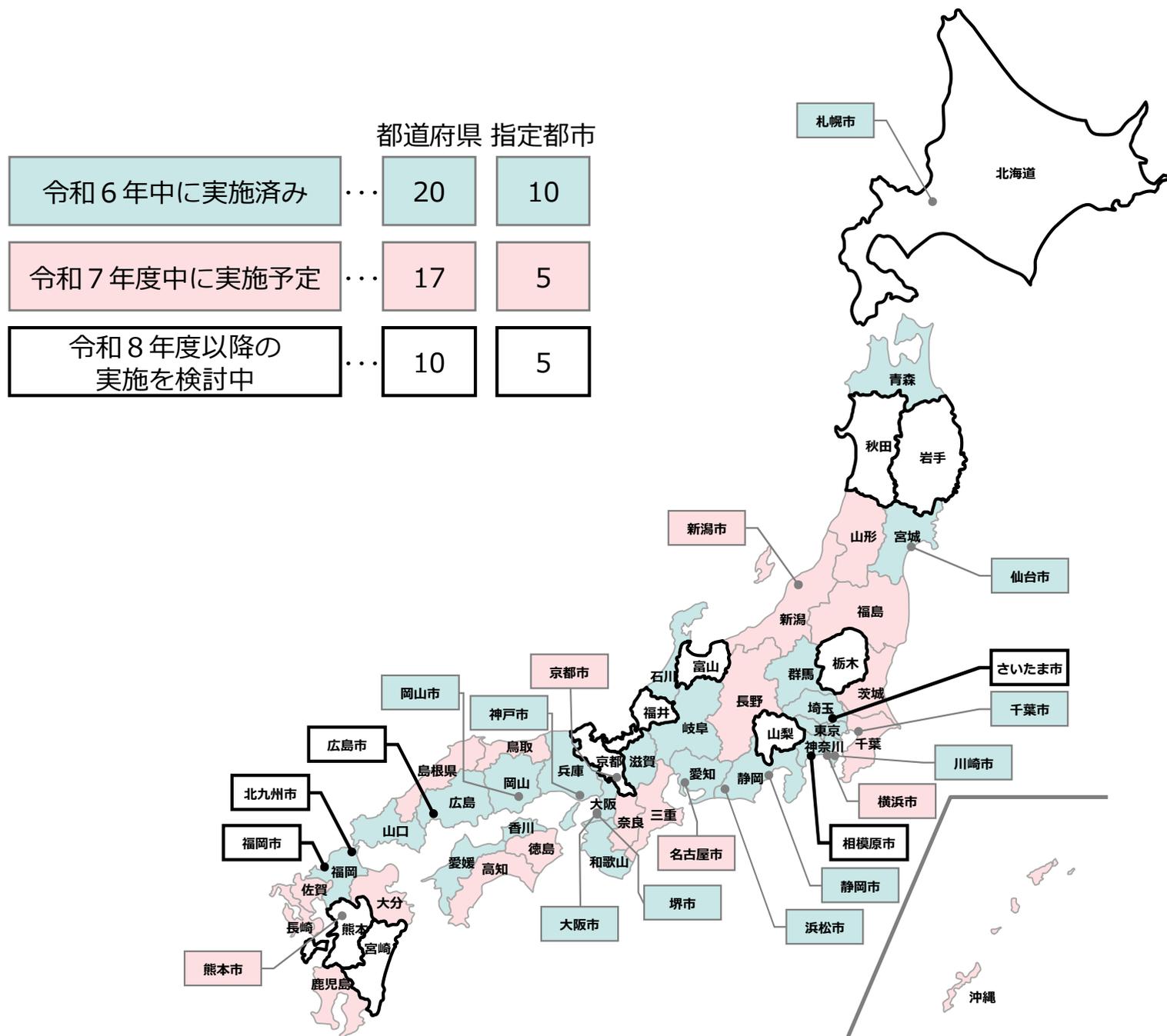
入院者訪問支援員養成研修実施状況（都道府県、指定都市）

	都道府県	指定都市
令和6年中に実施済み	29	10
令和7年度中に実施予定	15	8
令和8年度以降の 実施を検討中	3	2



※令和7年3月31日時点

入院者訪問支援員派遣状況（都道府県、指定都市）



令和8年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業・入院者訪問支援事業に係るブロック会議について（予定）

- 令和8年度に自治体間の情報交換や連携体制の推進を目的として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び入院者訪問支援事業に係る全国ブロック会議を実施する。

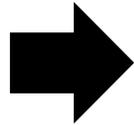
ブロック会議

時 期 : 令和8年7～10月のうち連続した2日間

対象者 : 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・入院者訪問支援事業担当者

開催方法 : 対面

場 所 : 各ブロックごと（自治体のブロック分けについては日本地図の色分けのとおり。）



- 近隣都道府県等との関係づくりを行い、自治体間の情報交換や連携体制の構築を推進する。
- 各ブロックにおける、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築状況を確認するとともに、各自治体に対する支援の検討を行う。



心のサポーター養成事業

令和7年度予算額
27,546千円

令和8年度当初予算案
19,736千円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
 - 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
- ※ メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。

※心のサポーターの養成体制

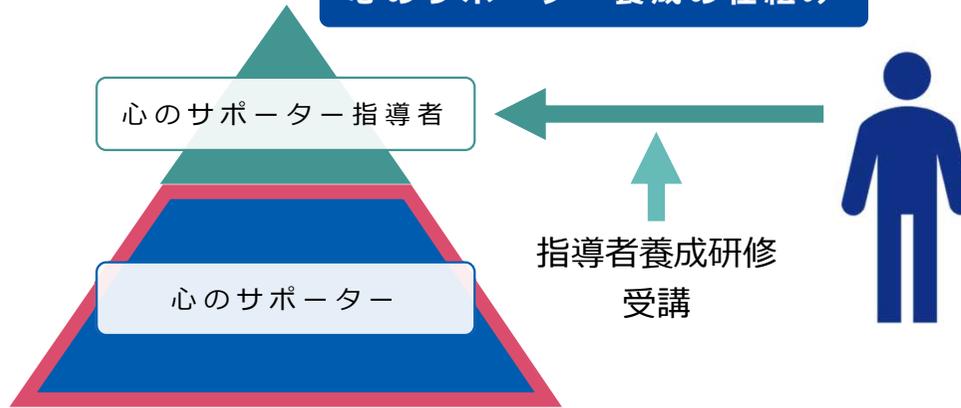
◎心のサポーター指導者

- ・ 精神保健に携わる者
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- ・ **2時間**の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

2時間の実施者養成研修を受講

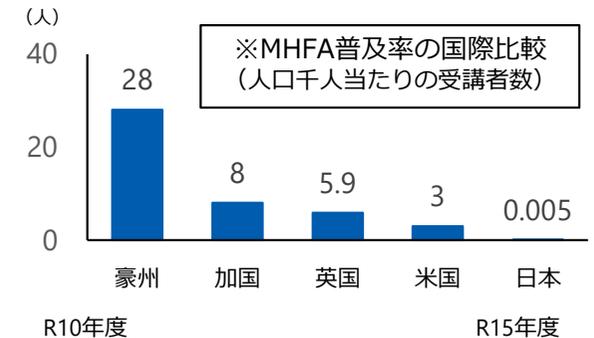
心のサポーター養成の仕組み



- ・ 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者
- ・ メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者 等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、
2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用（座学+実習）



今後の方向性

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度	R15年度
養成研修プログラム作成	8自治体*	18自治体**	30自治体***			
養成研修 (モデル地域) (※養成者数は累積値)	939人	3,450人	7,280人			
養成研修 (全国) (※養成者数は上記モデル地域も含めた累積値)	※養成研修の実績は自治体等からの報告に基づき集計			22,385人		
指導者養成マニュアル作成						
指導者養成研修 (※修了者数は累積値)	47人	145人	1,217人	2,591人	R6年度から 5年で38万人	R6年度から 10年で100万人

*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市

**R4年度：岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市、広島市、横須賀市、新潟市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市

***R5年度：宮城県、福島県、神奈川県、山梨県、三重県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、新潟市、名古屋市、名古屋市、広島市、福岡市、郡山市、前橋市、川口市、船橋市、横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

令和8年度心のサポーター養成事業の実施について（予定）

- 全国で心のサポーター（以下「ここサポ」という。）の養成を推進するため、国が事務局機能を担い、ここサポ養成の支援を行う。令和8年度は、自治体及び企業、保険者、官公庁、教育機関、職能団体、法人等（以下「団体等」という。）を支援の対象とする。
- ここサポの養成にはここサポ指導者が必要となることから、国が「心のサポーター指導者」の養成研修を実施する。

心のサポーター養成研修

- **研修主催者**
 - ・ 自治体及び団体等
- **主催者の役割**
 - ・ 事務局への事業実施申請
 - ・ 指導者への依頼と調整
 - ・ 対象者への開催案内、申込及び当日受付、出席状況の把握及び管理
 - ・ 研修会場の手配及び準備
 - ・ 研修資料の配付及び研修当日の運営
 - ・ 事務局への実施結果報告
 - ・ 修了者への認定証の配付
 - ・ 指導者への謝金・旅費の支払い 等
- **事務局（国）の役割**
 - ・ 指導者の派遣調整
 - ・ 各種フォーマット、運営マニュアル、研修資料の提供
 - ・ 認定証データの作成、提供
 - ・ 疑義照会への対応 等

指導者養成研修

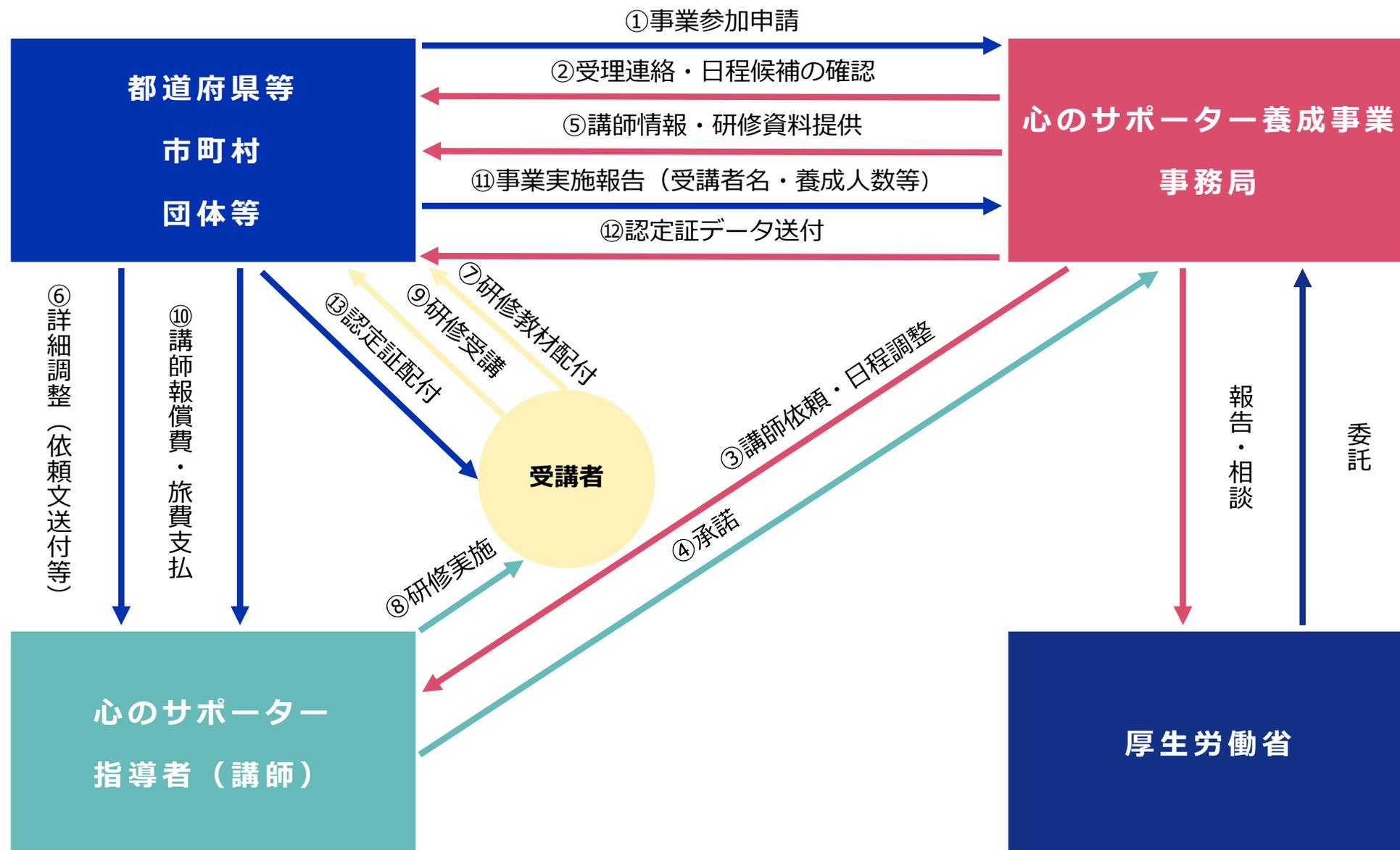
- **研修主催者**
 - ・ 事務局（国）
- **研修目的**

精神保健医療福祉に十分な知見と経験をもつ者に対して、ここサポを養成する立場である指導者の養成を行う。
- **研修対象者**

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士及び公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者、または、メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- **研修概要**

オンラインで120分の共通研修を受講後、オンデマンドにて選択研修動画を視聴の上、最後に確認テストを受験
- **研修スケジュール**
 - ・ 年6回程度開催予定（ここサポのホームページに情報を掲載）

心のサポーター養成研修における都道府県等・市町村・団体等の役割



精神科救急医療体制整備事業

令和7年度予算額

18億円

令和8年度当初予算案

18億円

※依存症医療連携事業分を含む

緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする（平成20年度開始）

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 1 / 2

【主な事業内容】

- 精神科救急医療体制連絡調整委員会等の設置
- 精神科救急情報センターの設置
- 精神科救急医療確保事業

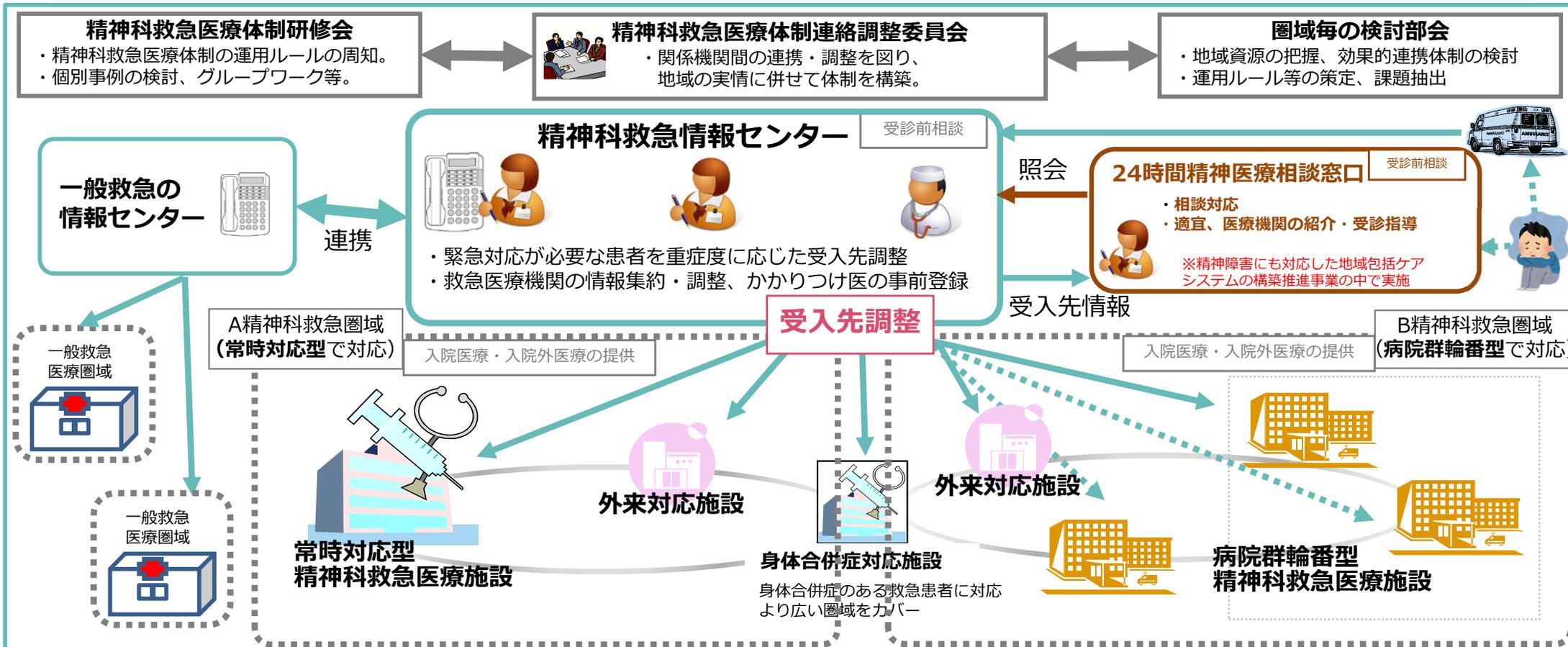
【都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け】

（H24年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正）

第4節 精神科救急医療の確保

第19条の11 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。



各精神科救急医療施設・身体合併症対応施設の連携により24時間365日対応できる体制を確保

4. 新たな地域医療構想について

(1) 現行の地域医療構想について

現行の地域医療構想については、中長期的な人口構造、地域の医療ニーズの質・量の変化を見据えて、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的として進められてきたが、精神病床は将来の病床数の必要量の推計や病床機能報告の対象とはなっていないかった。

(2) 新たな地域医療構想について

令和7年12月に公布された医療法改正法により、新たに精神医療が地域医療構想に位置づけられることとなった。同法の改正により、令和9年10月1日から精神病床の医療機関機能報告制度・病床機能報告制度が開始され、令和10年4月1日から地域医療構想における精神病床の追加が施行される。

これらの具体的な内容は、施行に向けて、必要な関係者で議論して検討を進めていくこととしているが、各自治体におかれては施行に向け、必要な準備を進めていただくようお願いする。

※令和6年12月3日「新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する検討プロジェクトチーム」報告書より作成

新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- 以下の観点から、**新たな地域医療構想に精神医療を位置付けることが適当**。
 - 新たな地域医療構想においては、2040年頃を見据え、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を進めている。
 - **地域の医療提供体制全体の中には、精神医療も含めて考えることが適当**
 - 新たな地域医療構想において精神医療を位置付けることにより、以下の意義が考えられる。
 - ・ 2040年頃の**精神病床数の必要量を推計** → **中長期的な精神医療の需要に基づく精神医療体制の推進**
 - ・ **病床機能報告の対象に精神病床を追加** → **データに基づく協議・検討が可能**
 - ・ **精神医療に関する協議の場の開催や一般医療に関する協議の場への精神医療関係者の参画**
→ 身体疾患に対する医療と精神疾患に対する医療の双方を必要とする患者への対応等における**精神医療と一般医療との連携等の推進**
 - ・ **地域医療構想の実現に向けた財政支援、都道府県の権限行使** → **精神病床等の適正化・機能分化の推進**
- 新たな地域医療構想に精神医療を位置付けた場合の具体的な内容※は、法律改正後に施行に向けて、必要な関係者で議論する必要がある、**精神医療に係る施行には十分な期間を設けることが必要**。

※ 病床数の必要量の推計方法、精神病床の機能区分、病床機能報告の報告事項、精神医療の構想区域・協議の場の範囲・参加者、精神科医療機関の医療機関機能等

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- ・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- ・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

（1）基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進
（将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等）
- ・新たな構想は27年度から順次開始
（25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等）
- ・新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

（2）病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
 - ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告（医療機関から都道府県への報告）
 - ・構想区域ごと（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能）、広域な観点（医育及び広域診療機能）で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
 - ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議（議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議）

（3）地域医療介護総合確保基金

- ・医療機関機能に着目した取組の支援を追加

（4）都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保（実態に合わない報告見直しの求め）
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
 - ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
 - ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

（5）国・都道府県・市町村の役割

- ① 国（厚労大臣）の責務・支援を明確化（目指す方向性・データ等提供）
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

（6）新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- ・精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

5. 公費負担医療等のオンライン資格確認等について

(1) 自立支援医療等及び療養介護医療のオンライン資格確認に関する現状

令和7年臨時国会において障害者総合支援法の改正内容を含む医療法等改正法が成立し、マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認を可能とすることが新たに規定された。また、医療DX推進本部決定や閣議決定等に基づき、マイナンバーカードを、自立支援医療及び療養介護医療を含む公費負担医療制度等の受給者証として利用できるよう、令和5年度から希望する自治体で先行実施事業を開始し、対象自治体を拡大しつつ、令和8年度中の全国規模での導入を目指している。

医療費助成のオンライン資格確認を行うためには、自治体においては、医療費助成の情報（受給者証情報）をPMH（Public Medical Hub）に登録するための業務システムの改修、医療機関等においては医療費助成の情報（受給者証情報）をレセプトコンピューターに取り込むためのシステム改修が必要となる。

各自治体におけるシステム改修を支援するため、令和7年度補正予算において財政補助を行うことから、令和8年度中のシステム改修等による対応を検討していただきたい。

特に受給者の多い指定都市におかれては、自治体システム標準化への対応も必要となるが、令和8年度中に必要なシステム改修を行う等の対応を検討していただきたい。

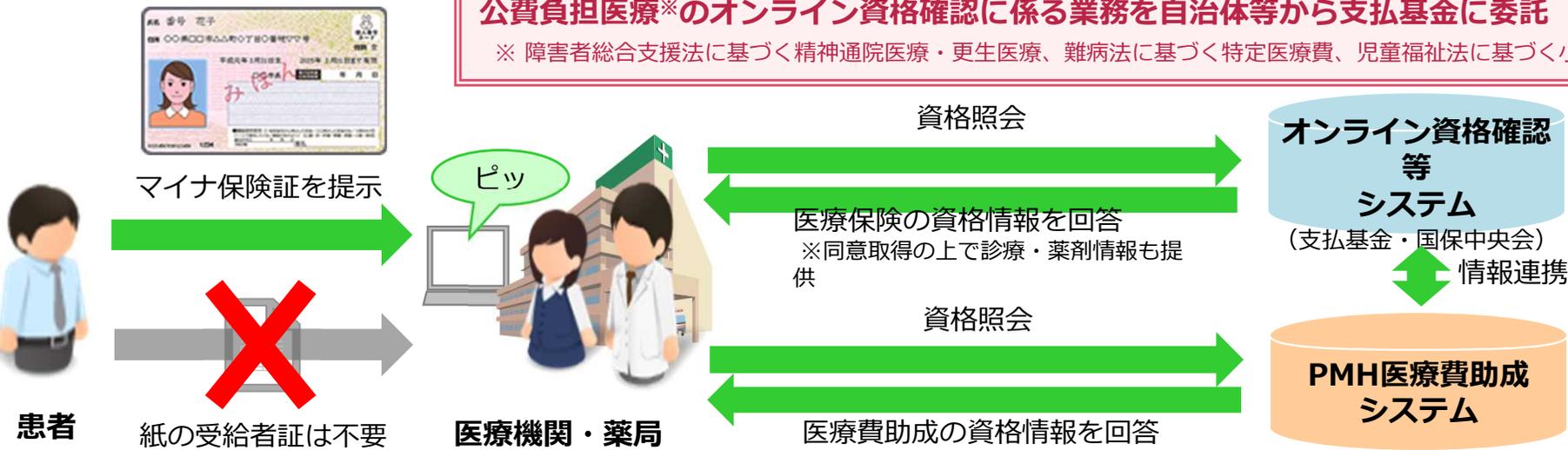
(2) 自立支援医療における自己負担上限月額管理について

自立支援医療等の医療費助成の受給者が、マイナンバーカード1枚で指定医療機関を受診できるよう、オンライン資格確認の導入に加えて、自己負担上限額管理票についても電子化することが求められることから、PMHを活用した自己負担上限額管理の電子化について検討を進めている。本件の検討状況については、適宜共有させていただくので、引き続きご留意いただきたい。

- ✓ 医療費助成（公費負担医療・地方単独医療費助成）のオンライン資格確認の導入については、デジタル庁において必要なシステムを開発・運用するとともに、**令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業に参加。令和7年度中に、600を超える自治体に拡大予定。**
- ✓ メリットを全国規模で広げていくため、「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）」等に基づき、**順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指している。**
- ✓ その上で、安定的な実施体制の整備のため、**支払基金において、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を実施する体制を整備する（令和9年度より）**

公費負担医療※のオンライン資格確認に係る業務を自治体等から支払基金に委託

※ 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費など



支払基金において、システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施

※ 上記業務に要する費用については、生活保護のオンライン資格確認の費用負担等を勘案し、医療費助成の実施主体である自治体（都道府県・市区町村）等が負担する方向で調整を進める。

※ : 医療法等改正法（公布済）において規定している事項

◎ 想定されるメリット

- ✓ マイナ保険証1枚で受診可能で、紙の受給者証を持参する手間が軽減。紛失リスクがなくなり、持参忘れによる再来院も防止。
- ✓ 医療費助成の資格確認に関する事務負担や受給者証情報の手動入力の負荷を削減。
- ✓ 正確な資格情報に基づき請求を行えるため、資格過誤請求や自治体への照会が減少し、医療費の請求・支払に係る事務負担が軽減。受給者証忘れによる償還払いの事務も減少。
- ✓ マイナ保険証の利便性向上によって、マイナ保険証の利用が促進され、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供が図られる。

医療費助成のオンライン資格確認の先行実施の状況（令和7年10月時点）①

◎ 先行実施に参加・参加予定の自治体（累計）

	R 5年度	R 6年度	R 7年度
自治体	5	183	625
都道府県	0	22	41
市区町村	5	161	584

◎ システム改修等を実施・実施予定の自治体（年度別）

	R 5年度	R 6年度	R 7年度
自治体	5	180	481
都道府県	0	22	36
市区町村	5	158	445

※令和7年度実施予定の自治体のうち、442自治体が新規参加予定、39自治体は令和6年度から参加していて令和7年度もシステム改修等を実施予定。

◎ 都道府県の参加・参加予定の状況（累計）【41都道府県】

種類	公費負担医療										地方単独医療費助成
	精神通院	難病	小児慢性	障害児入所【R7~】	感染症法			予算事業			その他*
					結核	新型インフル【R7~】	新感染症【R7~】	肝炎【R7~】	肝がん・重度肝硬変【R7~】	特定疾患【R7~】	
参加・参加予定都道府県数	40	31	31	9	5	1	1	13	7	5	3

* こども医療費助成、障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成以外の地方単独医療費助成

参加・参加予定都道府県（累計）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※赤字：R 7年度から新規参加予定（19都道府県）

※青字：R 6年度から参加していてR 7年度もシステム改修等を実施予定（17都道府県）

医療費助成のオンライン資格確認の先行実施の状況（令和7年10月時点） ②

◎ 市区町村の参加・参加予定の状況（累計）【584市区町村】

種類	公費負担医療							
	障害者総合支援法				難病	児童福祉法		
	精神通院	更生医療	育成医療	療養介護医療【R7～】		小児慢性	肢体不自由児通所【R7～】	障害児入所【R7～】
参加・参加予定市区町村数	4	277	266	108	2	17	90	2

種類	公費負担医療				地方単独医療費助成			
	未熟児養育医療	感染症法			こども	障害者	ひとり親家庭	その他
		結核	新型インフル【R7～】	新感染症【R7～】				
参加・参加予定市区町村数	25	7	0	0	523	485	506	149

【公費負担医療（自治体関係）の実施主体】

- 障害者総合支援法 ●精神通院医療：都道府県、指定都市 ●更生医療：市区町村 ●育成医療：市区町村 ●療養介護医療：市区町村
- 難病法 ●特定医療費：都道府県、指定都市
- 児童福祉法 ●小児慢性特定疾病医療費：都道府県、指定都市、中核市、児相設置市 ●肢体不自由児通所医療費：市区町村
- 障害児入所医療費：都道府県、指定都市、児相設置市
- 母子保健法 ●養育医療：市区町村
- 感染症法 ●結核患者の医療：都道府県、保健所設置市、特別区 ●新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療：都道府県、保健所設置市
- 新感染症外出自粛対象者の医療：都道府県、保健所設置市、特別区

施策名: 公費負担医療制度等のオンライン資格確認の推進

① 施策の目的

マイナンバーカード1枚で公費負担医療等(公費負担医療、地方単独医療費助成)を受けることができる環境を早期に整え、マイナンバーカードの普及促進、国民の利便性向上を図る。

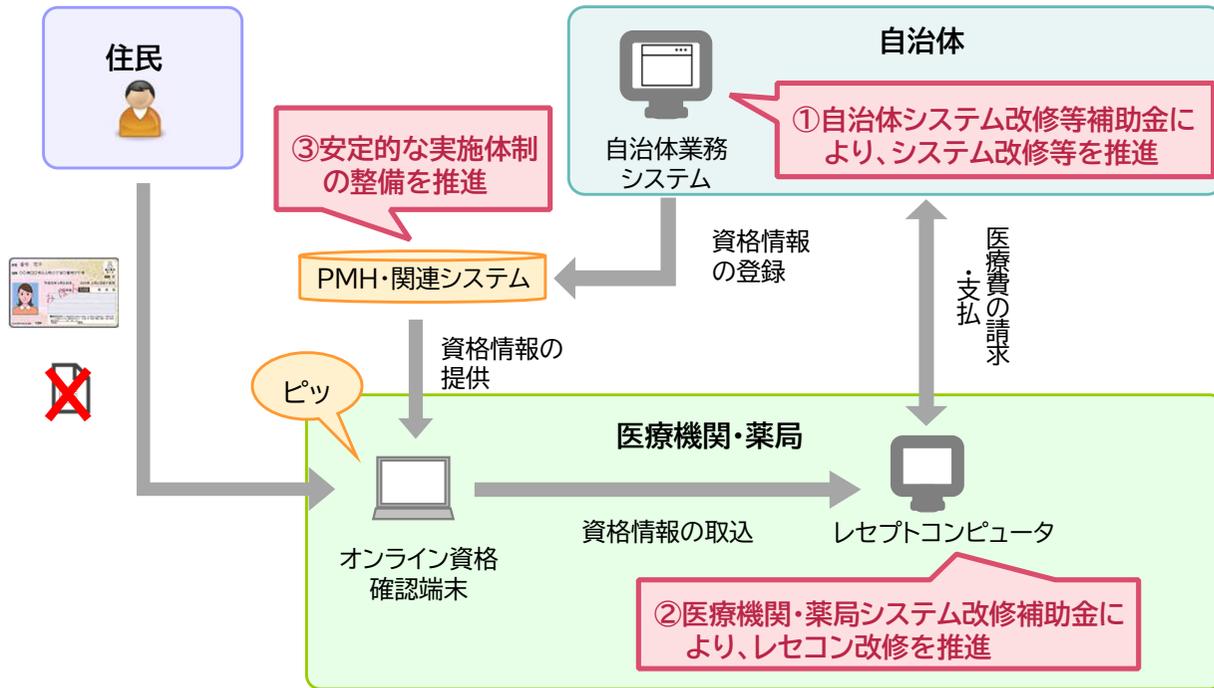
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

公費負担医療制度等(公費負担医療・地方単独医療費助成)のオンライン資格確認の令和8年度中の全国規模での導入に向けて、自治体システムの改修等、医療機関・薬局システムの改修、安定的な実施体制の整備を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



①自治体システム改修等補助金

- 補助対象: 都道府県、市区町村 ※R7年補助と同様
- 1制度当たり基準額: 500万円
- 補助率: 1/2

②医療機関・薬局システム改修補助金

- 補助対象: 医療機関、薬局
- 補助内容 ※支払基金において事務を実施

区分	補助内容
病院	28.3万円を上限に補助 ※事業費56.6万円を上限にその1/2を補助
診療所、薬局(大型チェーン薬局以外)	5.4万円を上限に補助 ※事業費7.3万円を上限にその3/4を補助
大型チェーン薬局	3.6万円を上限に補助 ※事業費7.3万円を上限にその1/2を補助

③安定的な実施体制の整備

- PMHシステムの運用・保守業務等のデジタル庁から支払基金への移管※の準備経費を補助(補助対象: 支払基金)
 ※令和9年度から移管予定
- 導入自治体拡大のための自治体等向けヘルプデスク業務委託

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本施策により国民がマイナンバーカード1枚やスマートフォン1つで医療機関を受診し、公費負担医療等を受けることができる環境の整備に繋がり、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

2-3 補助事業に係る手続きについて

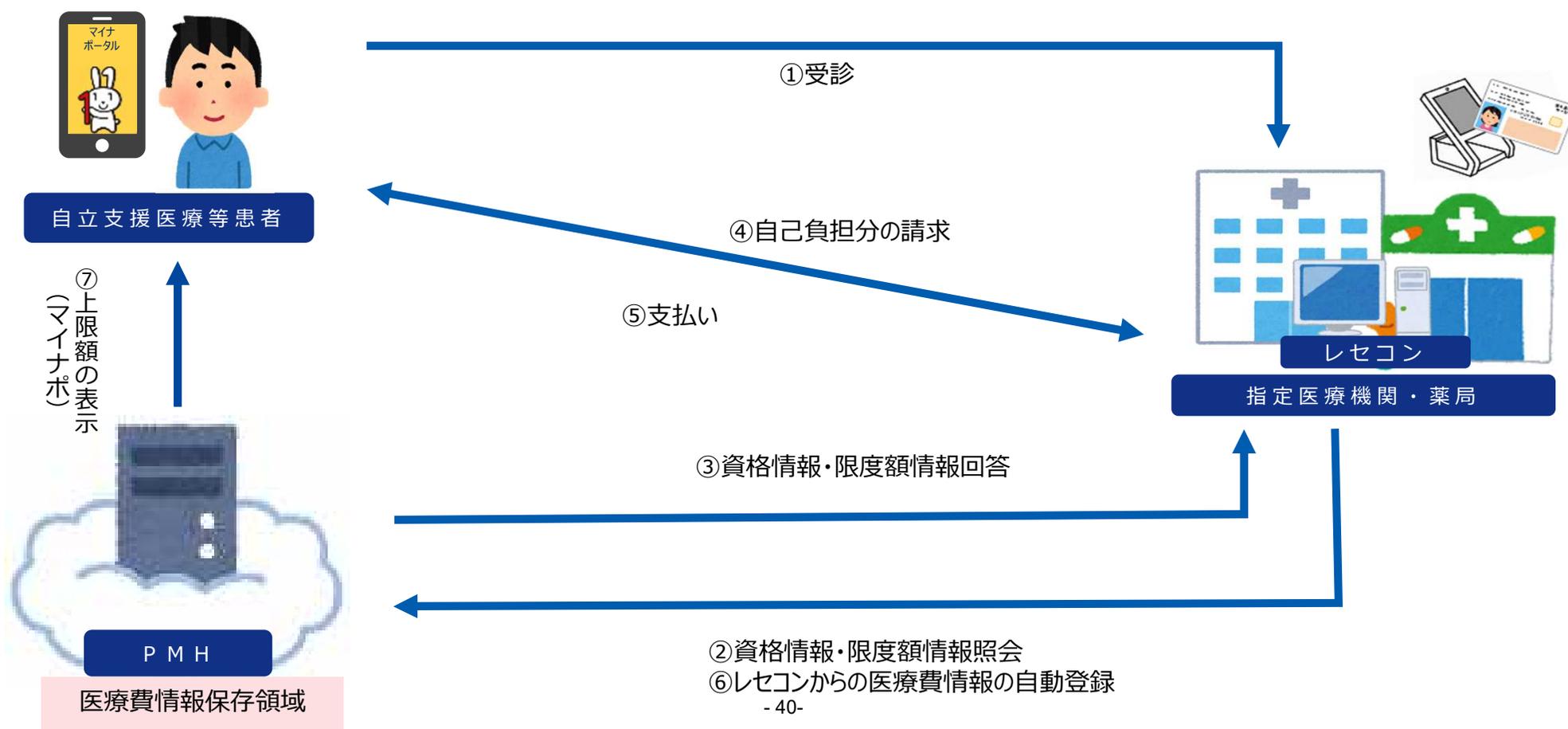
各種手続きの目的・内容等

	意向等調査	所要額調査	補助金未活用調査	交付申請
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○R8よりPMH連携を行う意向を把握する調査 ※自治体内(都道府県は管内一般市区町村を含む)における導入状況の管理や対応検討にも活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○システム改修の所要額を把握する調査 ○調査結果に基づき内示通知を発出 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金未活用でPMH連携を行う場合の連携方式等の調査 ○調査結果に基づき採択結果を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○PMH連携を行う場合の連携方式等も把握 ○申請内容に基づき交付決定通知を発出
実施時期(予定)	令和8年1月28日 ～令和8年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ①1次交付分 令和8年3月中 ②2次交付分 令和8年6月頃 		<ul style="list-style-type: none"> ①1次交付分 令和8年4～5月頃 ②2次交付分 令和8年7～8月頃
実施方法	厚生労働省 ⇒ 都道府県(管内一般市区町村のとりまとめ)・政令指定都市・中核市			
対象自治体	○全ての自治体	○補助金申請自治体	○補助金未活用でPMH連携を行う自治体	○所要額調査と同様
対象制度	○PMH連携可能な全ての公費負担医療制度(資料2-2参照)	○補助金を活用してPMH連携を行う制度	○補助金未活用でPMH連携を行う制度	
主な調査内容 ※現時点の予定	<ul style="list-style-type: none"> ○PMH連携及び本補助金活用の意向 ○PMH連携作業予定スケジュール ○連絡調整担当部署の連絡先・交付決定通知等の郵送送付先 ※調整担当部署は当該自治体内のPMH関係業務の取りまとめ及び調整連絡の窓口を担当する部署 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象制度ごとの受給者数、システム名 ○システム改修の所要額・積算内訳 ★<u>ベンダからの見積もりを踏まえて作成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象制度ごとの受給者数、システム名(システムなしの場合は受給者情報の管理方法) ○PMHとの連携方式、全件・差分連携、連携経路 	<ul style="list-style-type: none"> ○所要額調査と同様+PMHとの連携方式、全件・差分連携、連携経路 ★<u>自治体内・ベンダと合意した内容で作成</u>

現在検討中の自己負担上限額管理の電子化について

- 公費負担医療制度等の資格確認オンライン化に関する先行実施で自治体と医療機関・薬局を拡大する中で、自立支援医療等の受給者証の電子化に当たって、自己負担上限額管理票も合わせて電子化の要望もあがっている。
- P M Hを活用した上限額管理の電子化について、デジタル庁と連携し検討を進めていく。

P M Hを活用した上限額管理の電子化のイメージ



6. 申請手続のオンライン化について

(1) 自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の申請手続のオンライン化についての検討状況

「令和6年の地方からの提案等に対する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）、「令和7年の地方からの提案等に対する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）等を踏まえ、自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳に係る申請手続について、医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることを検討している。

また、「令和7年の地方からの提案等に対する対応方針」においては、オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討することとしており、申請手続のオンライン化と合わせて検討を進めているところである。

これらの検討のため、令和7年度に引き続き、令和8年度も調査研究を実施する予定であり、地方公共団体に対する調査も実施する予定であるため、各自治体におかれては、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。

(2) 精神保健指定医に係る各種手続のオンライン化についての検討状況

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月閣議決定）に基づき、「国家資格等情報連携・活用システム」が開発され、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化が推進されている。

精神保健指定医の各種手続についても、申請者がマイナポータルを通じて申請等を可能とするため、現在システムの改修を行っており、準備ができた手続から順次オンラインによる申請も可能とすることを検討している。精神保健指定医の各種手続についても、申請者がマイナポータルを通じて申請等を可能とするため、現在システムの改修を行っており、準備ができた手続から順次オンラインによる申請も可能とするため準備している。

オンライン申請への対応に向けて「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第368号）」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第12号）」が公布され、本年3月1日より施行されているが、まずは「指定医証の再交付（紛失）」、「受講の延期及び指定医証の有効期間延長」、「住所地変更」の3手続についてオンライン申請を開始する予定であり、開始時期等の詳細は準備ができ次第周知するのでご留意いただきたい。

なお、オンライン申請の運用開始以後も、従前の紙による申請は可能で

あり、申請者においてはオンライン又は紙のいずれかにて申請することとなる。また、オンライン申請では住所地の都道府県又は指定都市の経由は要しないこととなるが、紙による申請では従前通りの取扱いとなるので引き続き対応をお願いしたい。

自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳申請のオンライン化

◎令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

4 義務付け・枠付けの見直し等 【厚生労働省】

（22）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項）及び自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条1項）に係る手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

◎令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）（抄）

4 義務付け・枠付けの見直し等 【厚生労働省】

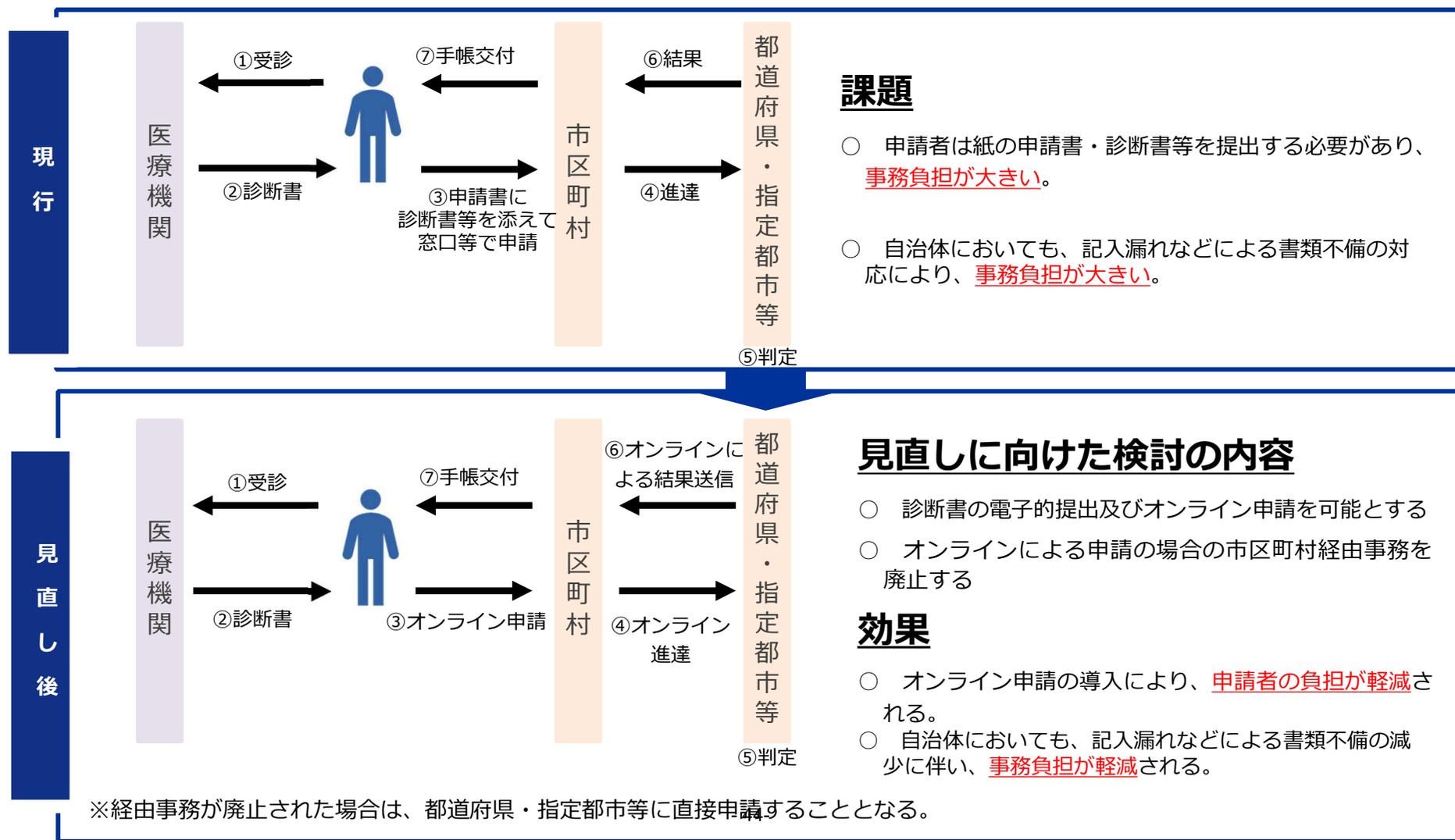
（17）身体障害者福祉法（昭24法283）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）及び療育手帳制度に関する事務

身体障害者手帳の交付申請（身体障害者福祉法15条1項及び身体障害者福祉法施行令4条）、精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令5条）、自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条）、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。

- ・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳申請のオンライン化

- 申請のオンライン化にあたっては、診断書の電子的提出などの課題があるが、オンライン化に向けて、現行業務に係る課題整理や課題ごとの実現可能性を含めたオンライン化実現方式の検討を進めている。
- 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止についても検討している。

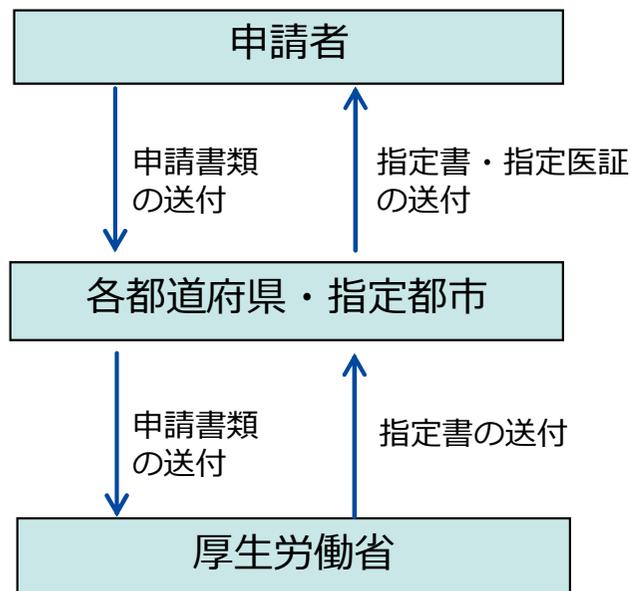


精神保健指定医に係る各種手続のオンライン化について

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月閣議決定）に基づき、「国家資格等情報連携・活用システム」が開発され、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化が推進されている。
- 申請者がマイナポータルを通じて各種手続の申請等を可能とするため、現在関係システムの改修を行っており、令和8年3月以降、準備ができた手続から順次オンライン申請も可能とすることを検討している。
対象手続：指定申請、指定医証の記載事項変更、再交付、指定医の辞退、研修受講延期・有効期間延長、住所地変更

オンライン化前

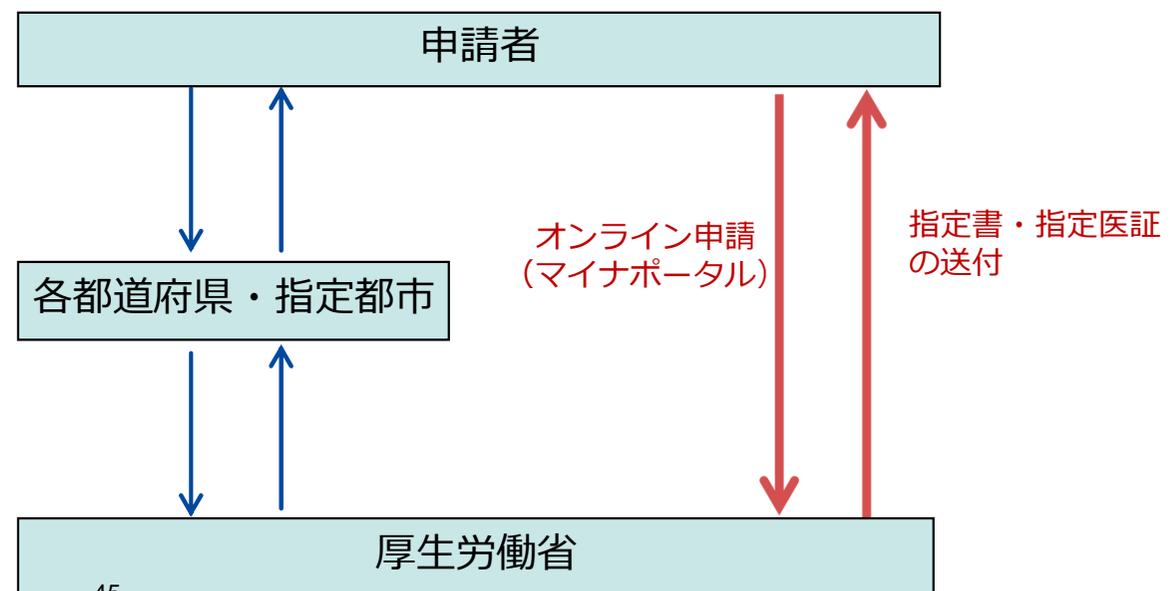
(紙による申請)



オンライン化後

(紙による申請)

(オンライン申請)



精神保健指定医に係る各種手続のオンライン化について

1 概要

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月閣議決定）に基づき、「国家資格等情報連携・活用システム」が開発され、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化が推進されている。
- 精神保健指定医の新規申請に係る審査事務及び指定医台帳の管理事務は、厚生労働省・精神保健指定医資格審査部会委員・各自治体が精神保健指定医資格審査システムを用いて審査や事務を実施しているが、申請者がマイナポータルを通じて各種手続の申請等を可能とするため、現在当該システムの改修を行っており、準備ができた手続から順次オンライン申請も可能とすることを検討している。

2 手続とオンライン化時期

- ◆ 指定医証の再交付（紛失）
- ◆ 5年ごとの研修受講延期及び指定医証の有効期間延長
- ◆ 住所地変更

準備でき次第
(令和8年3月下旬以降を目処)
オンライン申請開始

- ◆ 精神保健指定医指定申請
- ◆ 指定医証の記載事項変更
- ◆ 指定医証の再交付（き損）
- ◆ 指定医の辞退
- ◆ 精神保健指定医指定申請（失効後一年未満）

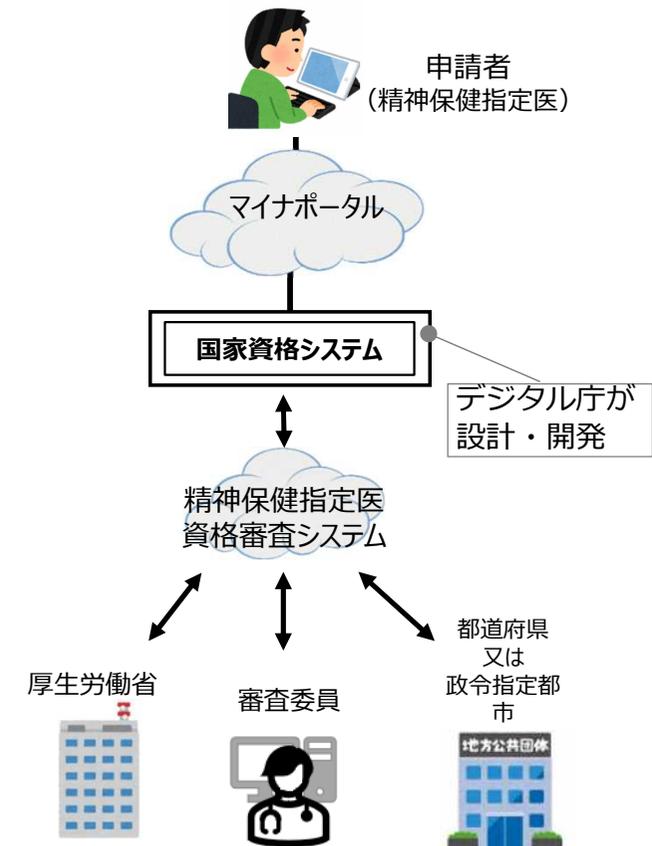
令和8年度以降(未定)
オンライン申請開始予定

- ◆ 指定医証の更新
- ◆ 指定の取消又は職務の停止による指定医証の返納

検討中

※オンライン申請開始後であっても、従前通り紙での申請も可能。
※オンライン申請の際、都道府県知事や研修の実施団体等の経由が不要となること等のため、その準備として所要の政省令や通知の改正を行う。

3 イメージ



7. 障害者医療費国庫負担金の適正な執行について

(1) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査及び支給

会計検査院による令和6年度決算検査報告において、令和5年度障害者医療費国庫負担金のうち自立支援医療費（更生医療）に関する指摘を受けたところである。

この中で、更生医療における人工透析患者であって医療保険の特定疾病制度^(注)と自立支援医療を併用する者（以下「特定疾病併用者」という。）に対する支給額について、自立支援医療制度の理解が十分ではない等の理由から、本来は医療保険の特定疾病制度により支給されるべきものが、誤って自立支援医療費により給付がなされ、自立支援医療費が過大に支給されている事態が確認された。

今般、会計検査院の指摘を踏まえ、「自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等に関する会計検査院の是正及び是正改善の処置要求等への対応について」（令和8年1月22日付け障精発0122第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を発出し、対応について示したので、都道府県及び実施主体である市町村におかれては、再発防止への積極的な取組や、制度の運用にあたり十分な確認体制の構築をお願いしたい。

また、各都道府県におかれては、当該通知の内容について、管内の実施主体に対して周知し、指定自立支援医療機関に対しては、当該通知の内容とともに、特定疾病併用者に対する請求の適正化について周知いただきたい。

（注）高額療養費制度の特例により自己負担限度額が1万円とされている（標準報酬月額等が所定額以上の被保険者で70歳未満の者については2万円）。

(2) その他

令和6年度決算検査報告では、上記指摘の他、本来は対象年度の前年度の3月診療分から対象年度の2月診療分までの額を基に対象経費を算定すべきであったが、計上すべき診療月を誤って算定している事態が確認された。各自治体におかれては、対象経費算定の際には十分に確認いただき、適正な執行に努められたい。

令和6年度決算検査報告について

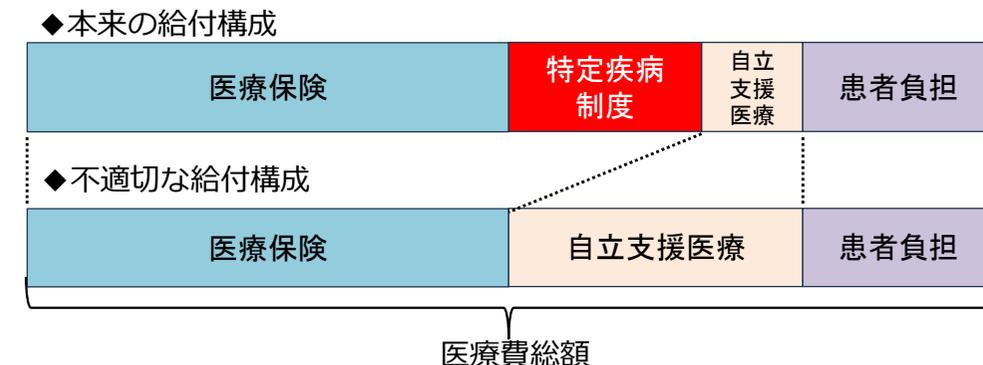
自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等について
(会計検査院法第34条の規定による処置要求・同法第36条の規定による処置要求及び意見表示)

指摘概要

自立支援医療制度と特定疾病制度の併用者（自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の両制度の認定を受けた人工透析患者）について、自立支援医療制度の理解が十分ではない等の理由から、本来は医療保険の特定疾病制度により支給されるべきものが、誤って自立支援医療費により給付がなされ、自立支援医療費が過大に支給されていた。

- **特定疾病併用者に係る自立支援医療費が過大に支給されていたもの**
111事業主体 1億9,527万余円（うち国庫負担金 9,763万円）
- **特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額が生じていたもの**
20事業主体 2,757万余円（うち国庫負担金 1,378万円）

<イメージ図>



指摘を踏まえた対応

- ① 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査の必要性、審査方法等を継続的に周知し、適正な審査の徹底を図る。
- ② 事業主体において適正かつ効率的な審査ができる体制を整備するよう、障害者福祉システムの標準仕様書の機能要件に同医療費の点検項目を追加するなどする。
- ③ 事業主体の実情も踏まえて自立支援医療費の支給認定に係る情報を指定自立支援医療機関と共有する仕組みを構築するよう周知することにより、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査及び支給が適正に行われるよう、所要の措置を講じる。
- ④ 指摘のあった過大に支給されていた自立支援医療費に係る負担金等については、返還に向けて所要の措置を講じる。

障精発0122第1号
令和8年1月22日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕 障害保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公印省略)

自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等に関する会計検査院の是正及び是正改善の処置要求等への対応について

標記について、「会計検査院からの是正及び是正改善の処置要求等について」(令和7年10月17日事務連絡)(別添1)において周知したとおり、会計検査院法第34条及び第36条の規定に基づき是正及び是正改善の処置要求等がなされているところである。

都道府県及び更生医療の実施主体である市町村におかれては、下記1のとおり対応をお願いします。また、下記2から4までについて、別紙を参照の上、是正改善に対応いただくとともに、再発防止への積極的な取組や、制度の運用に当たり十分な確認体制の構築をお願いしたい。

各都道府県におかれては、当該通知の内容について、管内の実施主体に対して周知し、指定自立支援医療機関に対しては、当該通知の内容とともに、自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者(以下「特定疾病併用者」という。)に対する請求の適正化について周知いただきたい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係
TEL: 03-5253-1111 (内 3057)
E-mail: jiritsuiryou@mhlw.go.jp

1. 過大に支給されていた自立支援医療費の返還等について

- (1) 「自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等について」(令和7年10月14日7検第201号)(以下「会計検査院指摘」という。)において指摘を受けた13府県111実施主体は、指摘の対象となった令和5年度障害者医療費国庫負担金の実績額を精査の上、過大に支給されていた額について、過誤調整を行うなどして速やかに返還等の措置を講ずること。
- (2) 会計検査院指摘において、特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額が生じていたものとして指摘を受けた9府県20事業主体は必ずしも返還等の措置を求めたものではないが、自主的な点検等により過大に支給されていたことが判明した場合は返還等の対応を行うこと。
- (3) 会計検査院指摘の事案に限らず全ての実施主体においては、必要に応じて自主的な点検を実施し、過大に支給されていたことが判明した場合は返還等の対応を行うこと。また、同様の事態が発生することがないよう下記2を参照のうえ、制度の運用に当たり十分な確認体制を構築すること。

2. 実施主体に対する継続的な周知、適正審査の徹底について

- (1) 各都道府県は実施主体に対して①及び②を継続的に周知することにより、適正に審査を行うよう徹底を図ること。
 - ① 特定疾病併用者に係る自立支援医療の制度、審査を行う必要性、審査方法等について継続的な周知を行うこと。周知に際して、制度の内容や必要性は「自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る障害者医療費国庫負担金の算定に関する会計検査院の是正改善の処置要求への対応について」(平成27年4月24日障精発0424第1号)別紙の1及び2(別添2)を参照すること。
 - また、具体的な審査方法や確認事項等については、「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」(平成18年6月13日障精発第0613001号)(別添3)、「会計検査院の是正改善の処置要求への具体的対応について」(平成27年4月24日事務連絡)(別添4)を参照すること。

- ② 人工透析患者の自立支援医療費の支給認定申請に当たっては、以下の対応を実施するよう継続的に周知すること。
 - ・申請者が特定疾病制度の認定を受けている場合は、特定疾病療養受療証の写しを必ず提出させ、指定自立支援医療機関を受診する際にも必ず提示するよう申請者へ説明する。
 - ・申請者が特定疾病制度の認定を受けておらず、特定疾病併用者となりうる者の場合は、自立支援医療制度の趣旨を説明し、特定疾病制度の申請をするよう働きかけ、適正な運用がなされるよう徹底を図る。
- (2) 自立支援医療受給者証と特定疾病療養受療証とを一体として携行できるような工夫(※)をすることなどにより、特定疾病併用者の利便性を図ることができるよう配慮すること。
※例えば、自立支援医療受給者証と特定疾病療養受療証を紙で発行する場合、双方をホチキスで留める等。

3. 適正かつ効率的に審査可能な体制の整備について
システムの一層の活用を図るため、障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】(令和7年8月29日改定)において、機能要件に特定疾病制度の点検項目を追加する改正を行った。
実施主体においては、当該システムの活用により、適正かつ効率的に審査を行うことができるよう体制を整備すること。

障害者福祉システム標準仕様書【第5.0版】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20807.html

4. 指定自立支援医療機関における適正な請求への対応について
実施主体と指定自立支援医療機関の間で特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を共有していない事態は適切ではないとの指摘があったことから、指定自立支援医療機関が自立支援医療費を適正に請求することができるよう、実施主体と指定自立支援医療機関の間で情報を共有する取組を実施すること。
なお、実施方法の対応例を以下でお示しするが、例示の対応に限らず、実施主体の実情を踏まえて対応いただきたい。

- <対応例>
支給認定(更新)の際等に、指定自立支援医療機関への情報共有について、あらかじめ受給者本人の同意を得た上で、以下のような取組を実施する。
- ・指定自立支援医療機関から特定疾病療養受療証に係る照会が実施主体にされた場合、必要な情報を速やかに指定自立支援医療機関へ提供する。
 - ・特定疾病療養受療証の有無を含む情報をあらかじめ指定自立支援医療機関へ提供し、情報共有する。

事務連絡
令和7年10月17日

各都道府県
自立支援医療（更生医療）担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

会計検査院からの是正及び是正改善の処置要求等について

今般、自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る障害者医療費国庫負担金の算定について、会計検査院より会計検査院法第34条及び第36条の規定により、是正及び是正改善の処置要求等があり、会計検査院長から厚生労働大臣に対して、別添のとおり送付がありましたので、情報提供いたします。なお、是正及び是正改善の処置要求等に関する具体的な対応等については、改めて通知の発出等を行う予定ですが、過大となっている国庫負担金は返還等の措置を講ずることとなりますので、該当する府県においては実施主体等と調整し、適宜対応を進めてください。

また、各都道府県担当者におかれましては、更生医療の実施主体である管内市町村に対し、本事務連絡の内容について情報提供いただきますようお願いいたします。

貴省は、障害者等の居住地等の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が、都道府県知事等の指定する病院、薬局等（以下、これらを「指定医療機関」という。）から自立支援医療を受けた障害者又は障害児に係る自立支援医療に要した費用（以下「自立支援医療費」という。）を障害者等に対して支給した場合に、その支給に要する費用の100分の50を障害者医療費国庫負担金（以下「負担金」という。）として交付している。

法等によれば、自立支援医療費の支給に当たり、医療保険により同等の給付を受けることが可能な部分については、自立支援医療費の支給の対象とならないこととされている（以下、この取扱いを「併給調整」という。）。すなわち、図表1のとおり、自立支援医療費（公費負担分）（図表1の(A)）は、同一月に受けた自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額（同(B)）から、医療保険による給付（医療保険負担分）（同(C)）及び当該障害者等の家計の負担能力、障害の状態等をしんしゃくして政令で定める額（以下「自立支援医療制度の自己負担限度額」という。）等（同(D)）を控除して得た額等とすることとなっている。

図表1 自立支援医療費の算定式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{自立支援医療費} \\ \text{（公費負担分）} \\ \hline \text{(A)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{自立支援医療に係} \\ \text{る医療費の月額} \\ \hline \text{(B)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{医療保険による給} \\ \text{付（医療保険負担} \\ \text{分）} \\ \hline \text{(C)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{自立支援医療制度} \\ \text{の自己負担限度額} \\ \text{等} \\ \hline \text{(D)} \\ \hline \end{array}$$

（注）自立支援医療費が支給されることで、障害者等の自己負担額が軽減されることになる（図表3参照）。

そして、法等によれば、都道府県は、市町村が行う自立支援医療費の支給等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対して必要な助言、情報の提供その他の援助を行

7検第 201 号
令和 7年10月14日

厚生労働大臣

福岡資歴 殿

会計検査院長

原田 祐平

（公印省略）

自立支援医療制度と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る更生医療における自立支援医療費の審査及び支給等について

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 自立支援医療制度の概要

自立支援医療制度は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、障害者及び障害児の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療（以下「自立支援医療」という。）について、障害者及び障害児の保護者（以下「障害者等」という。）の医療費の自己負担額を軽減するために、公費により医療費を負担する公費負担医療制度である。

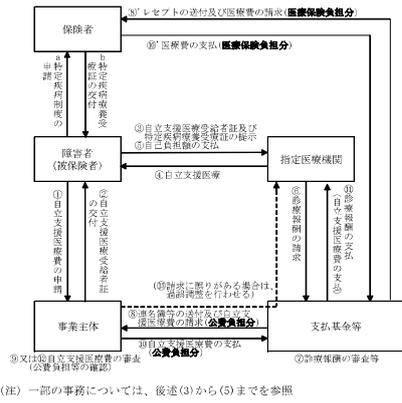
うなどの責務を有することとされており、また、都道府県知事等は、指定医療機関に対して自立支援医療の実施に関し指導を行うこととされている。

(2) 更生医療における自立支援医療費の支給認定等

自立支援医療は、育成医療、更生医療又は精神通院医療の3種類とされ、このうち更生医療は、人工透析療法を受ける腎臓の機能の障害等の身体障害者を対象としている。

更生医療における自立支援医療費の支給認定を受けようとする障害者又は支給認定の有効期間が終了して再度の支給認定を受けようとする障害者は、法及び「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年障発第0303002号。以下「支給認定通知」という。）に基づき、図表2のとおり、市町村（以下「事業主体」という。）の長に申請して（図表2の①）、支給認定を受けて、自立支援医療受給者証の交付を受けることとなっている（同②）（以下、支給認定を受けた障害者を「支給認定障害者」という。）。そして、法等によれば、自立支援医療を受けようとする支給認定障害者は、自立支援医療受給者証を指定医療機関に提示することとされている（同③）。

図表2 更生医療における自立支援医療費の支給等に係る事務の流れの概念図



(注) 一部の事務については、後述(3)から(5)までを参照

(3) 更生医療における自立支援医療費の支給に係る審査等

事業主体は、支給認定障害者が指定医療機関から更生医療に係る自立支援医療を受けた(図表2の④)ときは、当該支給認定障害者に代わり指定医療機関に自立支援医療費を支払うことができることとなっている。

事業主体から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下、これらを「支払基金等」という。)は、指定医療機関から毎月提出される診療(調剤)報酬請求書及び診療(調剤)報酬明細書(以下「レセプト」という。)の内容の審査等(同⑥及び⑦)を行った後、受給者別に自立支援医療費(公費負担分)、自己負担額等を記載した連名簿等を作成して、事業主体等に送付している(同⑧)。

そして、事業主体は、毎月支払基金等から送付される連名簿等に基づき、公費負担額に医療保険負担とすべき額が含まれて請求されていないかなどについて支払の前又は後に必要な審査を行い(同⑨又は⑩)、支払基金等を通じて指定医療機関に対して自立支援医療費を支払うことになっている(同⑩及び⑪)。また、審査の結果、請求に誤りがある場合は、指定医療機関に対して支払基金等を通じて過誤調整を行わせる(同⑬)などしている。

(4) 医療保険の高額療養費制度における特定疾病制度の概要

医療保険の高額療養費制度のうち特定疾病制度は、被保険者の負担軽減を図る観点から、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたって継続しなければならない疾病として厚生労働大臣が定めた人工透析療法を受ける慢性腎不全等(以下「特定疾病」という。)に係る療養を受けた場合の医療機関ごとの同一月における自己負担の限度額(以下「特定疾病制度の自己負担限度額」という。)を特例的に1万円等とし、これを超える額全額を保険者が負担するものである。

特定疾病制度の適用を受けようとする被保険者は、保険者に対して申請し、特定疾病の認定を受けて、特定疾病療養受療証の交付を受けることとなっている。そして、特定疾病の認定を受けた者が、特定疾病の療養を受けようとするときは、特定疾病療養受療証を保険医療機関等に提示しなければならないこととなっている(図表2の⑬)。

(5) 特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費の支給認定

特定疾病のうち、人工透析療法を受ける慢性腎不全の患者(以下「人工透析患者」という。)は、保険者から特定疾病の認定を受けると特定疾病制度の対象者になり

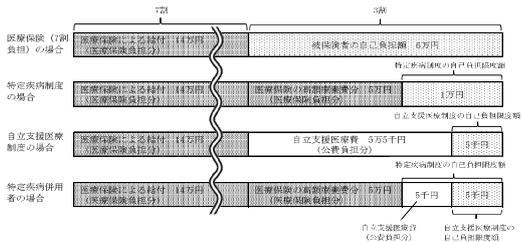
(4)参照)、さらに、事業主体から更生医療における自立支援医療費の支給認定を受けて支給認定障害者になる(2)参照)ことにより、両制度の対象者となる(以下、両制度の認定を受けた人工透析患者を「特定疾病併用者」という。)

そして、支給認定通知によれば、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定の申請については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、事業主体の長に申請させることとされている。

(6) 特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費

特定疾病併用者に係る更生医療における自立支援医療費(公費負担分)は、図表3のとおり、併給調整により、特定疾病制度の自己負担限度額のうち、自立支援医療制度の自己負担限度額を超える額を支給することとなる。

図表3 特定疾病併用者等に係る自己負担限度額の概念図



注(1) 医療費の月額が20万円であって、被保険者の負担割合が3割(自己負担額6万円)、特定疾病制度の自己負担限度額が1万円、自立支援医療制度の自己負担限度額が5千円の場合の例である。
 注(2) 自立支援医療費は、自立支援医療に係る医療費の月額から医療保険による給付と自立支援医療制度の自己負担限度額等を控除して得た額等となる(図表1参照)。
 注(3) 特定疾病制度及び自立支援医療制度の認定を受けると、特定疾病併用者となり、医療保険の高額療養費が自立支援医療費に優先して支給される。

(7) 平成26年の本院の処置要求を受けて貴省が講じた処置

本院は、平成26年10月に、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の算定について、会計検査院法第34条の規定により、厚生労働大臣に対して是正改善の処置を求めるとともに、これを平成25年度決算検査報告に掲記した。

そして、貴省は、本院の指摘の趣旨に沿い、27年4月に都道府県等に対して「会計検査院の是正改善の処置要求への具体的対応について」(平成27年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡。以下「27年事務連絡」という。)を発するなどして、都道府県を通じて、事業主体に対して、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の必要性や方法を示して、公費負担額等が適正か審査を行うよう周知を図るなどしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

自立支援医療費のうち更生医療に係る負担金については、26年の処置要求に係る検査時には741億3338万5千円(24年度)であったが、令和5年度には868億8565万5千円と増加しており、また、更生医療における自立支援医療費のうち人工透析療法に係るものの占める割合は約80%に上っている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査は適正かつ効率的なものとなっているか、公費負担医療制度(注1)が制度の趣旨に沿って運用されているかなどに着目して、15都府県の153事業主体が5年度に負担金の交付を受けた更生医療に係る事業費計721億2017万5千円(負担金相当額計3

60億6008万余円)を対象として、153事業主体において、自立支援医療費に係る支払関係書類等を確認するとともに、貴省本省において、事業主体に対する指導等の状況について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 15都府県 東京都、京都府、大阪府、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、奈良県、愛媛県、高知県、福岡県、宮崎県、沖縄県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費が過大に支給されている事態

(注2)
15都府県の153事業主体のうち13府県の111事業主体において、図表4のとおり、自立支援医療費に、支給の対象とならない医療保険の特定疾病制度による給付対象額が含まれていて、自立支援医療費計1億9527万余円(負担金相当額計9763万余円)が過大に支給されている事態が見受けられた。

図表4 自立支援医療費が過大に支給されていたもの

(単位:千円)

府県名	事業主体数	国庫負担対象額(A)	国庫負担金(B)=(A)×50/100	過大に支給されていた自立支援医療費(C)	過大となっていた国庫負担金相当額(D)=(C)×50/100
福島県	2	370,636	185,318	1,661	830
埼玉県	16	6,661,397	3,330,698	21,284	10,642
千葉県	8	4,387,840	2,193,920	15,851	7,725
神奈川県	17	10,399,638	5,209,819	10,872	5,436
岐阜県	2	407,513	215,759	1,958	979
京都府	11	4,267,323	2,133,661	41,167	20,583
大阪府	13	13,611,747	6,805,873	34,883	17,441
奈良県	3	1,826,885	913,442	5,307	2,723
愛媛県	4	1,133,150	566,575	6,637	3,318
高知県	4	1,239,618	619,809	799	394
福岡県	14	6,317,823	3,158,911	45,917	22,958
宮崎県	7	1,732,188	866,094	9,086	4,543
沖縄県	3	985,122	492,561	856	428
計(13府県)	111	53,111,099	26,555,549	195,273	97,636

自立支援医療費が過大に支給されている事態を踏まえて、事業主体における特定疾

病併用者に係る自立支援医療費の審査の実施状況等について確認したところ、次のような状況となっていた。

(注2) 111事業主体 福島県福島市、会津若松市、埼玉県さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、加須市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、新座市、久喜市、富士見市、ふじみ野市、千葉市、市川市、松戸市、習志野市、船橋市、市原市、八千代市、君津市、神奈川横浜、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、足柄下郡湯河原市、愛甲郡愛川町、岐阜県岐阜市、多治見市、京都府京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、木津川市、大阪府大阪府、堺市、豊中市、池田市、吹田市、貝塚市、守口市、八尾市、松原市、和泉市、箕面市、門真市、阪南市、奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山本町、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、愛媛県松山市、今治市、八幡浜市、南宇和郡愛南町、高知県高知市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香美市、福岡県福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰市、糸島市、那珂川市、糟屋郡粕屋町、宮崎県宮崎市、都城市、延岡市、日向市、串間市、西都賀郡、えびの市、沖縄県沖縄市、うるま市、中頭郡北中城村

ア 事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の実施状況

貴省は、27年事務連絡において、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査を行う必要性や、自立支援医療費と自己負担額の合計が特定疾病制度の自己負担限度額を超えていないか突合するなどの審査方法を示して、公費負担額等が適正か審査を行うよう周知を図っている。

そこで、事業主体において、27年事務連絡を踏まえた審査が行われているか確認したところ、自立支援医療費が過大に支給されている事態が見受けられた13府県の111事業主体のうち、13府県の85事業主体においては、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査を実施していなかった。このうち、12府県の74事業主体においては、

27年事務連絡の内容が担当部署において引き継がれておらず、審査の必要性を認識していなかった。また、貴省においても、27年事務連絡を発して以降、一度も周知を行っていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

京都市は、指定医療機関からの令和5年度の更生医療における自立支援医療費の請求について、支払基金等から毎月送付される連名簿等に基づき、5年3月診療分から6年2月診療分までの請求額計33億4514万余円を支払基金等を通じて指定医療機関に支払っていた。

当該請求額のうち28億4955万余円は人工透析療法に係る請求であり、このうち1669万余円(負担金相当額834万余円)は、医療保険の特定疾病制度による給付対象額が誤って自立支援医療費として請求されたものであった。

しかし、同市においては、27年事務連絡の内容が担当部署において引き継がれておらず、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査を行わずに、請求どおりに自立支援医療費を支給していた。

イ 事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査体制の状況等

事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査体制をみたところ、ほとんどの事業主体において、特定疾病併用者の人数にかかわらず、1名から2名の職員による審査体制となっていて、適正な審査を行うためには、より効率的な方法により実施する必要があると認められた。

そして、貴省は、27年事務連絡において、効率的に審査を実施するために、連名簿を電子データで入手して、既存のシステムに取込みが可能であれば取り込み、また、受給者データと連名簿等の突合を電子データにより行う方法を審査の好事例として示している。

して示している。

そこで、13府県の111事業主体における連名簿の状況及び審査体制の状況をみると、連名簿の媒体については、事業主体によって紙又は電子データと区々となっており、社会保険診療報酬支払基金から送付される連名簿と、国民健康保険団体連合会から送付される連名簿のいずれか又は両方が紙である事業主体が、12府県の65事業主体と半数以上を占めていた。また、連名簿を電子データで受領していても、電子データを活用した効率的な審査ができていない事業主体が見受けられた。

一方、政府は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)等に基づき、自立支援医療費の支給に関する業務において使用する障害者福祉に係るシステム等の基幹業務のシステムを標準化することとして、7年度末までに標準化のための基準に適合したシステム(以下「標準化システム」という。)への移行を目指している。

そこで、貴省が標準化システムにおいて求める機能を示した標準仕様書の自立支援医療費の審査に係る機能要件を確認したところ、レセプト情報に関しては、特定疾病の認定を受けているかについての点検項目は含まれているものの、特定疾病併用者に係る公費負担額が適正かについての点検項目は含まれていなかった。

このため、標準化システムの標準仕様書は、事業主体における特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査に十分に資するものとはなっていないと認められ、標準化システムへの移行後においても、効率的な審査ができるものとはなっていないと思考される。

そして、貴省は、これらの状況について把握しておらず、適正かつ効率的な審査ができる体制を整備することについて検討を行っていなかった。

ウ 事業主体における特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報共有の状況

特定疾病併用者に係る自立支援医療費の請求が適正に行われない原因の一つには、特定疾病併用者が指定医療機関に対して自立支援医療受給者証のみを提示し、特定疾病療養受療証を提示していないことがある。そして、特定疾病併用者についての情報を、本人の同意を得た上で事業主体と指定医療機関との間においてあらかじめ共有することができれば、指定医療機関において、自立支援医療受給者証のみを提示した特定疾病併用者に対して特定疾病療養受療証の提示を促し、適正な請求を行うことができると思料される。

そこで、13府県の111事業主体において、自立支援医療費の支給認定を行った際に、指定医療機関である病院及び薬局のいずれに対しても特定疾病療養受療証の有無を含む支給認定に係る情報を共有することとしているか確認したところ、93事業主体では当該情報を共有することとしていなかった。

また、貴省は、このような状況について把握しておらず、情報を共有する仕組みを構築することについて検討を行っていなかった。

(2) 特定疾病の認定の有無等を十分に把握しないまま自立支援医療費の支給認定を行い、自立支援医療費が支給されている事態

支給認定通知によれば、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定の申請について

は、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、事業主体の長に申請させることとされている。

そこで、15都府県の153事業主体において特定疾病療養受療証の写しを添付させているか確認したところ、支給認定通知の解釈が事業主体によって区々となっており、15都府県の124事業主体においては、特定疾病療養受療証の写しを必ず添付するよう求めていた。一方、12都府県の29事業主体においては、必ずしも求めておらず、特定疾病の認定の有無等を十分に把握しないまま自立支援医療費の支給認定を行っていた。

しかし、特定疾病の認定の有無等を十分に把握しないまま自立支援医療費の支給認定を行っている場合、事業主体が支給した自立支援医療費に、支給の対象とならない医療保険の特定疾病制度による給付対象額が含まれているおそれがある。

そこで、29事業主体において特定疾病療養受療証の写しが添付されていなかった支給認定障害者について、これらの者の年齢及び自立支援医療費の自己負担限度額を基に、特定疾病併用者であった場合の特定疾病制度における自己負担限度額を仮定して自立支援医療費を算出し、当該自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額を試算した。その結果、図表5のとおり、9府県の20事業主体が支給認定を行った193人において、特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額が計2757万余円（負担金相当額計1378万余円）生じていた。また、20事業主体の193人について特定疾病の認定の有無等を確認したところ、7事業主体の50人は特定疾病の認定を受けていた。一方、11事業主体の76人については特定疾病の認定を受けておらず、11事業主体の67人については、7年7月末時点におい

ても、事業主体が関係機関との調整に時間を要するなどして、特定疾病の認定の有無等を確認できなかった。これら193人に係る自立支援医療費には、支給の対象とならない医療保険の特定疾病制度による給付対象額が含まれていると思料される。

図表5 特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額が生じていたもの（本院試算）

(単位：人、千円)

府県名	事業主体数	特定疾病併用者であった場合の自立支援医療費と実際に支給された自立支援医療費との開差額が生じていたもの(A)								(B)に係る国庫負担金相当額 額) = (A) × 50/100
		特定疾病の認定を受けている者		特定疾病の認定を受けていない者		特定疾病の認定の有無を把握できなかった者				
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
徳島県	1	2	1,365	-	-	2	1,365	-	-	682
埼玉県	3	66	8,406	-	-	27	3,468	33	4,994	4,200
千葉県	3	2	1,156	3	100	6	1,056	-	-	578
東京都	3	12	2,609	1	133	6	1,214	5	1,207	1,204
大阪府	3	17	5,760	10	391	26	3,960	11	1,365	3,282
愛媛県	1	1	31	-	-	-	-	1	11	5
福岡県	3	54	7,925	32	3,378	8	1,776	14	2,621	3,487
香川県	1	3	1,034	-	-	2	174	1	859	517
沖縄県	2	6	253	4	183	-	-	2	71	127
計(9府県)	20	193	27,575	50	4,386	75	11,979	67	11,192	13,780

このうち、特定疾病の認定を受けていた者については、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の対象とするために、事業主体において、特定疾病療養受療証の写しを原則として添付させることにより、特定疾病の認定を受けていることを適切に把握することが求められる。

また、特定疾病の認定を受けていない者については、人工透析患者であれば特定疾病制度の対象となりうる者ではあるが、特定疾病の認定は申請主義に基づくものであるため、申請をしない場合は特定疾病併用者とならない。しかし、医療保険により同等の給付を受けることが可能な部分については、併給調整を行うこととなっている趣旨に鑑みると、特定疾病の認定を受けていない者に対して、特定疾病制度の申請をす

るよう働きかけることが望ましい。

そして、特定疾病の認定の有無等を確認できなかった者については、自立支援医療費の支給認定の際に、特定疾病の認定の有無等を把握することで、特定疾病療養受療証の写しの添付を求め、又は特定疾病制度の申請をするよう働きかけるなどの対応が可能となる。

以上のように、自立支援医療費を適正に支給するためには、事業主体において、自立支援医療費の支給認定の際に、特定疾病の認定の有無等を適切に把握することで、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査及び併給調整の対象とすることが求められる。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

事業主体において自立支援医療費が過大に支給されている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。また、特定疾病併用者に係る自立支援医療費を適正に支給するための効率的な審査ができる体制となっていない事態、及び特定疾病の認定の有無等を十分に把握しないまま自立支援医療費の支給認定を行い、自立支援医療費が支給されている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。さらに、事業主体と指定医療機関との間において、特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を共有することとしていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、特定疾病併用者が指定医療機関に特定疾病療養受

療証を提示していないことや、指定医療機関において自立支援医療制度の理解が十分でないことにもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において

- (7) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度及び審査方法についての理解が十分でないこと
- (4) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の適正かつ効率的な審査ができる体制となっていないこと

イ 貴省において

- (7) 事業主体に対して、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査を行う必要性、審査方法等について、継続的な周知を行っていないこと
- (4) 事業主体の審査体制の状況等を把握しておらず、事業主体において適正かつ効率的な審査ができる体制を整備することについて検討していないこと
- (9) 事業主体と指定医療機関との間において、特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を共有する仕組みを構築することについて検討していないこと
- (2) 事業主体に対して、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定時における特定疾病の認定の有無等に応じた対応について、明確に周知していないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

自立支援医療費のうち更生医療に係る医療費は、人工透析療法に係るものが大部分を

占めている。また、医療機関においては健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で特定疾病情報を確認できることとなっているが、資格確認等により特定疾病情報を確認する場合があること、マイナ保険証による確認には開示の同意が必要であることなどから、事業主体において特定疾病併用者に係る自立支援医療費の適正かつ効率的な審査を行うことが引き続き求められる。

については、貴省において、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査及び支給が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 自立支援医療費が過大に支給されていた111事業主体に対して、過誤調整を行わせるなどすることで、過大に支給されていた自立支援医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）

イ 事業主体に対して、都道府県を通じて、

- (7) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査を行う必要性、審査方法等について継続的な周知を行うこととし、適正に審査を行うよう徹底を図ること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）
- (4) 特定疾病併用者に対して、指定医療機関の受診の際に、自立支援医療受給者証と併せて特定疾病療養受療証も提示する必要があることなどを説明すること、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定の申請に当たり、特定疾病の認定の有無等の確認のために特定疾病療養受療証の写しを原則として添付させること、及び特定疾病

の認定を受けていない者には自立支援医療制度の趣旨を説明し、特定疾病制度の申請をするよう働きかけることについての継続的な周知を行うこととすること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

ウ 事業主体において適正かつ効率的な審査ができるような体制を整備するよう、標準化システムの標準仕様書の機能要件に自立支援医療費の点検項目を追加するなどすること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

エ 指定医療機関が自立支援医療費を適正に請求することができるよう、事業主体において、本人の同意を得た上で特定疾病療養受療証の有無を含む自立支援医療費の支給認定に係る情報を指定医療機関と共有する仕組みを構築するよう助言すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

別添 2

障精発0424第1号
平成27年4月24日

各 都道府県
指定都市
中核市 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
（公印省略）

自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る障害者医療費国庫負担金の算定に関する会計検査院の是正改善の処置要求への対応について

この度、会計検査院から厚生労働省に対して、「自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る障害者医療費国庫負担金の算定について」（平成26年10月17日26検第513号）のとおり指摘があり、会計検査院法第34条の規定に基づき是正改善の処置要求がなされているところである。

実施主体においては、別紙を参照の上、制度の運用に当たり十分な確認体制の構築をお願いしたい。

また、各都道府県におかれては、当該通知の内容について、管内の実施主体に対する周知をお願いするとともに、実施主体向けの定期的な研修会を開催する等、再発防止に向けた取組を積極的に実施するようお願いしたい。

さらに、指定自立支援医療機関に対しては、自立支援医療と医療保険の特定疾病療養受療の併用者に対する請求事務が適正なものとなるよう留意する旨、周知するとともに、貴管内の医師会及び薬剤師会等の関係機関に対しても、併せて周知方につき配慮されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係
TEL：03-5253-1111（内3057）
E-mail:jitsuisuiyou@mhlg.jp

別紙

1 自立支援医療制度の内容について

自立支援医療制度は医療保険優先の仕組みであり、医療保険適用後の自己負担を軽減する制度のため、まずは、医療保険における特定疾病療養受療の制度を適用し、加えて、自立支援医療による自己負担限度額が1万円^(注)より低い場合に、更に自己負担の軽減を図るものである。そのため、自立支援医療による公費負担は、1万円と自立支援医療による自己負担限度額の差となる。

なお、具体的な自立支援医療の自己負担上限額ごとのケースについては、別添「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」(平成18年6月13日障精発第0613001号)の別添1及び2を参照のこと。

(注) 高額療養費制度の特例により自己負担限度額が1万円とされている(標準報酬月額等が所定額以上の被保険者で70歳未満の者については2万円)。

2. 実施主体における自立支援医療と特定疾病療養受療の併用者にかかる確認について

(1) 確認の必要性について

「1」に記載のとおり、自立支援医療制度は医療保険が優先される仕組みであり、特定疾病療養受療の併用者に関し、自己負担額及び公費負担額を適正に算定する必要がある。

こうした中で、審査支払機関においては、公費負担額及び自己負担額が適正か否かについての審査は行っていない。そのため、実施主体においては、審査支払機関から提供される連名簿等を活用し、自立支援医療制度に則った適正な請求であるかの確認を必ず行うこと。

(2) 申請受付時等における確認について

「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日障発第0303002号)の「別紙2の第3の1」等により、「腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること」としており、また、「自立支援医療費受給者証に特定疾病療養受療証の有無を記載すること」としている。実施主体においては、これを踏まえ、申請受付時に特定疾病療養の対象者かどうかを確認することが重要である。

(3) 具体的な確認事項について

別添事務連絡により、お知らせするので参考にすること。

3 今後の対応について

今回の指図書事項を踏まえ、各都道府県においては、自立支援医療に係る連絡会議等の場を活用するなど、実施主体や指定自立支援医療機関等に対し、改めて制度の内容等について周知を行うほか、定期的な研修会の開催や事務処理マニュアルの配布及び随時の更新等により、恒常的に制度の周知徹底を図るなど、より適切な対応が図られるよう、地域の実情に応じた積極的な取組を図られたい。

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長

医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく自立支援医療費については、自立支援医療に要した費用のうち支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情を斟酌した額を控除して得た額(当該しん酌した額が自立支援医療に要した費用の100分の10に相当する額を超える場合には、100分の10に相当する額)から、医療保険等から給付される額を差し引いた額(別添1参照)を指定自立支援医療機関に支払う制度となっているところである。

しかしながら、今般、自立支援医療制度と医療保険の高額療養費の併給関係について、指定自立支援医療機関における取扱いが不明瞭となっている事例が見受けられたため、下記事項に留意の上、関係機関へ周知するとともに、自立支援医療費の適正な給付方に配慮を願いたい。

記

1. 指定自立支援医療機関における自己負担の徴収について

自立支援医療の受給者から、自己負担として、受給者が負担すべき額を医療機関窓口において徴収することとしているところである。

このため、通院患者については、受給者が負担すべき負担限度額に達するまで、受診毎に当該受診に係る医療費の100分の10相当額を限度として徴収することとなる。

その結果、特定疾病療養受療の認定者(医療保険上の高額療養費の自己負担限度額は、1診療報酬明細書あたり1万円)に対しての自己負担については、①1月あたりの負担額、②当該月の自立支援医療に係る医療費の100分の10相当額の合計額、③高額療養費の自己負担限度額(1万円)のいずれか一番低い額が徴収額となる。具体的な例については別添2を参照すること。

2. 都道府県等における連名簿等の審査について

診療報酬の審査を委託している社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会においては、自己負担が適正に徴収されているかどうかの審査は行われなため、都道府県等における自立支援医療に係る診療報酬の額の決定に際しての連名簿等の確認により、1による取扱いを行っていない場合は、指定自立支援医療機関あてに返戻又は過誤調整を行うよう連絡する、又は、審査支払機関に過誤調整を依頼するなど、関係機関と連携しつつ、自立支援医療費の適正な給付を図ること。

別添1

自立支援医療費の給付額の算定例

ケース1

- 健康保険 3割負担
・月額総医療費 4万円
・自己負担上限月額 5千円



障害者自立支援法第58条に基づく給付対象額

月額総医療費 40,000円 x 90/100 = 36,000円 ...A

障害者自立支援法第7条に基づき自立支援給付を行わない額(保険による給付額)

月額総医療費 40,000円 x 70/100 = 28,000円 ...B

自立支援医療費として給付する額(A-B)

36,000円 - 28,000円 = 8,000円

ケース2

- 特定疾病療養受療の認定者
・月額総医療費 20万円
・自己負担上限月額 5千円



障害者自立支援法第58条に基づく給付対象額

月額総医療費の1割 20,000円 > 自己負担上限月額 5,000円

月額総医療費 200,000円 - 自己負担上限月額 5,000円 = 195,000円 ...A

障害者自立支援法第7条に基づき自立支援給付を行わない額(保険による給付額)

月額総医療費の3割 60,000円 > 高額療養費の自己負担限度額 10,000円

月額総医療費 200,000円 - 高額療養費の自己負担限度額 10,000円 = 190,000円 ...B

自立支援医療費として給付する額(A-B)

195,000円 - 190,000円 = 5,000円

別添2

特定疾病療養受療の認定者からの自立支援医療の自己負担の徴収例

1 通院であって、院内処方かつ訪問看護を利用していない受給者 (月の当初から自立支援医療の認定を受けている方)

ケース1

A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

Table with columns: 受診日(期間), 医療費(点数), 自己負担徴収額 (負担上限月額, 負担上限月額, 負担上限月額, 負担上限月額). Rows show daily medical costs and corresponding self-payment amounts over a month.

ケース2

A指定自立支援医療機関窓口での自己負担徴収額

Table with columns: 受診日(期間), 医療費(点数), 自己負担徴収額 (負担上限月額, 負担上限月額, 負担上限月額, 負担上限月額). Rows show daily medical costs and corresponding self-payment amounts over a month.

2 通院であって、院外処方かつ訪問看護を利用していない受給者
(月の当初から自立支援医療の認定を受けている方)

ケース1

受診日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(月)	2,308点	2,310円	2,310円	2,310円	2,310円
4月 7日(金)	2,608点	190円	2,610円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,379点	0円	0円	2,380円	2,380円
4月15日(土)	2,308点	0円	0円	480円	2,310円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	390円
4月23日(日)	2,679点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,500円	4,920円	7,780円	10,000円

調剤日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月7日(金)	2,215点	0円	80円	2,220円	2,220円
4月20日(木)	2,215点	0円	0円	0円	2,220円
4月分の自己負担徴収額計		0円	80円	2,220円	4,440円

ケース2

受診日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(月)	2,379点	2,380円	2,380円	2,380円	2,380円
4月 7日(金)	2,608点	0円	400円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	2,310円	2,310円
4月15日(土)	2,379点	0円	0円	480円	2,380円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	320円
4月23日(日)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,679点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		2,380円	2,780円	7,780円	10,000円

調剤日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(月)	2,215点	120円	2,220円	2,220円	2,220円
4月15日(土)	2,215点	0円	0円	0円	2,220円
4月28日(金)	2,215点	0円	0円	0円	2,220円
4月分の自己負担徴収額計		120円	2,220円	2,220円	6,660円

注) 病院・診療所と薬局間での負担上限月額の管理については、受給者に交付されている自己負担上限額管理表により行うこと。

3 通院であって、手続きの関係により月の途中から自立支援医療の認定を受けている場合
ケース1(院内処方かつ訪問看護を利用していない受給者であって、4月5日に承認を受けた場合)

受診日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(月)	2,308点	6,920円	6,920円	6,920円	6,920円
4月 7日(金)	4,523点	2,500円	3,080円	3,080円	3,080円
4月11日(火)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月15日(土)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月19日(水)	4,523点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		9,420円	10,000円	10,000円	10,000円

ケース2(院外処方かつ訪問看護を利用していない受給者であって、4月5日に承認を受けた場合)

受診日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(月)	2,379点	7,140円	7,140円	7,140円	7,140円
4月 7日(金)	2,608点	2,500円	2,610円	2,610円	2,610円
4月11日(火)	2,308点	0円	250円	250円	250円
4月15日(土)	2,379点	0円	0円	0円	0円
4月19日(水)	2,608点	0円	0円	0円	0円
4月23日(日)	2,308点	0円	0円	0円	0円
4月27日(木)	2,679点	0円	0円	0円	0円
4月分の自己負担徴収額計		9,640円	10,000円	10,000円	10,000円

調剤日(期間)	医療費(点数)	自己負担徴収額			
		負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円
4月 3日(火)	2,215点	6,650円	6,650円	6,650円	6,650円
4月15日(土)	2,215点	0円	2,140円	2,220円	2,220円
4月28日(金)	2,215点	0円	0円	1,130円	1,130円
4月分の自己負担徴収額計		6,650円	8,790円	10,000円	10,000円

注) **斜体文字** は、自立支援医療の対象とならない部分である。

別添 4

事務連絡
平成27年4月24日

各 (都道府県 指定都市 中核市) 障害保健福祉主管部(局) 更生医療担当 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

会計検査院の是正改善の処置要求への具体的対応について

標記については、「自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る障害者医療費国庫負担金の算定に関する会計検査院の是正改善の処置要求への対応について」(平成27年4月24日障精発0424第1号)により通知しているところですが、具体的な確認事項等下記のとおり整理しましたので、今後の対応の参考として下さい。

記

- 実施主体における確認事項等について
 - 自立支援医療申請受付時における確認
自立支援医療の申請受付時(再認定時を含む。)において、自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者については、特に
 - 特定疾病療養受療証の有無
 - 特定疾病療養受療証の有効期間
 - 特定疾病療養に係る自己負担限度額の確認をお願いします。
 また、①～③は、後日、連名簿等の審査にも必要であることから、実施主体において台帳等への記録を行うなど、対象者の把握等に漏れないよう留意して下さい。
 - 連名簿等における確認
実施主体においては、審査支払機関から提供のあった連名簿等により、以下の事項について自立支援医療制度に則った適正な請求であるかの確認をお願いします。
 - 生年月日
 - 自立支援医療の認定期間

- 自立支援医療に係る負担上限額
 - 指定医療機関名(コード)
 - 特定疾病療養受療証の有無
 - 特定疾病療養受療証の有効期間
 - 特定疾病の限度額が1万円か2万円か 等
- また、連名簿を用いた確認方法の例については、別紙を参照して下さい。

特に特定疾病制度の併用者に関して連名簿等の審査を行う事項

事項	審査内容	審査方法
資格	自立支援医療の認定期間において、特定疾病療養受療証は有効かどうか。	自立支援医療の認定期間と特定疾病療養受療証の有効期間とを突き合わせる。
公費負担額	1請求当り公費負担額等計(患者負担額+公費負担額) ≤ 1万円(上位所得者は2万円。以下同様。)となっているか。	受療証の自己負担限度額(1万円又は2万円)と個々の請求ごとの「患者負担額+公費負担額」とを突き合わせる。
	公費負担額等計(患者負担額+公費負担額)が1万円を下回る場合は①医療保険の被保険者負担割合又は②医療費の1割に相当する額となっているか。	「患者負担額+公費負担額」と①受給者の加入保険、年齢、所得等に基づく被保険者負担割合から算定される額又は②総医療費の1割に相当する額とを突き合わせる。

2. 具体的な取組好事例
(例1)

審査を手作業で行うと審査漏れの可能性が高くなり、事務効率も悪いことから、迅速なく効率的に審査を実施するため、連名簿を電子データで入手し、既存のシステムに取込みが可能であれば取込み、また、システムがない場合でもエクセル等のファイル形式で取込みを行うなどにより、受給者データと連名簿等の突き合わせを電子データにより行い、効率的に審査を行う体制を整備した。

(例2)

病院又は診療所が発行する院外処方箋にマル長[※]である旨の記載がされていないために、調剤薬局においてマル長での保険請求がなされなかったものがあると考えられることから、関係者の了解を得て、病院及び診療所において、マル長対象者の院外処方箋の発行の際には、マル長である旨の記載(処方せん備考欄への「マル長適用」等の記載又は欄外にゴム印等で「長」の表示)をすることとした。

※高額長期疾病に係る高額療養費の特例の対象者

8. 心神喪失者等医療観察法の地域連携等について

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下「法」という。）は、平成15年7月に公布、平成17年7月に施行され、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者（以下「対象者」という。）に対して、適切な医療を提供し、社会復帰の促進を図っているところである。

（1）指定入院医療機関の現状

法に基づく指定入院医療機関の整備については、全国で予備病床を含め800床程度を目標として整備を進めており、令和4年度には、北海道及び福島県において、新たに指定入院医療機関が開棟したことから、35箇所856床の整備（令和7年4月1日時点）が行われたところである。

（2）地域処遇の円滑な実施のための指定通院医療機関の確保等について

法に基づく地域社会における処遇については、平成17年7月14日付け法務省保総第595号・障精発第0714003号法務省保護局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知「地域社会における処遇のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき行われているところであるが、より円滑に実施するためには、精神保健福祉に携わる関係者による地域処遇体制の更なる充実を図る継続的な取組が重要であると考えている。

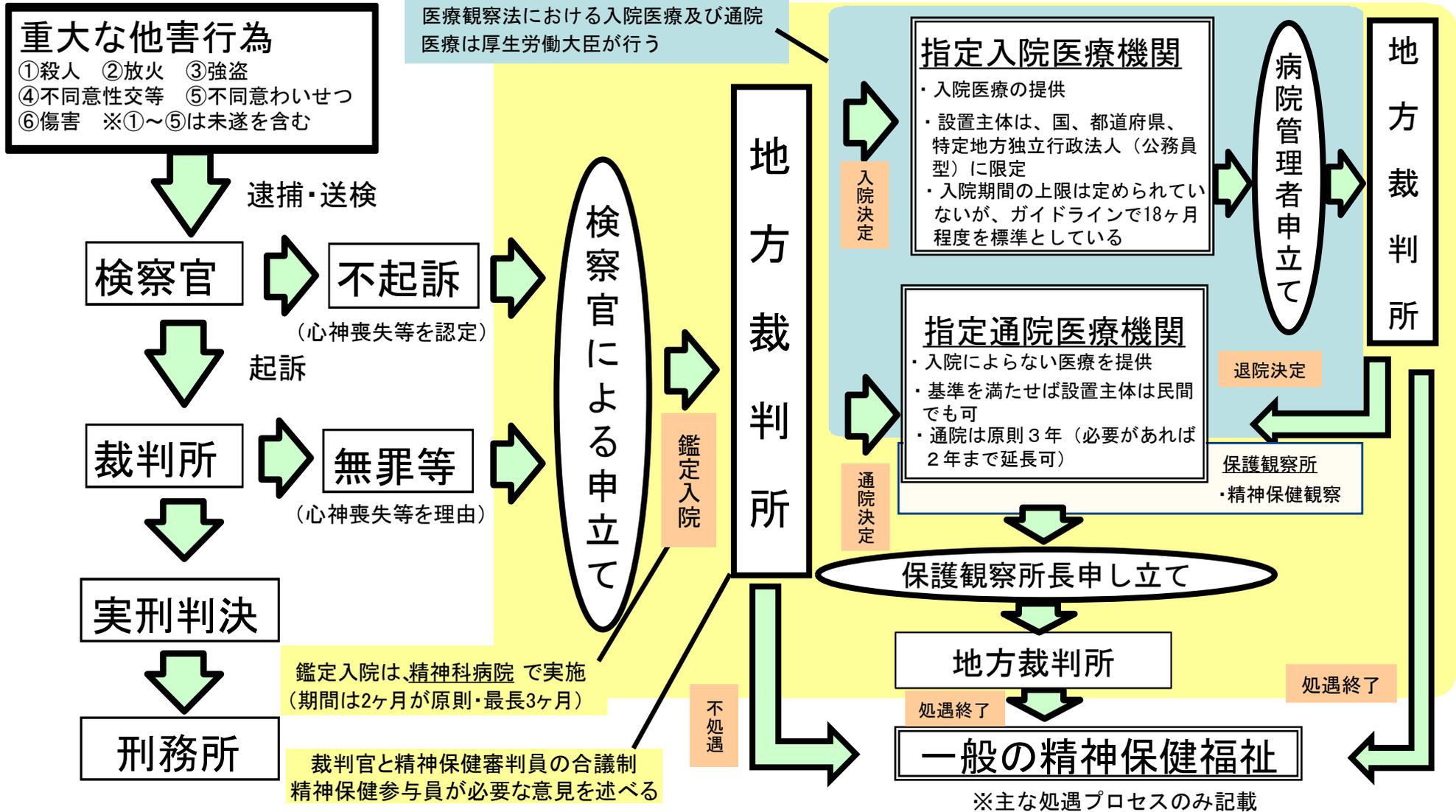
第8次医療計画に基づく「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」のうち「精神疾患の医療体制構築に係る指針」で通知されているとおり、入院医療において治療抵抗性統合失調症治療薬を使用している対象者が円滑に退院できるように、治療抵抗性統合失調症治療薬の使用可能な指定通院医療機関の一層の確保をお願いしたい。また、障害者基本計画（第5次）（令和5年3月14日閣議決定）に基づく対象者に対する差別の解消が進むよう、地方厚生局や保護観察所と連携して、指定通院医療機関の推薦や障害福祉サービス事業所に対する普及啓発活動を行う等、引き続き対象者の社会復帰の促進に向けて取り組んでいただくようお願いしたい。

そして、対象者の処遇終了にあたっては、継続的に一般の精神医療及び精神保健福祉サービス等が必要に応じて確保されるよう、関係機関と相互に協議するなど、十分に配慮されたい。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の仕組み

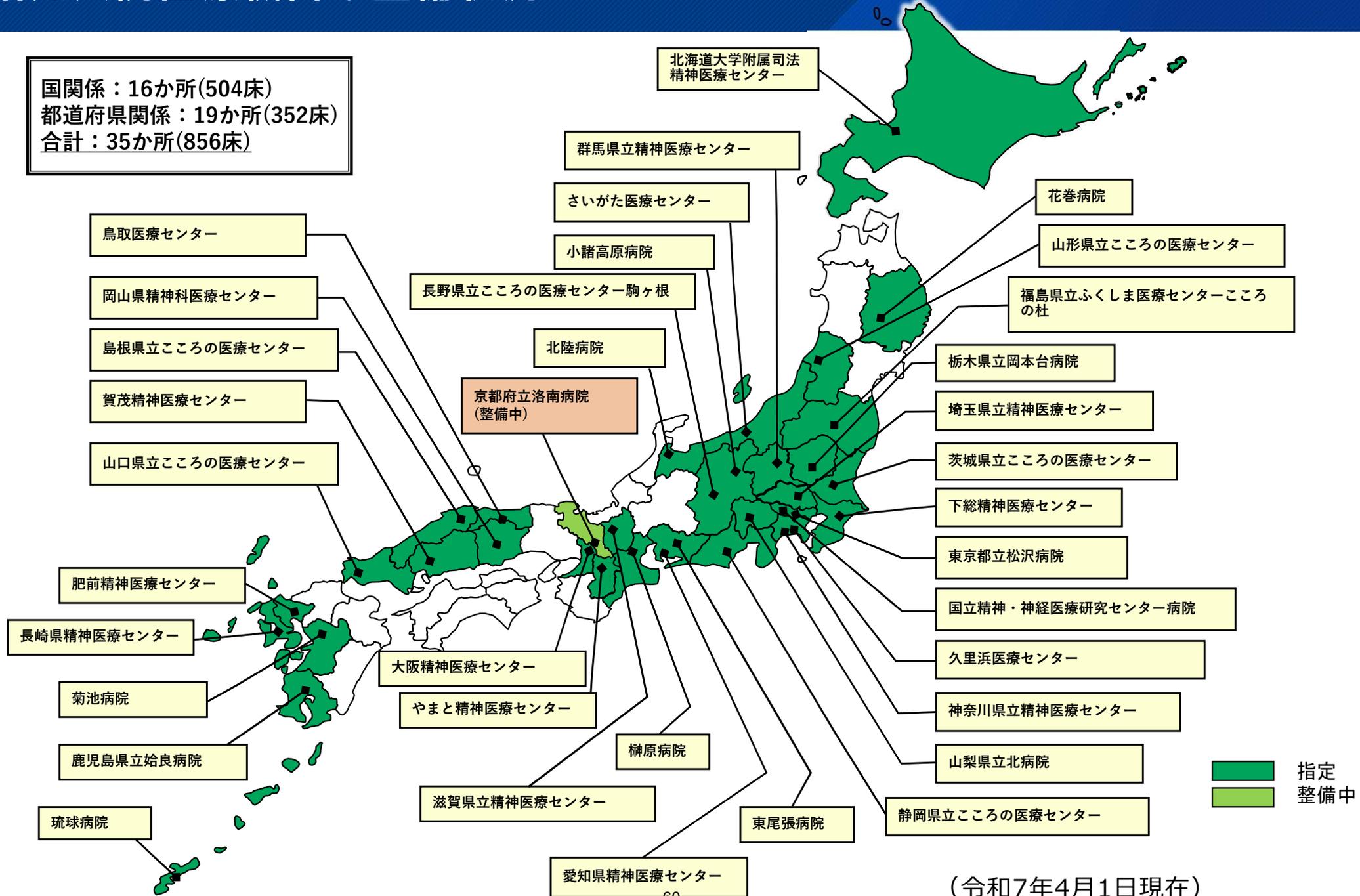
(法務省・厚生労働省共管) 平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。



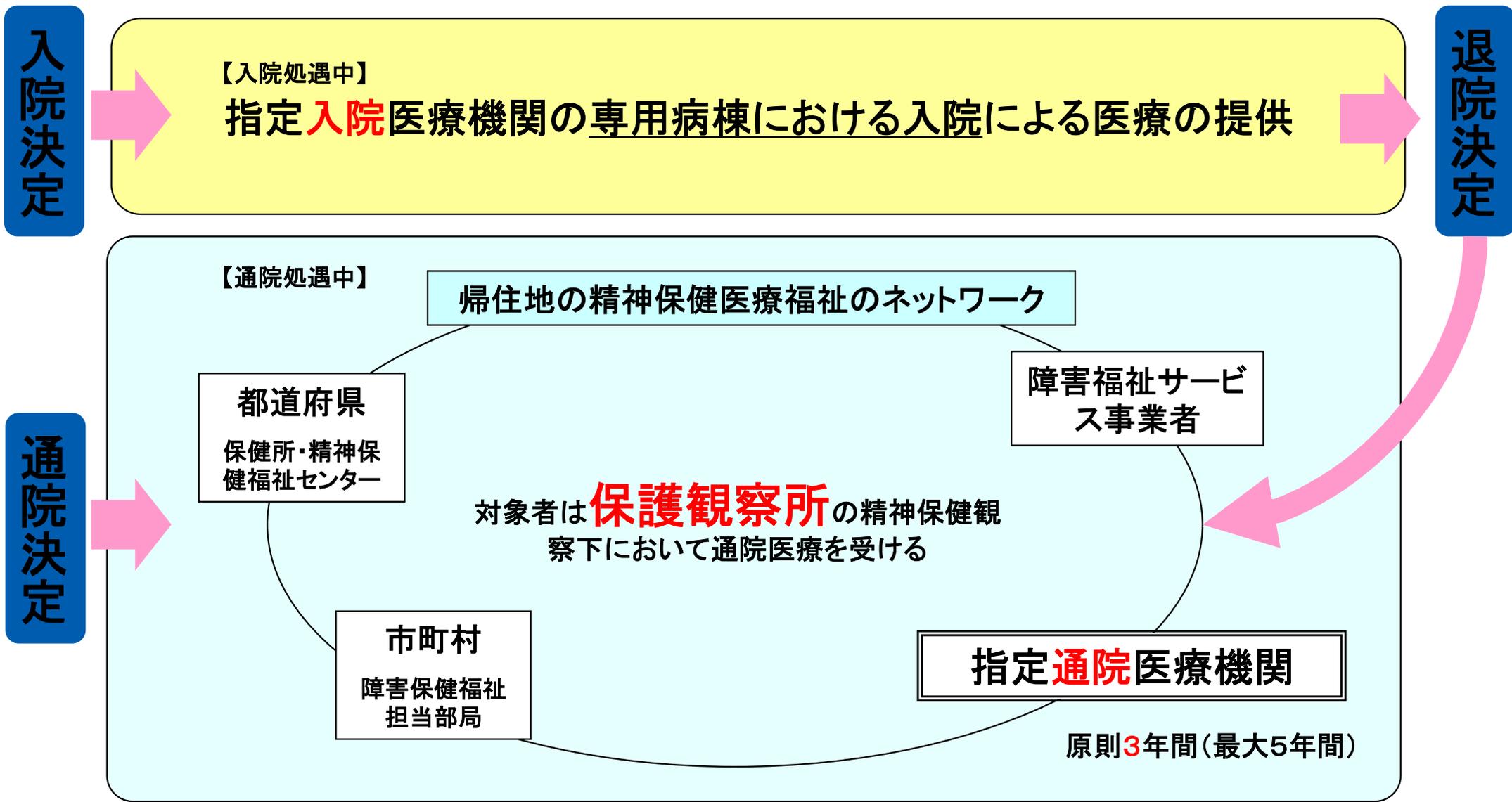
指定入院医療機関の整備状況

国関係：16か所(504床)
 都道府県関係：19か所(352床)
 合計：35か所(856床)



(令和7年4月1日現在)

医療観察法に基づく社会復帰までの流れ



※ 通院期間終了後は、地域の精神保健医療福祉の枠組みに移行

指定通院医療機関の指定状況

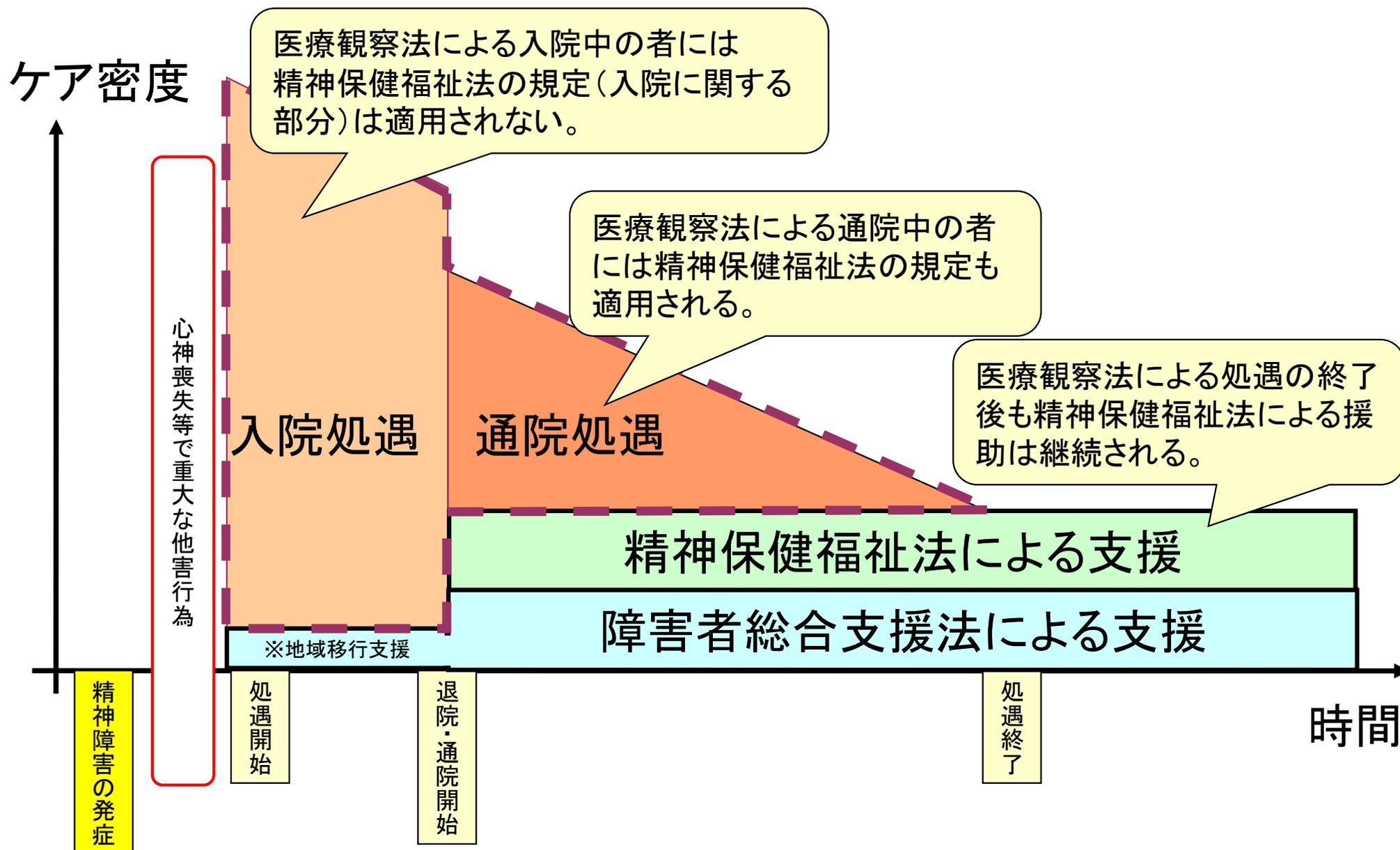
令和7年4月1日現在

都道府県	必要数	病院	診療所	薬局	訪問看護	合計
北海道	17	55	5	42	16	118
青森県	4	10	1	143	6	160
岩手県	4	9	2	15	7	33
宮城県	7	14	3	22	14	53
秋田県	4	7	0	323	4	334
山形県	4	8	2	11	7	28
福島県	6	10	2	173	12	197
茨城県	9	19	2	363	25	409
栃木県	6	12	0	14	11	37
群馬県	6	7	1	152	7	167
埼玉県	21	24	11	117	62	214
千葉県	18	22	0	102	35	159
東京都	37	27	18	62	126	233
神奈川県	26	23	12	39	44	118
新潟県	7	13	2	450	14	479
山梨県	3	3	0	3	4	10
長野県	7	15	2	51	13	81
富山県	3	8	0	10	5	23
石川県	4	5	2	9	5	21
岐阜県	6	10	2	40	8	60
静岡県	11	19	0	19	12	50
愛知県	21	24	1	31	45	101
三重県	6	11	0	4	12	27
福井県	2	8	0	41	3	52

都道府県	必要数	病院	診療所	薬局	訪問看護	合計
滋賀県	4	9	2	12	15	38
京都府	8	7	3	43	23	76
大阪府	26	35	8	59	105	207
兵庫県	17	23	2	13	39	77
奈良県	4	5	0	13	12	30
和歌山県	3	12	2	8	13	35
鳥取県	2	7	0	103	2	112
島根県	2	8	2	12	3	25
岡山県	6	9	1	7	13	30
広島県	9	12	1	9	13	35
山口県	5	9	1	13	8	31
徳島県	2	7	3	5	7	22
香川県	3	4	0	8	3	15
愛媛県	4	11	0	5	6	22
高知県	2	11	1	83	8	103
福岡県	15	29	3	24	27	83
佐賀県	3	9	1	9	7	26
長崎県	5	9	0	9	12	30
熊本県	6	10	0	7	11	28
大分県	4	6	1	8	7	22
宮崎県	4	10	0	4	4	18
鹿児島県	5	19	1	6	5	31
沖縄県	4	14	2	9	15	40
合計	382	638	102	2,705	855	4,300

※「必要数」は、地域の基幹医療機関として、人口100万人あたり3か所(各都道府県最低2か所)の確保を目標に機械的に集計した数字
 ※「必要数」には病院、診療所を含み、薬局、訪問看護ステーションは含まない。

医療観察法と精神保健福祉法との関係



※ 指定入院医療機関入院中から障害者総合支援法に基づく地域移行支援制度の活用は可能。

9. 依存症対策について

(1) 依存症対策の総合的な推進について

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、依存症対策全国拠点機関として（独）国立病院機構久里浜医療センターを指定し、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携しながら、地域における依存症の相談対応・治療等の指導者の養成や依存症回復施設職員への研修、専門医療機関・相談機関等に従事する関係者の全国会議の開催、依存症のポータルサイトによる情報提供等に取り組んでいる。

都道府県及び指定都市においては主に、

- ・ 精神保健福祉センター及び保健所における相談支援と、地域での連携体制の構築
- ・ 依存症に係る医療や相談支援に従事する者への研修の実施による地域における人材育成
- ・ 依存症の相談拠点の設置並びに依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定と、それらの医療機関での治療を中心とした切れ目のない支援
- ・ 依存症問題に取り組んでいる自助グループ等民間団体への支援などに取り組んでいただいている。

特に依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関については、アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症について、全都道府県及び指定都市で指定済みとなるよう取組をお願いする。また、相談拠点や専門医療機関等をすでに1箇所以上指定している都道府県・指定都市におかれては、さらなる追加の設置・選定をお願いする。都道府県及び指定都市のみならず、保健所設置市におかれても依存症対策地域支援事業を積極的に御活用いただき、地域での医療・相談支援体制の整備や、相談支援従事者や医療機関従事者を対象とした専門研修の実施、福祉・医療・司法・消費生活・民間団体などの関係機関の連携強化、民間団体支援の充実に取り組んでいただきたい。同事業では、「地域連携等による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業」を引き続きモデル事業として実施予定であることから、補助金の活用について積極的に検討いただきたい。また、同事業における依存症専門相談支援事業において、SNS等を活用した相談体制の構築にも活用可能である旨明確化したことから、効果的な相談体制を構築していただきたい。

依存症の相談支援や治療の継続等には、患者や家族の自助グループ等の果たす役割が大きい。このため、各都道府県・指定都市におかれては、地域生活支援促進事業（アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業及びギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業）を積極的に活用すべく必要な予算を確保いただき、地域で活動する民間団体との連携強化及び民間

団体への活動支援に取り組んでいただくようお願いする。

(2) アルコール健康障害対策について

令和3年度から開始した第2期アルコール健康障害対策推進基本計画（令和3年3月閣議決定）の基本的施策として、令和6年2月、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図るため、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」（以下「飲酒ガイドライン」という。）を作成した。飲酒ガイドラインでは、飲酒にあたっては、純アルコール量に着目しながら、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることが大切であるとしている。そのため、厚生労働省では、飲んだお酒の酒類と量を選択することで、純アルコール量と分解時間を簡単に把握でき、飲酒や飲酒後の行動の判断のために活用されることを目的とした Web ツール「アルコールウォッチ」を作成しており、その普及啓発資料を作成し、厚生労働省ホームページにおいて公開している。都道府県等においても、それらを管内におけるアルコール健康障害の発生防止のための広報・啓発資料として御活用いただくようお願いする。

また、第2期アルコール健康障害対策推進基本計画については、令和7年度までを計画期間としており、次期計画に関し、アルコール健康障害対策関係者会議から意見聴取等を実施したところ。令和7年12月に開催した第37回アルコール健康障害関係者会議で議論した第3期アルコール健康障害対策基本計画案では、

- ・ 重点課題に、新たに「アルコール健康障害の当事者及びその家族（子どもなど）への支援」を追加すること、
- ・ 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及のため、「飲酒ガイドライン」の分かりやすい広報資材を作成し、広く国民へ周知すること、
- ・ 都道府県等において、精神保健福祉センター・保健所等と、児童福祉部門や女性支援部門、配偶者暴力相談支援部門、教育部門等との連携を強化すること
- ・ アルコール依存症当事者やその家族に対する相談支援が地域で包括的に行われるよう、ガイドライン等を作成すること、

等が記載されている。

追って、第3期計画が策定され次第、都道府県等に対してお知らせすることとしているため、各都道府県におかれては、適宜議論の動向も御参照の上、各都道府県における計画の検討の参考としていただくとともに、「飲酒ガイドライン」の積極的な広報に努めていただきたい。なお、都道府県アルコール健康障害対策推進計画の策定にあたっては、令和5年3月31日付け事務連絡「医療計画と各計画との一体的策定について」にご留意いただきたい。

(3) 薬物依存症対策について

再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月閣議決定）や「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和5年8月薬物乱用対策推進会議決定）の中で、薬物依存症者対策への取組として、薬物依存症治療の専門医療機関及び相談支援窓口の充実、医療・福祉関係者の人材育成、民間団体の活動支援の充実などが掲げられているため、これらの取組の推進に向けて御尽力をお願いする。

また、相談機関や専門医療機関について、薬物依存症の方が不安を抱くことなく相談しやすい体制構築を進め、管内においても幅広く周知を図るよう努めていただきたい。

さらに、医療機関や相談機関での業務に従事する者については、原則として、治療や相談が優先であると判断して、薬物依存症の方が受診や相談等をした場合、医療機関や相談機関での業務に従事する者については、原則として、治療や相談が優先であると判断して警察に通報しないことは、法的に許容されるものと考えられるとの整理を取りまとめ、令和7年4月21日付け事務連絡「薬物依存症の方が医療機関等に受診・相談をした時の情報提供の在り方に関する研究」報告書について」でお知らせした。都道府県・指定都市におかれては、管内の医療機関や相談機関への周知をお願いしたい。

(4) ギャンブル等依存症対策について

令和7年3月21日に閣議決定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく関連施策の推進が求められている。同計画や地域の実情を踏まえ、各都道府県・指定都市において「ギャンブル等依存症対策連携会議」を開催し、各地域における取組を促進いただくとともに、多重債務問題への対応の観点から司法書士会等、また、若年者への啓発の観点から各都道府県の教育委員会等が同会議に参画するよう取り組んでいただきたい。

さらに、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を引き続き進める必要がある。このため、ギャンブル等依存症である者等及びその家族にとって相談が身近なものとなるよう、都道府県・指定都市に設置された相談拠点において、SNS等による相談支援を推進いただくとともに、公営競技やぱちんこ等の関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を紹介する等、関係機関との連携を図るようお願いする。

また、地域の関連民間団体への支援のほか、厚生労働省の依存症の理解を深めるための普及啓発事業の特設ホームページや内閣官房のギャンブル等依存症対策推進本部のホームページを適宜御確認いただき、同法で定められた「ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）」に合わせた普及啓発に御尽力いただきたい。

(5) 依存症に関する普及啓発について

厚生労働省では、依存症について、メディアやインターネットを活用した情報発信を行うなど、広く一般国民を対象とした普及啓発事業を行っている。

各自治体におかれても、各地域の相談窓口や医療機関の一覧を広報する等、地域の実情に応じて依存症に関する普及啓発活動に積極的に取り組まれるよう、願います。

また、依存症に関する普及啓発の Awareness シンボルマーク「バタフライハート」を作成し、依存症に対する治療・回復への応援の意思を表明する象徴として広く展開している。各自治体におかれても、啓発活動等で御活用いただきたい。

【依存症の理解を深めるための普及啓発事業 特設サイト】

<https://izonsho.mhlw.go.jp>

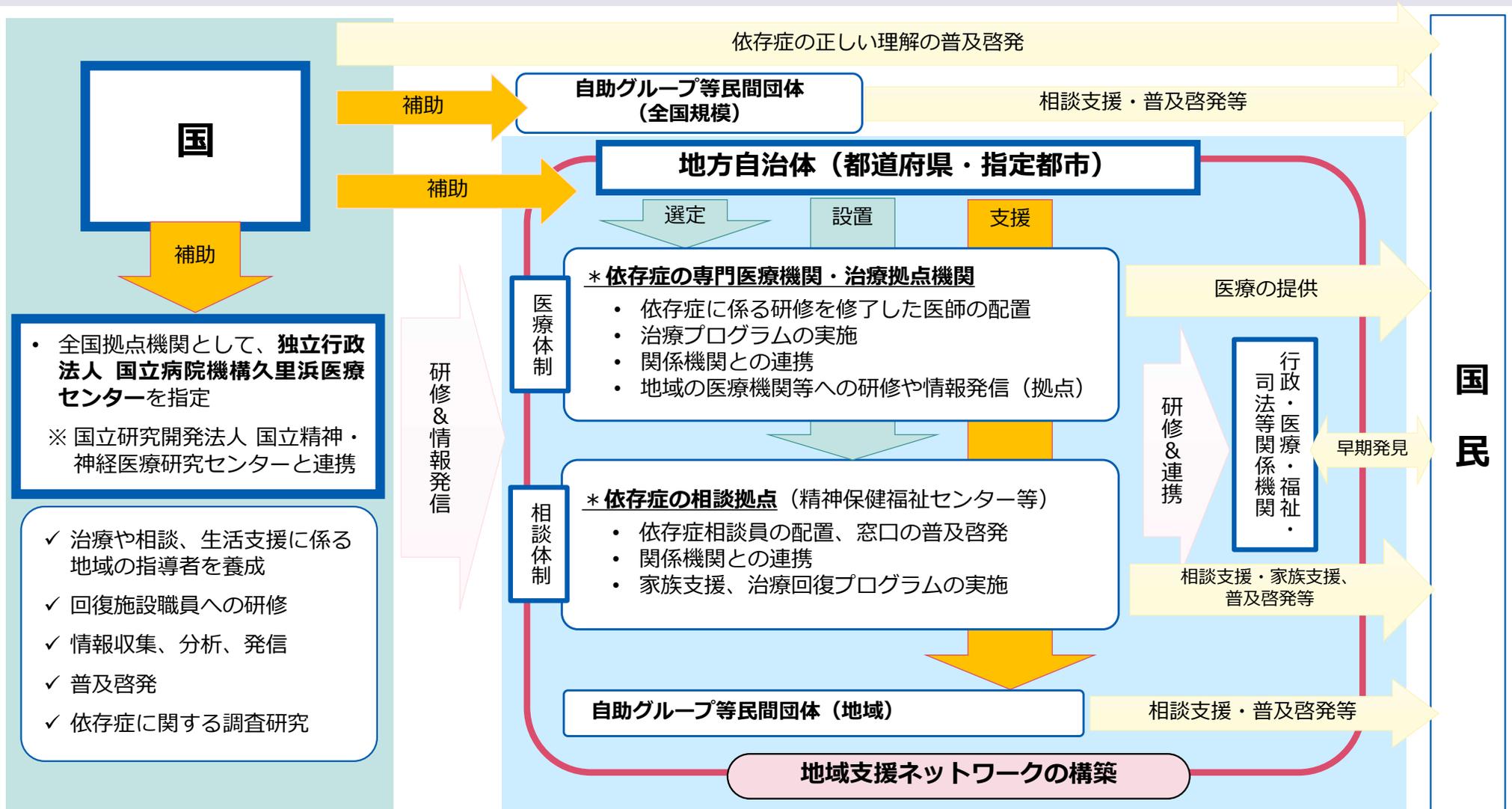
(6) その他

ゲームに関連する問題については、精神保健以外の問題や併存する他の問題も含め依存症という名称で幅広く使用される傾向にあり、また、精神保健福祉センター等にも相談が寄せられている状況にある。

相談対象が子ども・若者の場合は、家庭問題や学校問題等が複雑に存在している可能性があることにかんがみ、相談内容や背景に応じて適切な機関（子ども・若者総合相談センター、児童家庭支援センター、ひきこもり地域支援センター、発達障害者支援センター、児童相談所、子ども家庭センター、地域若者サポートステーション、教育委員会及び教育相談機関等）と連携、または引継を行うようお願いする。

依存症対策の全体像

- 依存症対策（アルコール・薬物・ギャンブル等）については、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に推進。



依存症対策の推進にかかる令和8年度予算案 8.4億円（8.4億円）

①地域における依存症の支援体制の整備

5.7億円 → 5.7億円

- 都道府県・指定都市等において、人材育成や医療体制及び相談体制の整備を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機関等との連携体制の構築など、地域の医療・相談支援体制の整備を推進する。

②依存症民間団体支援

0.7億円 → 0.7億円

- 依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体を支援する。

③全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

1.1億円 → 1.1億円

- 依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）において、アルコール、薬物、ギャンブル等に対応した相談・治療等について指導者の養成や情報発信等を行い、依存症治療・支援体制の整備を推進する。

④依存症に関する調査研究の実施

0.4億円 → 0.4億円
(令和7年度補正予算 2.2億円)

- 依存症の実態解明等に関する調査研究に加え、アルコール健康障害対策推進基本計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画及び再犯防止推進計画に基づく調査研究や、ゲーム障害に関する知見の集積を図るなどのため、必要な調査研究を実施する。

⑤依存症に関する普及啓発の実施

0.5億円 → 0.5億円

- 依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

⑥アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援

地域生活支援事業等の内数 → 地域生活支援事業等の内数

- 地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。

アルコール健康障害に係る相談拠点・専門医療機関（令和7年3月末時点）

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	政令市	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○	滋賀県	○保	○	○	札幌市	○	○	○
青森県	○	○		京都府	○	○		仙台市	○区	○	○
岩手県	○	○		大阪府	○保	○	○	さいたま市	○	○	○
宮城県	○保	○	○	兵庫県	○	○	○	千葉市	○		
秋田県	○保	○	○	奈良県	保	○		横浜市	○	○	○
山形県	○	○		和歌山県	○	○	○	川崎市	○		
福島県	○	○		鳥取県	○保医	○	○	相模原市	○	○	○
茨城県	○	○	○	島根県	保	○	○	新潟市	○	○	○
栃木県	○	○	○	岡山県	○	○	○	静岡市	○		
群馬県	○	○	○	広島県	保	○	○	浜松市	○		
埼玉県	○	○	○	山口県	○	○	○	名古屋市	○	○	○
千葉県	○	○	○	徳島県	○	○	○	京都市	○	○	
東京都	○	○	○	香川県	○	○	○	大阪市	○	○	○
神奈川県	○	○	○	愛媛県	○	○	○	堺市	○	○	○
新潟県	○	○	○	高知県	○	○		神戸市	○	○	○
富山県	○	○	○	福岡県	○	○	○	岡山市	○	○	○
石川県	○	○	○	佐賀県	○医	○	○	広島市	○		
福井県	○	○	○	長崎県	○	○	○	北九州市	区	○	
山梨県	○	○	○	熊本県	○	○	○	福岡市	○	○	○
長野県	○	○	○	大分県	○	○	○	熊本市	○	○	○
岐阜県	○医	○	○	宮崎県	○	○	○				
静岡県	○	○	○	鹿児島県	○	○	○				
愛知県	○保	○	○	沖縄県	○	○	○				
三重県	○保	○	○								
				設置都道府県数	47	47	40	設置政令市数	20	15	13
									相談拠点	医療機関	拠点
								計	67	62	53

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関、区は区役所
 ※医療機関＝専門的な医療を提供する依存症専門機関 ※拠点＝依存症に係る研修や情報発信等を行う治療拠点

薬物依存症に係る相談拠点・専門医療機関（令和7年3月末時点）

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県	○	○	
宮城県	○	○	○
秋田県	○	○	○
山形県	○	○	
福島県	○		
茨城県	○	○	○
栃木県	○	○	○
群馬県	○	○	○
埼玉県	○	○	○
千葉県	○		
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○		
山梨県	○	○	
長野県	○	○	○
岐阜県	○医	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○	○	○
三重県	○保	○	○
滋賀県	○保	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	○保		
和歌山県	○		
鳥取県	○保医	○	○
島根県	○	○	
岡山県	○	○	○
広島県	○	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	
高知県	○		
福岡県	○	○	○
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	○	
熊本県	○	○	○
大分県	○		
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	
設置都道府県数	47	40	31

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○		
横浜市	○	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○		
北九州市	○		
福岡市	○	○	
熊本市	○	○	○
設置政令市数	20	14	11

	相談拠点	医療機関	拠点
計	67	54	42

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関

※医療機関＝専門的な医療を提供する依存症専門機関 ※拠点＝依存症に係る研修や情報発信等を行う治療拠点

ギャンブル等依存症に係る相談拠点・専門医療機関（令和7年3月末時点）

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県	○	○	
宮城県	○	○	○
秋田県	○保	○	○
山形県	○	○	
福島県	○	○	
茨城県	○	○	○
栃木県	○	○	○
群馬県	○		
埼玉県	○	○	○
千葉県	○	○	○
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○	○	
山梨県	○	○	
長野県	○	○	○
岐阜県	○医	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○	○	○
三重県	○保	○	○
滋賀県	○保	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	○		
和歌山県	○	○	○
鳥取県	○保医	○	○
島根県	○	○	○
岡山県	○	○	○
広島県	○	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	○	
福岡県	○	○	○
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	○	○
熊本県	○	○	○
大分県	○		
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	
設置都道府県数	47	44	35

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○		
横浜市	○	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○		
北九州市	○	○	
福岡市	○	○	
熊本市	○	○	○
設置政令市数	20	15	11

	相談拠点	医療機関	拠点
合計	67	59	46

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関

※医療機関＝専門的な医療を提供する依存症専門機関 ※拠点＝依存症に係る研修や情報発信等を行う治療拠点

依存症対策地域支援事業

都道府県等において、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、市町村、民間団体・回復施設、保護観察所等が相互に有効かつ緊密に連携し、専門医療機関及び治療拠点機関の選定や相談拠点（依存症相談員の配置）の設置、普及啓発など、地域のニーズに合わせた総合的な支援を提供する。

実施主体：都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

※保健所設置市及び特別区は、（１）の①、（８）～（１０）除く。

補助率：1/2、（９）は10/10、（１０）は加算率に乗じた額

【内容】

（１）依存症地域支援体制推進事業

地域における依存症の支援体制を構築するため、医療体制、相談支援体制、地域支援計画に係る事項に関し、関係機関による検討会を開催する。

- ①医療提供体制：専門医療機関の選定、医療機関間の連携 など
- ②相談支援体制：相談拠点の設置、連携、依存症相談員の配置 など
- ③地域支援計画：アルコール、ギャンブル等に関する地域計画 など

（２）連携会議運営事業

依存症患者等に対する包括的な支援のため、関係機関が密接な連携を図り、地域における依存症に関する情報、課題の共有、研修計画の調整等を行う連携会議を開催する。

（３）依存症専門相談支援事業

相談拠点における体制確保により、SNS等を活用した相談体制の構築を含めた適切な相談支援を実施する。

（４）依存症支援者研修事業

- ①依存症相談対応職員研修（対象者：保健所等職員）
- ②依存症医療研修（対象者：地域の精神科医療機関、精神科以外の医療従事者）
- ③地域生活支援者研修（対象者：市町村の福祉関係職員、障害福祉サービス事業所の職員等）

依存症対策地域支援事業（つづき）

（５）普及啓発・情報提供事業

依存症はだれもがなりうる「疾病」であること等、正しい知識を周知するための普及啓発を行う。また、依存症相談拠点の周知、各種情報の収集・提供、小冊子やリーフレット等の作成・配布、市民向けフォーラム等の開催などを実施する。

（６）依存症の治療・回復支援事業

精神保健福祉センター等において、SMARPPをはじめとした回復プログラムを実施する。

（７）依存症患者の家族支援事業

精神保健福祉センター等において、家族に対する支援プログラムの実施や家族会の開催、相談支援等を行う。

（８）受診後の患者支援事業

専門医療機関等において、専門職員を配置し、民間支援団体と連携した依存症患者に対する効果的な支援を行う。

（９）地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業

地域における依存症のスクリーニングやカウンセリング、専門医療機関への紹介を行うとともに、自助グループ、併発している他の病気の治療機関、同時に抱えている問題の支援機関等へのつなぎを行い、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する。

（１０）精神科救急・依存症医療等連携事業

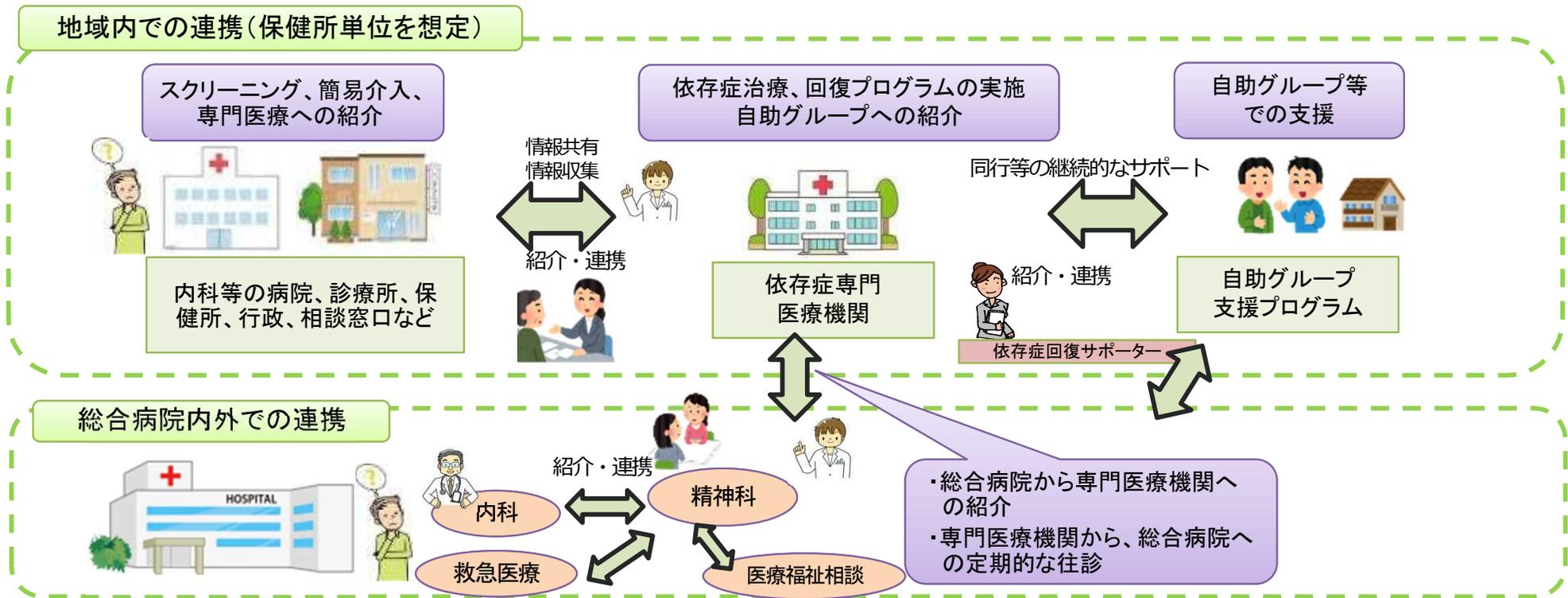
医療・相談支援体制を整備し、精神科救急医療施設等との連携を推進

地域連携による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業

事業概要

依存症対策においては、関係機関の連携不足等により依存症患者や家族が治療や支援につながらないことが課題であり、地域の関係機関の連携や総合病院内での診療科連携等を促進することにより、依存症患者を早期に発見し、適切な治療、支援に確実に結び付けることが重要である。

このため、地域連携等による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートに至る一貫した形でのモデル事業を創設し、全国的な展開にむけた事例の収集や課題の抽出を行う。



- 補助率：10/10
- 補助対象：一連の対応に係る費用（スクリーニング等）、関係機関（部署）による情報共有に係る費用（会議等）、情報共有・収集やニーズ把握を行うリエゾンに係る費用（人件費等）、連携促進に要する費用（移動費等）、自助グループへの同行等の継続的なサポートに係る費用、同サポートに対する研修費用 等

依存症に関する問題に取り組む民間団体支援

地域で活動する民間団体

支援

依存症に関する問題に取り組む民間団体事業 (令和8年度予算案 地域生活支援事業等の内数)

- 地域で依存症問題に取り組む民間団体が実施する依存症対策を推進
- 地方自治体から団体への支援（うち国が1/2補助）
- 補助対象例
 - (1) ミーティング活動
依存症者やその家族が悩みを共有することや情報交換ができる交流活動。（会場提供など）
 - (2) 情報提供
依存症を抱える者やその家族の問題解決に資する情報提供。（リーフレット作成経費など）
 - (3) 普及啓発活動
依存症に関する普及啓発活動。（刊行物発行に要する費用援助など）
 - (4) 相談活動
依存症に関する問題の相談を受ける活動。（会場提供や相談専門家への謝金など）

各自治体の地域の実情に応じて、本事業の実施をお願いしたい

依存症問題に取り組む民間団体への支援〈自治体→地域の活動団体〉 (地域生活支援促進事業(令和6年度)を実施する都道府県・指定都市)

	アルコール	薬物	ギャンブル等
北海道			
青森県			
岩手県	○		
宮城県	○	○	○
秋田県			
山形県			
福島県			○
茨城県			
栃木県	○		
群馬県		○	
埼玉県	○	○	○
千葉県			
東京都			
神奈川県	○		
新潟県		○	○
富山県			
石川県			
福井県			
山梨県	○	○	○
長野県	○	○	○
岐阜県			
静岡県			
愛知県	○	○	○
三重県			
滋賀県	○	○	○

	アルコール	薬物	ギャンブル等
京都府		○	
大阪府	○	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	○	○	○
島根県	○		
岡山県	○	○	○
広島県			
山口県	○		
徳島県	○		
香川県	○		○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	○	○
福岡県		○	
佐賀県	○	○	○
長崎県			○
熊本県	○		
大分県	○	○	○
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県	○		

	アルコール	薬物	ギャンブル等
札幌市	○		○
仙台市			
さいたま市			
千葉市	○	○	
横浜市	○	○	○
川崎市	○	○	○
相模原市			
新潟市			
静岡市	○		
浜松市			
名古屋市	○	○	○
京都市			
大阪市			
堺市		○	○
神戸市	○		
岡山市			
広島市			
北九州市			
福岡市	○		
熊本市			

※交付決定ベース

※ミーティング活動、情報提供、普及啓発活動、相談活動のいずれかの支援事業を実施する自治体
 ※このほか、中核市でも実施している。アルコールについては、宇都宮市、横須賀市、富山市、豊橋市、大分市、宮崎市が実施。薬物については、富山市、豊橋市、宮崎市が実施。ギャンブル等については、高崎市、富山市、豊橋市、宮崎市が実施。

背景

- 第2期アルコール健康障害対策基本計画（令和3～7年度）において、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を図るため、**国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資する「飲酒ガイドライン」**を作成することとされている。

ガイドラインの主な内容

1. アルコールの代謝と飲酒による身体等への影響

- ① アルコールの代謝
 - アルコールの分解には体内の分解酵素が関与しており、体質的に分解酵素のはたらきが弱いと少量の飲酒で体調が悪くなることもある。
- ② 飲酒による身体等への影響
 - 飲酒による影響には個人差があり、例えば年齢、性別、体質等の違いによって、それぞれ受ける影響が異なる。
- ③ 過度な飲酒による影響
 - 過度な飲酒や、飲酒後の行動によって、**疾病発症等や行動面のリスクが高まる可能性**がある。

2. 飲酒量（純アルコール量）

- お酒に含まれる純アルコール量に着目して、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることが重要
- 純アルコール量は「純アルコール量（g）＝摂取量（ml）×アルコール濃度（度数/100）×0.8」で表すことができる。
 - 例えば、高血圧の場合は少量でも飲酒自体が発症リスクを上げる、大腸がんの場合は1日当たり20g程度以上の量の飲酒を続けると発症リスクが上がるなど、疾病ごとの「発症リスクが上がる飲酒量」に関する研究結果を掲載
 - その他、生活習慣病のリスクを高める量（1日当たり男性40g以上、女性20g以上）を飲酒している者の目標を掲載
- 健康に配慮した飲酒の仕方等について

3. 飲酒に係る留意事項

- 重要な禁止事項
 - 法律違反に当たるもの（酒気帯び運転、20歳未満の飲酒等）
 - 飲酒を避けることが必要な場合（妊娠中・授乳期中の飲酒等）
- 避けるべき飲酒等について
 - ①一時多量飲酒（特に短時間の多量飲酒）、②他人への飲酒の強要等、③不安や不眠を解消するための飲酒、④病気等療養中の飲酒や服薬後の飲酒、⑤飲酒中又は飲酒後における運動・入浴などの体に負担のかかる行動

アルコール健康障害対策推進基本計画について

計画の仕組み

- **アルコール健康障害対策基本法（議員立法、平成26年施行）**に基づき、政府は、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定。
 - ※ アルコール健康障害：アルコール依存症その他の多量の飲酒、20歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害（法第2条）
- 第1期（平成28年度～令和2年度）を経て、現在、第2期（令和3年4月～令和7年3月）の計画期間中。今年度末までに、**第3期計画（令和8年度～令和12年度）を策定**することとしている。

経緯

- 基本計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととされている（法第12条第5項）。
- このため、令和7年1月以降、アルコール健康障害対策関係者会議で、基本計画の変更（第3期計画の策定）に向けた議論を進めた。

第二次再犯防止推進計画（薬物依存症関連抜粋）

概要

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第7条第1項の規定に基づき「再犯防止推進計画」を策定

- ・ 第一次再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）計画期間：平成30年度から令和4年度まで
- ・ **第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）計画期間：令和5年度から令和9年度まで**

薬物依存症関連の主な施策	関係省庁
地域において、専門的な相談や入院から外来までの継続的な治療を受けることができるようにするため、 <u>相談支援や専門医療に従事する者の確保及び育成を進めるとともに、専門医療機関等の拡充や一般医療機関における適切な対応の促進を図る。</u>	厚生労働省
薬物依存の問題を抱える者等を、保健医療機関等へ適切につなぐことができるようにするため、 <u>各関係機関間において、情報共有、課題の抽出及び解決方策の検討をするなどし、連携体制の強化を図る。</u>	警察庁、法務省、厚生労働省
薬物依存の問題を抱える者だけではなく、その親族を始めとした身近な者が適切な機関に相談できるようにするため、 <u>精神保健福祉センターを始めとした相談支援機関等の周知を行うなど、支援に関する情報についての広報・啓発活動を推進する。</u>	厚生労働省
<u>民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。</u>	厚生労働省
薬物依存等からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、 <u>薬物依存を抱える者等への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。</u>	厚生労働省

第六次薬物乱用防止五か年戦略（障害保健福祉部関連抜粋）

（目標 2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止）

令和 5 年 8 月 薬物乱用対策推進会議決定

主なテーマ	主な具体的施策
薬物依存症者等への医療提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・ 都道府県及び政令指定都市における薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定を推進するとともに、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの更なる充実・普及を図る。・ 薬物依存症の治療に当たる医療従事者の専門性を向上するための認知行動療法等の研修を実施するとともに、精神科以外の医療機関に勤務する医療従事者の対応力向上や潜在的な薬物依存症者の早期発見、早期対応に資するための研修の充実を図る。
地域社会における本人・家族等への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 都道府県及び政令指定都市に依存症相談員を配置した相談拠点を設置し、本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。・ 精神保健福祉センター等において、民間団体との連携を図りつつ、本人に対する治療・回復支援や家族に対する支援に取り組む。・ 薬物依存症からの回復に向けて、薬物依存症者やその家族を切れ目なく支援するため、地域で活動する自助グループ等民間団体の活動を促進するための取組の充実を図る。・ 都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター等において薬物依存症の相談支援に当たる職員の対応力を強化するため、研修の充実を図る。・ 障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等の薬物依存症者への生活支援に当たる者に対する研修の充実を図る。・ 法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事司法関係機関と医療・保健・福祉機関等との一層の連携を図る。・ 地域における薬物依存症者を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各地域での薬物依存症に関する課題を共有・協議する等し、連携強化を図る。
薬物依存症に関する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 薬物依存症の正しい知識と理解について広く国民に浸透し、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会を実現するため、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。
薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 薬物依存のメカニズムや薬物の毒性等に関する研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援の在り方に関する研究等を推進する。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画① 令和7年変更

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症対策の現状

- 令和5年度、(独)国立病院機構 久里浜医療センターが調査を実施。調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を成人の1.7%と推計。
※ 前回調査(令和2年度実施)における推計値との間に統計的に有意な差は見られなかった。
- 当該調査では、公営競技等でインターネットを使用した購入が過半数であり、また、新型コロナウイルス感染拡大前と比較して「インターネットを使ったギャンブルの利用が増えた」との回答が、ギャンブル等依存が疑われる者はそうでない者に比べて高いこと等が示された。

II ギャンブル等依存症対策の基本理念

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

1. 推進体制

- ギャンブル等依存症対策推進本部を内閣に設置(本部長:内閣官房長官、副本部長:厚生労働大臣)

2. 位置付けと基本計画の変更の検討

- 基本計画は、政府が講ずるギャンブル等依存症対策の最も基本的な計画として位置付けられる。
- 基本計画は、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには変更しなければならない。

3. 基本的考え方

- PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進
- 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進
- 重層的かつ多段階的な取組の推進

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日から20日まで)の実施
- 都道府県における推進計画の策定

ギャンブル等依存症対策推進基本計画② 令和7年変更

第二章 取り組むべき具体的施策（厚生労働省 依存症対策推進室実施分のうち、主なものを抜粋）

● 依存症の理解を深めるための普及啓発

- ギャンブル等依存症の正しい知識の理解促進や相談窓口の周知。特に若い世代に対して SNS 等を効果的に活用。

● 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進

- 本人・家族申告によるアクセス制限制度等を都道府県等における相談拠点、専門医療機関の相談等で紹介。
- 地域における連携協力がより効果的に進むよう、都道府県等における連携会議の実態を調査し、その内容を改めて周知。
- ギャンブル等依存症対策の支援に関する効果的な事例を収集し、効果分析等を行う調査研究を実施。

● 相談支援・治療支援

- 相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるための研修を実施。
- ギャンブル等依存症である者等及びその家族にとって相談が身近となるよう、SNS 等による相談支援を推進。
- 相談機関と関係機関の連携を含むギャンブル等依存症対策の連携協力の促進
- 都道府県等による相談事業の充実の支援や、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組を支援。
- できるだけ早期に、全都道府県等において専門医療機関等を整備。複数の専門医療機関の整備を促進。
- 専門医療機関等に従事する医師等の医療従事者を対象に依存症の専門的医療に関する研修等を実施。
- 本人・家族申告によるアクセス制限制度等を相談窓口等、専門医療機関で紹介。

● 民間団体支援

- 地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援を実施。
- 都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や普及啓発を促進。

● 精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握

- 依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況についての調査を実施。

● オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の推進

- ギャンブル等依存症の治療の現場において、オンラインも含めたギャンブルへのアクセスやスマートフォンによる支払を制限する方法の一つとして、患者にスマートフォンの所有の仕方を検討してもらう。
- 医療従事者に対するフィルタリングを周知し、患者にフィルタリングの活用についても検討してもらう。

令和7年度 依存症の理解を深めるための普及啓発

- アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症は、適切な治療とその後の支援によって、**回復可能な疾患**。
- その一方で、依存症に関する正しい知識と理解が得られていない上、依存症への偏見、差別もあり、**依存症の方やその家族が適切な治療や支援に結びついていないという課題**がある。
- こうした課題の解決に向けての取組として、イベントやSNSをはじめとする各種媒体で情報発信を進める。

① 依存症当事者と語るトークイベントを開催

- ・ テーマ「依存症の理解を深めよう 回復を応援し、受け入れる社会へ」
- ・ 依存症の当事者・支援者、専門の医師らが登壇。依存症とはどんな病気か、回復するために何が大切か、私たちにできることは何かを語り合い。

② 各依存症をテーマとした動画コンテンツの作成

- ・ 「こころCafé～依存症を語り合う夜～」 著名人と依存症当事者による、本音の語り合い
- ・ 「THEインタビュー『依存症のリアル』」 依存症当事者へのインタビューを実施
それぞれYouTubeにて、アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム障害、依存症全般の全5回年度内配信予定

③ 教員向けオンラインセミナーの開催

- ・ テーマ「専門家が語る 教員が知っておくべきゲーム障害の基礎知識」

④ 特設WEBサイト、SNSを活用した情報発信

- ・ 「依存症の理解を深めるホームページ」：イベント紹介、マンガ、動画等で依存症に関する正しい知識を啓発
- ・ 「依存症なび」：X、Facebook、Instagram

⑤ アウェアネスシンボル（Butterfly Heart）

- ・ アウェアネスシンボルマーク（Butterfly Heart）を依存症に対する治療・回復支援への応援の意思を表明する象徴として広く展開



依存症の理解を深めるための普及啓発事業 特設ページ

https://www.izonsho.mhlw.go.jp/topics_symbolmark.html

10. 心のケア対策について

(1) 心のケア相談研修・心のケア相談地方研修について

自然災害、犯罪被害、事故、感染症等に起因した心のケアに関する相談や自殺防止に係る相談に適切に対応できる人材を養成するため、精神保健福祉士、公認心理師、保健師等を対象に、「心のケア相談研修」を実施している。

本研修は、研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域における人材の養成や体制整備を行うことを念頭においた研修であるため、各自治体においても、地域の人材養成等が促進されるようお願いする。

(2) 犯罪・性犯罪被害者の心のケアについて

犯罪や事故被害者は、心的外傷後ストレス障害（PTSD）をはじめとする様々な心理的反応が生じることから、専門的なケアが必要である。

特に、犯罪・性犯罪被害者については、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）や、「第4次犯罪被害者等基本計画」においても、PTSDを抱えた犯罪・性犯罪被害者に対して適切な治療・支援ができる医師等専門職の養成の必要性が示されている。

厚生労働省の補助事業では、精神保健福祉センター、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、公的機関や教育機関に勤務する者等を対象に、PTSDに関する専門的な養成研修「PTSD対策専門研修」を実施しており、この研修において、犯罪・性犯罪被害者の支援に特化した「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けている。各自治体においても、このような犯罪・性犯罪被害者からの相談等に適切に対応できるよう、精神保健福祉センター等の職員に対して研修の受講を促進するなど、御協力をお願いする。また、毎年、都道府県や指定都市等に研修受講者名簿を配布しているので、地域の精神保健福祉活動等において受講者を活用するなどの取組をお願いする。

(3) 令和6年能登半島地震の心のケアについて

令和6年能登半島地震の被災者に対しては、心のケアが必要な方に支援が行き届くよう、令和6年1月22日から石川県に心のケアセンターを設置し、また、令和7年2月には能登北部にも拠点を設置して被災者への訪問支援等の心のケア対策を実施している。石川県におかれては、心のケアセンターを活動拠点としながら、関係市町村及び医療機関等の関係機関と連携し、被災者の心のケア対策の効果的な実施をお願いする。

(4) 東日本大震災の被災地の心のケアについて

東日本大震災の被災者に対しては、心のケアが必要な方に支援が行き届くよう、平成 23 年度から、被災 3 県に心のケアセンターを設置する等により、被災者の心のケア対策を実施してきた。

令和 7 年 6 月 20 日に閣議決定された「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、第 2 期復興・創生期間（令和 3 年度から同 7 年度までの 5 年間）以降における復興の基本方針が示された。基本方針において、「地震・津波被災地域」における心のケアに対する支援等については、「中長期的な対応が必要なものがあり、第 2 期復興・創生期間の後も引き続き必要な支援が行えるよう、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第 2 期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う」こととされている。

また、「原子力災害被災地域」については、「心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、事業の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元及び避難先の地方公共団体等による丁寧な支援を継続する。」こととされている。

これらを踏まえ、被災県におかれては、令和 8 年度においても、東日本大震災の心のケア対策の着実な取組の推進の観点から、引き続き、被災者への個別相談支援や福島県外避難者・帰還者への支援の強化、支援者への支援の充実、相談実績の調査分析など、被災者に対する、きめ細やかな心のケア支援の実施をお願いするとともに、将来的な地域の精神保健福祉体制への移行も重要な課題となっていることから御検討いただくようお願いする。

(5) 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援について

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援については、令和 4 年 11 月、従前の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において取りまとめられた「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化」に基づき、令和 4 年 10 月 6 日付け障発 1006 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害者保健福祉部長通知「精神保健福祉センターにおける相談対応について(協力依頼)」により精神保健福祉センターにおける相談対応に関して協力依頼をしている。

各自治体の精神保健福祉センターにおいて、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないこと等相談対応及び関係機関との連携を適切に行っていただくよう引き続きお願いする。

また、令和 6 年 1 月 19 日に「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援

に関する関係閣僚会議が開催され、「旧統一教会」問題に係る被害者等に寄り添った支援の一層の充実を図るため、被害者等支援の充実・強化策を講じることとされた。

そのため、被害者等支援の充実の取組として、元信者等の方々の知見等を活用し、精神保健福祉センターにおいて相談対応を行う職員を対象とした、被害者等の心情等の理解を深めるためのオンライン研修を実施しており、令和6年度に引き続き、令和7年度5月及び7月にも開催したところである。令和8年度においても、同様の研修を開催する予定であるので、引き続き参加をお願いする。

(6) 性同一性障害の相談窓口等について

- ・性同一性障害者の性同一性障害特例法に規定する医師の診断書について

令和5年10月25日、最高裁判所において、性同一性障害の特例法第3条第1項第4号の規定を違憲とする旨の決定がされ、当該規定は無効であるとの判断がされたところである。

性別変更の審判のために家庭裁判所への提出を求めている医師診断書については、その記載要領（課長通知）において、性別適合手術に関し、現在の生殖腺の機能並びに治療の妥当性及び正当性の評価等の記載を求めている。

このため、最高裁判所の決定を踏まえ、令和5年10月25日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、通知の記載に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても差し支えない旨を、都道府県等及び日本精神神経学会等の関係学会に対し、令和5年12月12日に法務省と厚生労働省が連名で事務連絡「性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて」（別添）を発出しているため、これをご了知の上、管下関係者、関係団体に引き続き周知いただくようお願いする。

- ・性同一性障害の相談窓口について

性同一性障害は、生物学的な性と心理的な性に不一致を来している状態であり、自らの性別に対する不快感・嫌悪感、反対の性別に対する強く持続的な同一感、反対の性役割を求めることが特徴となっている。

各自治体においては、精神保健福祉センターなどでの相談対応なども行われていると承知しており、各自治体での取組事例を取りまとめたので（別添）、当該資料も参考にし、引き続き、性同一性障害の相談体制を整えていただくようお願いする。

また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する取組を踏まえながら、性同一性障害の特徴等について、各都道府県においても、広く普及活動に努めていただくようお願いする。

こころの健康づくり対策事業

令和7年度予算額
17,077千円 →

令和8年度予算案
17,077千円

目的

自然災害、犯罪などの被害により生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待など思春期にある児童に関連する問題及び自然災害、犯罪被害、事故や感染症等に起因した心のケアなどの精神保健医療福祉活動を充実していくため、保健・医療・福祉・教育などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に携わる専門性の高い人材の資質の向上を図ることを目的とする。

①PTSD対策専門研修

【目的】

災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な者に対応できる人材を確保するため、精神保健医療福祉従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得させる。

【研修内容】

○通常コース（臨床コース、行政・支援者コース）

基礎的知識及び臨床活動に関する講義のほか、自治体職員においても、災害や犯罪被害者等への適切な対応を行えるよう、ケースワーク対応、行政連携などのニーズに適した職員向けの研修を行う。

○専門コース

精神保健医療福祉従事者等に対し、最先端の専門的知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材を養成する。

○犯罪・性犯罪被害者コース

犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と治療対応について修得させる。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、公的機関や教育機関に勤務する者等

②児童・思春期精神保健研修

【目的】

ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待等、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を確保するため、必須の知識の全体像を系統的かつ網羅的に習得するための研修を実施し、地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に専門的に携わる者を養成する。

【研修内容】

○思春期精神保健対策医療従事者専門研修

基本的知識及び臨床活動に関する講義とグループディスカッションを交えた実践的研修を行う。

○思春期精神保健対策専門研修（応用コース）

応用的な講義及びケース検討を内容とする双方向的な討論を中心とする研修を行う。

○ひきこもり対策研修

ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策及び「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を行う。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

③心のケア相談研修

【目的】

自然災害、犯罪被害、事故や感染症等、それによる経済的、社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を確保するため、これらの相談対応に当たる精神保健医療福祉業務の従事者にとって、必要な知識や技術を習得するとともに、当該研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域で心のケア相談に当たる人材を効果的に養成する。

【実施内容】

心のケアに関する相談対応に当たり必要な基本的知識や技術の習得と、研修受講者が中心となって地域における研修や訓練を実施できるようにすることを念頭においた研修を行う。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

- ➔ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（女性支援新法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応（違法行為への厳正な対応、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

➔ 本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

こども・若者の性被害防止のための総合的対策

- 「子供の性被害防止プラン2022」「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を着実に実行するとともに、政府一丸となり、こども・若者の性被害防止対策を進めるため、
①加害の防止、②相談・被害申告をしやすくする、③被害者支援、④治療・更生、の4つの観点から、関係府省庁で連携して、取り組むべき総合的な対策を、以下の通り、新たにとりまとめ。

対策の内容

1. 加害を防止する取組

- **改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処**
- **全国で取締りを強化**

刑法改正等に伴い「**匿名通報事業**」の対象を変更・拡大し、一層の周知

こども性暴力防止法案の提出、教育・保育業界における対策の促進

保育所等における虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討

- 学校で性被害防止等を教える「**生命（いのち）の安全教育**」を**全国展開**
- 小学生・未就学児等を対象とした**プライベートゾーン等の啓発の推進**

- 法務省ホームページに改正刑法等の趣旨・内容周知のためのページを公開し、広報を推進【法務省】
- 都道府県警察に対し、改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化を指示【警察庁】

- 「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、運用【警察庁】

- 児童対象性暴力の防止に関する法律案（通称「こども性暴力防止法」）を国会に提出【こども家庭庁】
- 教育、保育等を提供する場における性被害の防止等の取組の促進【こども家庭庁、経済産業省、文部科学省】
 - 業界における取組を横断的に促進するための先進事例の把握・指針のひな型作成
 - 周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報
 - 教員性暴力等防止法及び改正児童福祉法に基づく取組を引き続き推進

- 保育所等児童福祉施設、幼稚園・特別支援学校における性犯罪防止対策に係る設備等支援【こども家庭庁、文部科学省】
 - パーテーション等の設置によるこどものプライバシー保護
 - 保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる記録等

- 「生命（いのち）の安全教育」の普及展開【文部科学省】
 - 「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村においてモデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。また、新たに取り組む学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画を作成し、周知するとともに、webに掲載し活用を促進。
- 小学生・未就学児やその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」を活用するなどしてプライベートゾーン等の啓発を行うよう、全国こども政策主管課長会議等で周知【こども家庭庁】

2. 相談・被害申告をしやすくする取組

相談窓口の周知広報の強化、SNS等による相談の推進

- 被害者が相談しやすい環境整備の推進【内閣府、こども家庭庁、関係省庁】
 - 性暴力被害者のためのSNS相談等の推進、夜間休日に相談可能なコールセンターの実施
 - 児童相談所におけるSNSを活用した相談支援体制の構築
 - 相談窓口の周知広報の強化

子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発の推進

- 保護者として身に付けることが望ましい知識（性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける等）について、子育て支援の場等を通じた啓発の推進を、全国こども政策主管課長会議等で周知【こども家庭庁】
- 被害に遭った際の相談窓口、こどもの写真や動画の撮影・投稿といった情報発信に係る注意ポイント等をまとめた保護者向けのリーフレットを作成し、全国の自治体に周知【こども家庭庁】

男性・男児の被害者への支援の推進

- ワンストップ支援センター等における男性・男児の被害者への支援を推進（男性・男児の性暴力被害者ホットライン（令和5年度に臨時実施）により得られた知見を活用）【内閣府】

3. 被害者支援の取組

ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実

- ワンストップ支援センター等における被害者支援を強化【内閣府、厚生労働省】
 - こども・若者や男性等の多様な被害者への支援や相談対応に係る体制強化を促進
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）に基づく包括的な支援等

児童相談所における相談、保護、通報等の適切な対応

- 全国の児童相談所に対し、性犯罪・性暴力の相談があった際には適切に対応するよう周知【こども家庭庁】

学校等における支援の充実

- 「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を開催し、教育委員会の担当者やスクールカウンセラー等に対して、性的な被害を受けた児童生徒への対応に係る留意点等を周知【文部科学省】

医療的支援の充実

- ワンストップ支援センター等と医療機関等の関係機関との連携を強化【内閣府】
- 性犯罪被害者に対し適切な治療・ケアのできる人材を養成する「PTSD対策専門研修」（犯罪・性犯罪被害者コース）を実施【厚生労働省】

法的支援の充実

- 「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を実施【文部科学省】
- 法テラスにおける犯罪被害者支援の実施【法務省】

4. 治療・更生に関する取組

性嗜好障害に対する治療、加害者更生に向けた取組の推進

- 性嗜好障害に関する調査研究を実施【厚生労働省】
- 再犯防止推進計画等に基づき、性犯罪再犯防止指導や性犯罪再犯防止プログラムの充実を図る【法務省】

施策名：被災地心のケア事業

① 施策の目的

令和6年能登半島地震等による被災者等の心のケアについて、被災地の精神保健医療福祉体制の強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

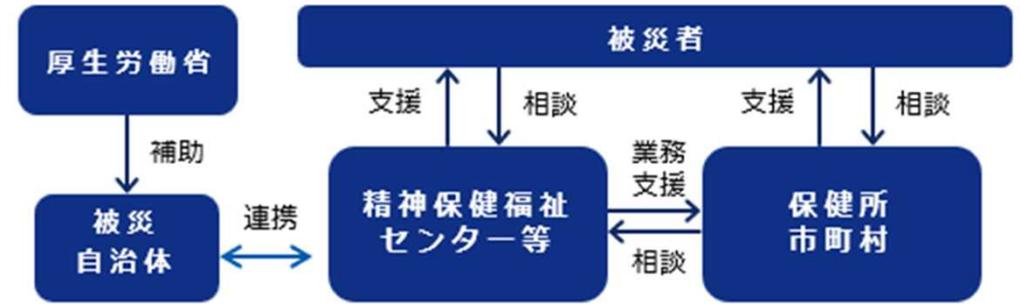
- 令和6年能登半島地震等について、「石川こころのケアセンター」を運営し、被災者・支援者支援、人材育成、心の健康に関する普及啓発等を実施。
- 災害等の発生により、継続した支援が必要とされる場合について、精神保健福祉センター等に心のケアの専門職を配置し、被災者への精神保健相談体制の強化等を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

1. 補助率：3/4



2. 補助率：1/2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

能登半島地震等の被災地においては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者が増加することから、被災地の精神保健福祉体制の強化を図り、被災者等の心のケアに係る支援体制を充実させる。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（抜粋）

（令和7年6月20日閣議決定）

地震・津波被災地域

（1）地震・津波被災地域

② 心のケア等の被災者支援や子どもに対する支援

- ・ 心のケアや子どもに対する支援等については、中長期的な対応が必要なものがあり、第2期復興・創生期間の後も引き続き必要な支援が行えるよう、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途、対応する。

（以下、略）

原子力災害被災地域

（2）原子力災害被災地域

③ 帰還・移住等の促進・生活再建等

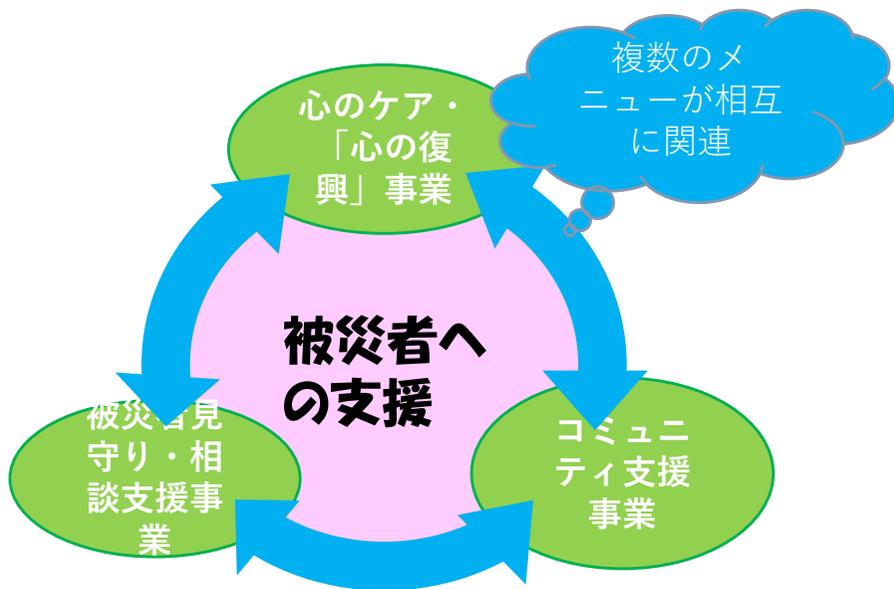
- ・ 心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、復興の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元や避難先の地方公共団体等による丁寧な支援を継続する。

被災者支援総合交付金

令和8年度概算決定額 **55億円** 【復興】
 (令和7年度予算額 77億円)

事業概要

- 復興の進展に伴い、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者を取りまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。



事業メニュー

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
復興庁	1. 被災者支援総合事業 ①住宅・生活再建支援 ②コミュニティ形成支援 ③「心の復興」 ④被災者生活支援 ⑤被災者支援コーディネート ⑥県外避難者支援
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
厚労省	2. 被災者見守り・相談支援事業
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
厚労省	3. 仮設住宅サポート拠点運営事業
IV. 被災者の心のケア支援	
厚労省	4. 被災者の心のケア支援事業
V. 子どもに対する支援	
こども庁	5. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
文科省	6. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	7. 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

○ 交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた、効果的・効率的な、被災者支援の展開が期待される。

各 都道府県・指定都市 障害保健福祉担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室

「旧統一教会」問題・被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策
に伴う相談対応について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府において、9月初旬から合同電話相談窓口を開設して、「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応してきたところではあります。

本日、第3回「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が開催され、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」がとりまとめられ、今後の取組として、本年11月14日から合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を法テラスに設置（別添1参照）するとともに、精神的・福祉的支援の充実及び子ども・若者の救済（心のケア）として、

- ・ 精神福祉保健センターにおける相談や精神科医療機関の紹介対応の推進を推進することとされました。（別添2参照）

貴所管精神保健福祉センターにおかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいていると承知しておりますが、本件についてご了知願います。

また、引き続き、上記法テラスに設置される相談窓口からの案内を含め、精神保健福祉センターに旧統一教会を背景とした心の健康に不安がある等の相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう御留意いただくとともに、必要に応じて精神科医療機関を紹介するなど関係機関とも連携して適切にご対応いただき、相談支援の推進をお願いいたします。

（参考）第3回「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議資料（令和4年11月10日開催）

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00150.html

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（案）

令和6年1月19日 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）」が制定されたことを踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等に寄り添った支援を一層充実・強化するため、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」（令和4年11月「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議取りまとめ）を着実に実行するとともに、以下の支援の充実・強化策を講じる。

1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

○ 法テラスを中核としたワンストップ型相談対応の実施

- 法テラス（※）を中核としたワンストップ型相談体制において、被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を実施。

※ 「靈感商法等対応ダイヤル」

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

○ 元信者や宗教2世等の方々の経験・知識の活用

- 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教2世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教2世等の方々と連携。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

○ 対応実績・知見の共有による相談体制の強化

- 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

宗教を背景とした心の健康に関する相談対応についての研修

(厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課)

1. 研修の目的

元信者や宗教 2 世の方々からの経験・知識の共有を通じて、被害者等の心情等の理解を深め、各都道府県の精神保健福祉センター等の相談担当者の対応力の向上を図ることを目的に実施。

2. 研修の概要

【対象者】 精神保健福祉センター等の相談担当者

【実施日】 令和 7 年 5 月 23 日 (金)、7 月 22 日 (火)

【開催方法】 オンライン開催

【受講者数】 201 名

【研修の内容】

- ①カルト問題の概要
- ②教団について
- ③当事者への段階別対応
- ④元信者の課題と対応
- ⑤宗教 2 世

次回は令和 8 年春頃に実施予定。詳細は後日お知らせします。

事務連絡
令和5年12月12日

都道府県
各 精神保健福祉主管部（局） 御中
指定都市

法務省民事局民事第一課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に
規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて

本年10月25日、最高裁判所大法廷において、性別の取扱いの変更の審判を請求することができる者の要件を規定する性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号。以下「特例法」という。）第3条第1項第4号の規定を違憲とする旨の決定がされ、当該規定は無効であるとの判断がされました。

特例法第3条第2項の規定により性別の取扱いの変更の審判を請求するに際して家庭裁判所に提出する必要がある医師の診断書の記載要領については、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載要領について（平成16年5月18日障精発第0518001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）において定めているところですが、本年10月25日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、記載要領の規定に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても差し支えないので、これをご了知の上、貴管下関係者、関係団体に周知方取り計らい願います。

【問い合わせ先】
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
（電話 03-3595-2307）

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
1	北海道	<p>【石狩市】 性同一性障害に特化した窓口ではないが、市保健師による健康相談の中でLGBTQや性同一性障害、それに伴う精神保健相談があれば受けている。 また、カウンセラーが夫婦や友人・職場内などでの人間関係や日々の悩み事などの相談を受ける既存の「家庭生活相談」においては、性別に関わらず相談することが可能であり、LGBTQに關係する相談も受けていることから、性同一性障害についても相談可能 また人権擁護委員による人権相談日を設けており、相談可能。 ※いずれも性同一性障害の専門相談窓口ではない。専門的な知見が必要な相談であれば、道や国などの適切な相談窓口を案内する。</p> <p>【苫小牧市】 令和5年1月にパートナーシップ制度を導入したことをきっかけに、性的マイノリティの方の相談受付を開始。</p>	<p>【石狩市】 ・成人健康相談 保健師・栄養士による 月1回開催の他、随時受け付けている ・家庭生活相談 家庭生活カウンセラーによる 毎週火曜日（第1・2・3・5火曜日10時～15時、第4火曜日13時～15時） ・人権相談 人権擁護委員による 毎月第3火曜日 13時30分～16時</p> <p>※いずれも性同一性障害の専門相談窓口ではない。</p> <p>【苫小牧市】 一般職（市のALLY職員宣誓制度に宣誓した職員）による相談対応。相談日・時間は平日8:45～17:15。</p>	<p>【石狩市】 ・成人健康相談 https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/kurashi/sodan/1002338.html ・家庭生活相談 https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/kurashi/sodan/1006579.html ・人権相談 https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/kurashi/sodan/1002338.html ・こころの健康について https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/kurashi/sodan/1002598.html</p> <p>【苫小牧市】 https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/daniobvodo/tavousei/soudan.html</p>
2	岩手県	<p>平成28年3月に「いわて男女共同参画プラン」を改訂した際、当時の社会情勢（LGBTの方々への関心の高まり）などを受け、「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々を支援するため、男女共同参画センターにおいて相談事業を行う」旨を明記し、同年4月から相談事業を開始した。</p>	<p>○性別や性志向（LGBT）に関する相談（岩手県男女共同参画センター） 性指向や性別の違和感などで相談したい方の相談を面接・電話・インターネットで受ける。※家族・パートナー・支援者も対象 相談日時：毎週火曜・金曜…PM4:00～PM7:00</p>	<p>https://www.aiina.jp/site/danajo/4842.html</p>
3	宮城県	<p>平成29年3月「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定し、そのなかで「性的マイノリティへの配慮」を盛り込んだ。 社会のなかで困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるように相談体制の整備・強化の取組として、平成29年7月「LGBT（性的マイノリティ）相談」を開始した。</p>	<p>・みやぎ男女共同参画相談室 「LGBT（性的マイノリティ）相談」（「性同一性障害」専用の相談機関ではない。） ・性別や性自認、性指向のこなど、LGBTの方やその家族、友人等周囲の方の相談窓口 ・相談時間：毎月第2・第4火曜日正午～午後4時</p>	<p>https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/iigvou-soudan.html</p>
4	秋田県	<p>性的指向、性自認等に関する相談への対応要望や、同相談が増加傾向にあったことから、令和2年12月から秋田県中央男女共同参画センターにおいて対応をすることとした。 また、令和4年4月1日に施行された「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」に基づく指針において、相談窓口の設置・運営を明記した。</p>	<p>○性別や性的指向に関する相談 秋田県中央男女共同参画センター（ハーモニー相談室） 月～土（祝日は除く）10:00-17:00 電話・面接相談 生き方や、夫婦・親子関係、からだや性などの一般相談の中で対応しており、「性同一性障害」の専門・専用相談機関ではない。</p>	<p>https://akitawmc.com/soudan.html</p>
5	山形県	<p>「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」において、国、地方公共団体及び事業主は、知識の普及や相談体制の整備等について努めることとされている。 さらに、これまで県が実施したアンケート調査においても、性の多様性が尊重される社会づくりに向けて必要な取組みとして「相談窓口の設置」との回答が多かったこと等から、開設することとしたもの。</p>	<p>【山形県】 ○相談窓口の名称：にじいろほっとライン（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） ○内容：公認心理師または臨床心理士への電話相談と、弁護士への電話相談を実施。 ①公認心理師または臨床心理士への電話相談 ・実施日時：毎月第3水曜日13:30～16:30 ②弁護士への電話相談 ・実施日時：毎月第4水曜日13:30～16:30 ○電話番号：023-616-6500</p>	<p>https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/iinken/sankaku/tavousei2025/soudan.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
6	福島県	<p>【福島県】 生活全般の悩みや問題を抱える人を支援するため、福島県男女共生センターに相談窓口を設置している。平成30年度から一般相談の中でLGBTに関する相談も受け付けている。</p> <p>また、精神保健の内容については、福島県精神保健福祉センターで相談に応じている。 なお、性同一性障害に特化した相談窓口ではない。</p> <p>【郡山市】 平成31年3月より、市HP(ダイバーシティ推進課)において「多様な性について考えよう!」を掲載し、相談窓口として、「性的マイノリティの学校生活に関する相談窓口(総合教育支援センター)」と「よりそいホットライン(一般社団法人社会的包括サポートセンター)」を紹介している。また、人権に関連する相談の場合は、人権相談を紹介している。</p>	<p>福島県男女共生センター相談室 (「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 0243-23-8320 ・相談方法 電話または面接 ・相談日時 【一般相談】 火・木～日曜日・・・9時～12時、13時～16時 水曜日・・・13時～17時、18時～20時 【男性相談員による相談(電話のみ)】 火曜日・・・17時～20時 <p>※休館日(原則 月曜日)</p> <p>福島県精神保健福祉センター (「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。) 以下により、精神科医、保健師、心理士等が対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話、来所相談: 随時受付。 ・特定相談(思春期の相談): ホームページ参照 <p>【郡山市】 ①市のホームページ(ダイバーシティ推進課)において、「性的マイノリティの学校生活に関する相談窓口」及び「よりそいホットライン」を紹介している。 ②性同一性障害についての専門相談窓口ではないが、人権に関する相談として、福島地方務局郡山支局を案内している。</p>	<p>【福島県】 福島県男女共生センター https://www.f-miraikan.or.jp/</p> <p>福島県精神保健福祉センター http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/</p> <p>【郡山市】 www.city.koriyama.lg.jp/sos/hiki/34/1874.html</p>
7	茨城県	<p>【茨城県】 2019年4月1日茨城県男女共同参画推進条例の一部改正により性的指向及び性自認を理由とする差別的取扱いを禁止し、同年7月18日から性的マイノリティに関する相談窓口を開設した。</p> <p>【水戸市】 性的マイノリティの方の多くは、差別や偏見等、周りの理解不足から、社会の様々な場面で生きづらさを抱えている。性自認(自分の性別に対する認識)や性的指向(好きになる性)、性自認と身体の性の不一致に関して悩みを持つ当事者や家族、友人等の不安や悩みに寄り添うために、臨床心理士で当事者でもある専門相談員による電話・メール相談を実施することとした。</p> <p>令和元年8月～電話相談開始 令和2年4月～メール相談開始</p> <p>【日立市】 令和4年3月に「ひたちらぼーるプラン—第4次ひたち男女共同参画計画—」を策定し、「性的マイノリティ等の人権に配慮したダイバーシティ社会の実現」を取組の柱として明記した。 社会生活上困難な状況に置かれている人々が、個々を尊重され安心して暮らすことができる社会の実現に向けた取り組みの一つとして、令和4年9月「性的マイノリティ電話相談」を開始した。</p>	<p>【茨城県】 茨城県性的マイノリティに関する相談(「性同一性障害」専用の相談機関ではない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話相談 毎週木曜日(祝日を除く)18時から20時まで ○メール相談 随時 ※ただし、返信に1週間程かかる ・対象者 当事者その家族及び当事者と接する学校や企業関係者等 <p>【水戸市】 性的マイノリティに関する相談(「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話相談 毎月第2・4水曜日 午後6時～午後8時 ○メール相談 随時 ※ただし、返信に3日～1週間程かかる <p>【日立市】 性的マイノリティSNS相談(「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設日時 第2土曜日、第4土曜日 午後5時30分～10時 ・対象者 性的マイノリティの方やご家族など関わる全ての方 ・相談方法 LINE相談 	<p>【茨城県】 https://www.diversity-ibaraki.jp/counseling.html#counseling7</p> <p>【水戸市】 https://www.city.mito.lg.jp/page/4472.html</p> <p>【日立市】 https://www.city.hitachi.lg.jp/kurashi/tetsuzuki/sodan_shohi/1002501/1016185.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
8	栃木県	<p>【栃木県】 性的マイノリティ当事者等からの性的指向や性自認に関する様々な不安や悩みなどの相談に対応するため、令和3(2021)年10月に電話相談窓口「とちぎにじいるダイヤル」を設置した。</p> <p>【栃木市】 ①平成28年10月市ホームページ掲載。 ②平成30年度栃木市人権施策推進プラン(第2期計画)(2019~2023年度版)の中に「性的指向・性同一性障がい者等にかかわる人権」を位置づけた。 ③平成30年度市職員、教職員向けに「多様な性を知りサポートするためのガイドライン」を策定した。</p> <p>【鹿沼市】 ①令和元年6月3日「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」を施行 ②職員向けのガイドライン「LGBTを知りサポートするための行動指針」を策定 ・そのガイドラインの中でいくつか相談窓口を紹介 ・現在第2版の作成中(LGBT専門機関についての紹介も充実させていく予定)</p> <p>【日光市】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、法務局が人権擁護委員により市内で開設している人権相談の中で、相談を受ける。また、市HP及びパンフレットでLGBTQや性同一性障がいに関する相談窓口(公的機関、民間機関、支援団体等)を紹介している。</p>	<p>【栃木県】 〇とちぎにじいるダイヤル ・性的マイノリティに関する電話相談窓口(「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。) ・専門相談員が対応 ・相談受付日時:毎月第1・第3金曜日 17:30~19:30(祝休日及び年末年始を除く)</p> <p>【栃木市】 性同一性障害についての専用相談窓口はないが、人権相談の中で、相談を受けている。 月~金曜日 8時30分~17時15分 栃木市生活環境部人権・男女共同参画課 人権推進係 ・電話:0282-21-2161 ・Eメール:jinken@city.tochigi.lg.jp 専門機関への紹介を行う。</p> <p>【鹿沼市】 性的マイノリティについては主に人権推進課で相談先を紹介するが、ガイドラインは全課に対し配布済みであることから、対応できる範囲で活用してもらうこととなっている。また、市民向け情報として、相談先一覧を市のホームページに掲載する予定である。</p> <p>【日光市】 性同一性障害を含む性的マイノリティに関する相談については、人権・男女共同参画課が外部相談先を紹介している。 LGBTQへの理解促進のため、令和3年9月1日から日光市パートナーシップ宣誓制度を施行しており、今後、職員向けのガイドラインの作成を予定しており、その中でも相談窓口を掲載し、案内体制を強化していく。</p>	<p>【栃木県】 https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/iinken/r3niiiro-tel.html</p> <p>【栃木市】 https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/24/221.html</p> <p>【鹿沼市】 https://www.city.kanuma.tochigi.jp</p> <p>【日光市】 https://www.city.nikko.lg.jp</p>
9	群馬県	<p>【大泉町】 「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、町として性自認・性的指向などの相談を電話や面談等で受ける。</p>	<p>【大泉町】 随時対応</p>	

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
埼玉県	<p>【埼玉県】 令和2年度に実態調査を行い、LGBTQの方の多くが周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを周囲に相談できずに生活している実態を踏まえて、令和4年8月から県では、性的指向・性自認に関する悩みについて、県民の方が相談できる専門相談窓口を開設した。</p> <p>【鴻巣市】 市民からの問い合わせや性的マイノリティに関しての関心の高まりを受け、平成31年4月から相談事業を開始した。</p> <p>【入間市】 平成30年1月より人権推進課（市民相談室、男女共同参画センター）において相談事業を開始した。</p> <p>【深谷市】令和4年3月に「深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例」を制定し、性の多様性について理解を深めるための施策及び性的少数者への支援に取り組んでおり、その一環として令和4年7月から相談窓口を設置している。</p>	<p>【埼玉県】 「にじいろ県民相談」（埼玉県LGBTQ県民相談） 埼玉県内在住、在勤、通学の性的指向・性自認に関する悩みがある方及びその周りの方を対象に電話及びLINEにより性的指向・性自認に関する悩みについて、相談を受け付ける。 相談日時：毎週土曜日（年末年始を除く）18:00～21:30（相談時間22:00まで） 相談方法：電話又はLINE</p> <p>【鴻巣市】 性的マイノリティに関する悩み事相談 自分の性や性的指向に伴う不安や悩みを抱えた相談者に対し、専門のカウンセラーが適切なアドバイスやカウンセリングを行い、また、必要に応じて関係機関を紹介する。当事者だけではなく、家族や友人からの相談も受け付ける。 相談日時：毎月第1・第4木曜 14:00～15:00 相談方法：面接または電話</p> <p>【入間市】 性的マイノリティのための悩みごと相談 専門の相談機関ではない（医療的なものには対応できない）が性的マイノリティからの悩みごと全般や当事者だけでなく、家族、友人からの相談にも応じる。電話相談（匿名可）を主とし、当事者の意向に沿って、面接相談等も行う。（悩みの傾聴が主となる） 相談日時：平日…AM10:00～PM3:00</p> <p>【深谷市】「多様な性に関する相談 にじの架け橋」 専門の相談機関ではないが、自分の性的指向や性自認に関する悩みごとや不安について、また家族からの相談を受け付けている。 受付日時 月～金（祝日、年末年始除く）10時～12時 13時～15時（メール相談は随時） 受付方法 電話またはメール（希望があれば面接も可） 電話：048-574-6643（深谷市人権政策課） Email: jinken@city.fukaya.saitama.jp</p>	<p>【埼玉県】 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbta/kenmin-soudan.html</p> <p>【鴻巣市】 http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/somu/yasasisa/gvomu/2/1559622730201.html</p> <p>【入間市】 http://www.city.iruma.saitama.jp/shisetsu/shisetsu_kvoku/1012387/1012432/1012500.html</p> <p>【深谷市】 https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kvoudou/jinken/tanto/seinotayouseinitu/ite/1660547268841.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
【久喜市】	<p>第2次久喜市男女共同参画行動計画において、LGBTを含む性の多様性が尊重され、誰もが差別を受けることなく平等に暮らせるよう、「人権擁護の推進」を重点施策として、「人権・女性相談」及び「女性の悩み（カウンセリング）相談」の充実や、LGBTを含む性の多様性を尊重した啓発活動の実施等に取り組んでいる。</p>	<p>【久喜市】 性同一性障がいについての専用相談窓口はないが、性自認や性的指向についての相談は、「人権・女性相談」及び「女性の悩み（カウンセリング）相談」において対応している。</p> <p>◆人権・女性相談（面接相談） 相談員は人権擁護委員 久喜会場（原則毎月10日 13時15分～16時15分） 菖蒲会場（原則毎月第3水曜日 13時30分～15時30分） 栗橋会場（原則毎月第3木曜日 13時30分～15時30分） 鷲宮会場（原則毎月第4月曜日 9時30分～11時30分）</p> <p>◆女性の悩み（カウンセリング）相談（電話、面接、オンライン相談） 相談員は女性の臨床心理士 久喜市役所内にて毎月第1金曜日及び6・7・11・12月の第3金曜日：13時～17時、4・5・8・9・10・1・2・3月の第3金曜日：10時～17時、日曜特設相談年2回（6月・11月）</p> <p>【鳩山町】 鳩山町総合相談支援窓口（重層的支援体制整備事業） 性同一性障害専用の相談窓口ではないが、鳩山町社会福祉協議会に委託し、福祉全般の相談窓口、鳩山町総合相談支援窓口を設置。性的マイノリティに関する相談も受け付けている。 相談日時：平日8：30～17：15 相談方法：電話・訪問・来所等</p>	<p>【久喜市】 ◆人権・女性相談 https://www.city.kuki.lg.jp/smph/shisei/iinken_danjo/iinken/iinkensodan/index.htm ↓ ◆女性の悩み相談 https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/jinken_danjo/danijo/joiseisodan.html</p> <p>【鳩山町】 https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/shouhisei/katsu_soudan_iinken/living_consultation/support_window.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
11	千葉県	<p>【千葉県】 ○千葉県LGBTQ相談 千葉県では、令和6年1月から施行している多様性尊重条例のもと、年齢、性別、障害の有無、国籍、性的指向及び性自認など様々な違いにかかわらず、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会の実現を目指している。 また、LGBT理解増進法において、地方公共団体に対し、相談体制の整備が求められていることも踏まえ、当事者等が抱えている不安や悩み等を受け付ける相談窓口を開設した。</p>	<p>【千葉県】 ○千葉県LGBTQ相談 LGBTQ当事者の方やその御家族、学校や職場などで当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどについての相談を受け付ける。（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） 相談日時：毎月第1・3・5火曜日18:00～22:00、第2・4土曜日13:00から17:00 （相談受付は終了時刻の30分前まで）（年末年始除く） 相談方法：電話又はLINE</p>	<p>https://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/soudan/lgbtq-soudan.html</p>
12	東京都	<p>【東京都】 東京都立（総合）精神保健福祉センターでは、精神保健福祉に関する専門相談を実施しており、現在は「精神保健福祉相談」として、地域住民から寄せられる心の健康についての相談（電話相談・面接相談）を受け付けている。 そのほか、平成18年度からは「夜間こころの電話相談」、令和7年度からは「こころのLINE相談」を開始し、メンタルヘルスに関する相談窓口の充実を図っている。 いずれも「性同一性障害」専用ではないが、相談に応じている。</p>	<p>【東京都】 ◆こころの電話相談 受付時間：月曜日から金曜日まで（年末年始・祝日を除く）午前9時から午後5時まで ・東京都立精神保健福祉センター 電話：03-3844-2212 担当地域：13区及び島しょ地域 ・東京都立中部総合精神保健福祉センター 電話：03-3302-7711 担当地域：10区 ・東京都立多摩総合精神保健福祉センター 電話：042-371-5560 担当地域：多摩地域 ◆夜間こころの電話相談 電話：03-5155-5028 受付時間：毎日午後5時から午後10時まで（最終受付：午後9時30分） *全地域共通 ◆こころのLINE相談（精神保健福祉相談） 受付時間：毎日午後5時から午後10時まで（最終受付：午後9時30分） *全地域共通</p> <p>※ 以下の相談窓口では、性自認及び性的指向に関する様々な悩みや不安について、ご本人やご家族等からの相談を受け付けている。（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） ◇性自認及び性的指向に関する専門電話相談 電話：050-3647-1448 受付時間：火曜日・金曜日 18時～22時（祝日・年末年始除く） ◇性自認及び性的指向に関する専門LINE相談 受付時間 月曜日・水曜日・木曜日 17時～22時（祝日・年末年始除く。） *受付は21時30分まで</p>	<p>【東京都】 ◆こころの電話相談、夜間こころの電話相談、こころのLINE相談 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/sodan ◇性自認及び性的指向に関する専門相談 https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/minna/kadai_15</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【港区】 港区男女平等参画センターで実施している「心のサポートルーム」では、一般相談に加え、専門相談として、法律相談、夫婦と家庭相談を実施してきました。昨今の社会ニーズを踏まえ令和7年4月にみなとレインボー相談を開始しました。</p> <p>【新宿区】 「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、新宿区第四次男女共同参画推進計画に基づき、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当事者や家族等の悩みについて相談に応じている。</p> <p>【品川区】 LGBT理解増進法の制定に伴い、性の多様性に対応する相談体制の整備が求められていることなどから、令和6年7月よりLGBTQ専門相談である「にじいろ相談」を開始。</p>	<p>【港区】 港区立男女平等参画センター・リーブラ相談室「心のサポートルーム」 みなとレインボー相談 ・相談方法：電話相談及び面接相談（面接相談は事前予約制） ・対象者：港区在住・在勤・在学者 ・受付時間：月1回第4木曜日 18時30分から20時30分 ・相談内容：SOGIEに関する相談、当事者の方以外にも、そうかもしてないと悩んでいる方、家族、友人、学校関係者、職場の方等からの相談もできます。 相談内容は、①性自認、ジェンダーアイデンティティ、性的指向、性別表現について ②①を背景とした学校や家族、社会のこと、将来への不安など</p> <p>【新宿区】 悩みごと相談室（「性と性」のアドバイザー） ・相談方法：電話、面接 ・対象者：（面接相談）新宿区在住・在勤・在学 ・受付時間：【男女共同参画推進センター】木曜日10時～16時（12時～13時を除く） 【新宿区役所第一分庁舎】第1、3～5月曜日、第2月曜日午前</p> <p>【品川区】 にじいろ相談（LGBTQ専門相談）※性同一性障害専用窓口ではない 性的指向、ジェンダーアイデンティティなどに関する悩みについて、ご本人だけでなく、家族、友人、学校関係者、職場の方など、どなたでも相談できる。 相談方法：面接（事前予約制）・電話（予約不要）※電話相談の予約も受付可 対象者：品川区在住、在勤、在学の方 ※匿名可 実施日時：毎月第2土曜日・第4水曜日 ※年末年始（12月29日～1月3日）を除く 【第2土曜日】午前10時00分～正午（受付は午前11時45分まで） 午後1時30分～4時30分（受付は午後4時15分まで） 【第4水曜日】午後2時00分～8時00分（受付は午後7時45分まで） ※1回の相談は、概ね50分まで</p>	<p>【港区】 みなとレインボー相談 https://www.minatolibra.jp/consult/</p> <p>【新宿区】 悩みごと相談室 https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file12_01_00008.html</p> <p>【品川区】 https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/20240510163034.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【世田谷区】 世田谷区立男女共同参画センターらぶらす</p> <p>【渋谷区】 2015年4月に「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を施行。性的少数者の人権を尊重する社会を推進する取組の一環として2015年9月から「性的少数者のためのにじいろ電話相談」開始。 2024年に「LGBTQにじいろ電話相談」に名称変更。</p> <p>【中野区】 平成30年4月に施行した「中野区ユニバーサルデザイン推進条例」の基本理念である「一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進」を目指し、平成31年から性的マイノリティの方を対象とした相談事業を開始。開始当初は1対1の相談であったが、参加者の状況や要望等を加味し、令和6年から現在のサロン型で実施している。</p>	<p>【世田谷区】 セクシュアル・マイノリティ電話相談 ・相談方法 電話 ・対象者 当事者の方はもちろん、家族や友人、学校関係者など、どなたからの相談も受け付けています ・受付時間 毎月第1・3金曜日 午後2時～5時 毎月第2・4金曜日 午後6時～9時</p> <p>セクシュアル・マイノリティのためのにじいろひろば交流スペース ・相談方法 対面相談 ・対象者 当事者 ・受付時間 午後3時15分～3時55分</p> <p>【渋谷区】 LGBTQにじいろ電話相談 ※性同一性障害専門の相談機関ではない。 ・相談方法 電話 ・相談員 LGBTQ専門相談員(委託) ・対象者 LGBTQ当事者および周辺の人 ※区内在住・在勤・在学を問わない。 ・受付時間 原則第2、第4土曜日13時～16時(予約不要、一人30分) ・相談内容 LGBTQ当事者および周辺の人が抱える問題が抱える悩み、パートナーとの関係、家族や友人との関係など</p> <p>【中野区】 「LGBTQ+おしゃべりサロン」 ※性同一性障害専用窓口ではない ○年齢やセクシュアリティに関係なく、性的マイノリティについて、参加者同士で自由に話し合うことができるサロン ○対象:区内在住・在勤・在学・在活の方 ○相談実施日 第3火曜日または第3土曜日(実施月により変動) ○相談方法 対面</p>	<p>【世田谷区】男女共同参画センター“らぶらす”のご案内 https://www.city.setagaya.lg.jp/02409/9215.html</p> <p>【渋谷区】 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/madoguchi/taishosha-sodansaki/iris_soudan.html</p> <p>【中野区】 https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/soudan/soudan/0686427920240520145035355.html</p>	
	<p>【豊島区】 本実施事業は、第5次としま男女共同参画推進プラン「目標1すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち」、「目標2あらゆる分野で女性が輝けるまち」に位置づく事業であるとともに、豊島区未来戦略推進プラン2024「あらゆる「人」が主役のまちづくりにむけて」実施する事業である。多様な性自認・性的指向の人々への支援・理解促進に向けて、令和6年7月から電話相談を開設した。</p> <p>【北区】 ○にじいろ電話相談 北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン」(計画期間:令和2～6年度)において、「性の多様性の理解促進」への取組として「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ、LGBT等)の相談体制の充実」を掲げていた。この「第6次アゼリアプラン」を踏まえて、令和2年4月から「にじいろ電話相談」を開設した。</p> <p>○にじいろ法律相談 パートナーシップ制度の導入にあたって、公正証書の作成などといった法的な心配事についても無料で相談できる場を提供することが、パートナーシップ制度に対する不足感の解消につながるとして、令和4年4月から、これまで月2回実施していた「にじいろ電話相談」を、「にじいろ電話相談」と「にじいろ法律相談」で月1回ずつに分けることで開設した。</p>	<p>【豊島区】 にじいろ相談(性自認・性的指向に関する相談) ・相談方法 電話 ・対象者 豊島区在住・在勤・在学者 ご本人以外のご家族・友人等でも相談できます。 ・受付時間 毎月第4金曜日 18時から21時</p> <p>【北区】 ○にじいろ電話相談(「性同一性障害」専用の相談機関ではない。) ・相談方法 電話 ※予約不要 ・相談専用電話 03-3913-0162 ・相談日時 毎月第1土曜日 午後2時～5時</p> <p>○にじいろ法律相談(「性同一性障害」専用の相談機関ではない。) ・相談方法 面接またはオンライン(Zoom) ※予約制 ・予約受付電話 03-3913-0163 ・相談日時 毎月第4日曜日 午前10時～11時30分 ・対象者 原則、北区在住・在勤・在学、または北区に転入予定の方</p>	<p>【豊島区】 にじいろ相談 https://www.city.toshima.lg.jp/051/1608081126.html</p> <p>【北区】 https://www.city.kita.lg.jp/living/diversity/1002410/1002434/1002443.html</p>	

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【板橋区】 平成 15(2003)年に板橋区立男女平等推進センターが開設されて以降、DVやハラスメント、自分自身のことなど、性別に起因する様々な困りごとについて、相談を受け付けている。 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間を計画期間とした「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画(第六次)」策定時から、「性的マイノリティの当事者がひとりで悩みを抱え込み孤立してしまうことのないよう、性的マイノリティに関する相談(専門的なご相談は除く)も実施することとなった。</p>	<p>【板橋区】 「性同一性障害」専用の相談窓口はないが、DV、ハラスメント、自分自身のこと、SOGIE(専門的なご相談を除く)に関すること等、性別に起因する様々な困りごとについて、「板橋区立男女平等推進センター総合相談」にて相談を受け付けている。</p> <p>・相談方法 電話・面談・チャット相談 (※面談は予約制) ・相談受付時間 〈電話〉月曜日～金曜日 9時～17時(年末年始・祝日は除く) 電話番号:03-3579-2188(女性)、03-3579-2992(男性)</p> <p>〈面談※予約制〉月曜日～金曜日 9時～17時(年末年始・祝日は除く) ※男性や性的マイノリティの方の面談相談は水曜日のみ。 ※電話番号は上記電話相談と同じ。</p> <p>〈チャット〉月曜日～土曜日 14時～20時</p>	<p>【板橋区】 https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/soudan/1002349.html</p>
	<p>【練馬区】 性的マイノリティに関する相談 男女共同参画センターえーるにおける「総合相談」の中に、平成29年から「性的マイノリティ特設相談」を開設した。</p> <p>居場所事業 同じ悩みを持つ当事者同士が安心して出会い、孤立を防ぐことを目的として令和6年度から実施している。</p> <p>【武蔵野市】(武蔵野市立男女平等推進センター) 「武蔵野市第四次男女平等推進計画」に基づき、令和元年10月に性的マイノリティの当事者やその周囲の方など、悩みを抱えている人が相談できる相談を開始した。</p>	<p>【練馬区】 性的マイノリティに関する相談 ・相談日時:毎月第3土曜日 9時～17時 ・対象:区内在住・在学・在勤の方。「性同一性障害」専用ではなく、LGBT(性的少数者)の方やそうかもしれない等迷っている方、その周囲(家族・友人・教職員・職場関係など)の方も対象。 ・相談方法:対面、電話(予約可、原則1回30分以内) ・相談員:公認心理士等援助を行う資格を有する者かつ性的マイノリティについて知識を十分に有する者</p> <p>若年層LGBT当事者の居場所事業「つながるスポット」 ・実施日:奇数月の第4土曜日(令和8年度は第3土曜日予定) 14時～16時 ・対象:区内在住・在学の中学生・高校生。LGBTQ+やそうかもしれない人限定。 ・内容:レクリエーション等を通じて当事者同士の交流を図る。ファシリテーターに相談することもできる。 ・ファシリテーター:LGBT当事者(元小学校教諭)</p> <p>【武蔵野市】 「むさしのにじいろ相談」(「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。) 専門相談員による、性自認・性的指向に関する様々な悩みについての相談。家族や支援者からの相談も可。</p> <p>・概要 対象:性自認・性的指向に関する悩みのある本人、家族、支援者など 費用:無料 相談方法:電話相談 ☎0422-38-5187※予約不要 来所面談 ☎0422-37-3410(予約番号)※予約制</p> <p>・実施日時(毎月) 第2水曜日午後5時30分～午後8時30分</p>	<p>【練馬区】 性的マイノリティに関する相談 https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/iken/kakushudan/seitekimainori.html</p> <p>若年層LGBT当事者の居場所事業「つながるスポット」 https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keihatsu/jinkendanjo/jinken/event/jakunen-LGBTibasyo.html</p> <p>【武蔵野市】 https://www.city.musashino.lg.jp/heiwa_bunka_sports/danjobyodosuisincenter/sodan/1021831.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
		<p>【三鷹市】 令和6(2024)年4月に施行した「人権を尊重するまち三鷹条例」及び「三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例」の理念を踏まえた施策の一環として、当事者や保護者等からの悩み事に寄り添うための専用窓口を、令和6(2024)年7月より開設した。</p> <p>【国分寺市】 国分寺市男女平等推進条例の基本理念である、誰もが性別に関わりなく個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる地域社会の実現の一環として、令和2年11月に国分寺市パートナーシップ制度を導入。令和3年6月から、性的指向・性自認に関する「にじいろ相談」の窓口を開設した。</p>	<p>【三鷹市】 みたかSOGI相談(性の多様性に関する相談)、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。)対象者は(1)(2)いずれも、三鷹市在住、在学、在勤、在活動の市民の方です。</p> <p>(1)対面による相談 毎月第3金曜日の17時30分から20時30分(1回50分以内) 事前予約制(電話または専用フォームより申し込み)</p> <p>(2)電話による相談 毎月第1金曜日の17時30分から20時30分(初回45分程度、2回目以降は1回30分程度) 予約不要(実施時間帯に、相談員直通番号へ直接電話)</p> <p>【国分寺市】 「にじいろ相談」※性同一性障害専用窓口ではない ○性的志向・性自認についての相談に対応。本人だけでなく家族・友人等周囲の方からの相談も受付。 ○対象:市内在住・在勤・在学・在活の方 ○相談実施日 原則第3水曜日17時～20時(1枠60分×3枠) 予約制 ○相談方法 対面・電話・オンライン ○相談担当 弁護士</p>	<p>【三鷹市】 みたかSOGI相談(性の多様性に関する相談) https://www.city.mitaka.lg.jp/c_sevice/094/094479.html</p> <p>【国分寺市】 https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011486/1012845/1033416.html</p>
13	神奈川県	<p>【神奈川県】 【氷見市】 本市においては、LGBT等専用の相談窓口はないが、以下の窓口で相談に応じている。 (1)市民課 (2)福祉介護課 平成27年度より「性的マイノリティの子供に理解のある支援者育成事業(かながわボランティア活動推進基金21を活用したNPO提案型協働事業)」を実施してきたが、平成30年度より、当事者及びその家族、支援者に対する直接的支援事業(当事者向け交流会、かながわSOGI派遣相談)を開始した。</p> <p>【横須賀市】 本市の「性的マイノリティに関する施策」の中で「市内で専門の相談が受けられる体制づくり」を掲げており、当事者と市関係長との意見交換会において、(主に未成年者が)見知らぬ市外へ行くことに対する恐れや交通費がかかることから、市内で相談が受けられる体制が求められていた。そのなかで、「公的な機関が設置する窓口は、プライバシー保護の観点から安心して相談できる」との意見が多いことから、性的マイノリティ当事者の孤立を防ぐことを目的とし、性的指向や性自認に関する専門的な相談に対応するため、令和元年5月から、専門相談の窓口を設置した。</p> <p>【大和市】 令和3年4月から「大和市パートナーシップ宣誓制度」が開設された。その後、当事者の相談窓口の受け皿として、令和3年6月から「やまとSOGI派遣相談」を開設。</p>	<p>【神奈川県】 ※「性同一性障害」専用ではないが、性的マイノリティの当事者、支援者や家族を対象とした相談事業を実施している。</p> <p>【かながわSOGI派遣相談】 性的マイノリティ当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じ、公的施設等や支援機関に、臨床心理士などの専門相談員を派遣して、SOGI(性的指向と性自認)に関する相談を行っている。</p> <p>【横須賀市】 ◎よこすかLGBTs相談(性的指向や性自認に関する専門相談) ・NPO法人SHIPの臨床心理士など、専門の相談員が「デュオよこすか」または支援者(市内)のもとに伺う。 ・悩みを抱えているご本人(性的マイノリティ当事者)だけでなく、ご家族や支援者の方も対象としている。 ・申込みは、予約制(3日前までの連絡)、相談は無料で年齢制限はない。</p> <p>【大和市】 ・「やまとSOGI派遣相談」 ・対象:性別に違和感があったり、同性が好きだったり、性的指向や性自認に関して悩みを抱えている方とその家族等 ・相談員:NPO法人SHIP(性的マイノリティ支援団体)の臨床心理士など、専門の相談員 ・相談時間は45分程度・相談料は無料・お一人一回の利用 ・相談日:月～金(休日を除く)10:00～16:00 ・会場:大和市内の公共施設 ・相談体制は面談。事前申込要</p> <p>※本市の性的マイノリティに関する相談事業は、対象者を性同一性障害をお持ちの方に限ってありません。</p>	<p>性的マイノリティに関する相談</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
14	新潟県	<p>【新潟県】 当県においては、性同一性障害やLGBT等性的マイノリティに特化した専用の相談窓口はないが、次の機関で相談に応じている。 (1)新潟県精神保健福祉センター (2)新潟県男女平等推進相談室</p>	<p>【新潟県】 各相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。 ○県精神保健福祉センター ・嘱託医、精神保健福祉相談員が相談に応じている。 ・相談方法 電話相談、来所相談 ・受付時間 平日 午前8時30分～午後5時 ※祝日、年末年始を除く ○県男女平等推進相談室 ・性別による差別的取扱い等について相談員が相談に応じている。 ・相談方法 電話相談、来所相談 ・受付時間 火曜日～金曜日 午前11時～午後0時30分、午後1時40分～5時30分 土曜日 午前10時～午後0時30分、午後1時40分～4時30分 ※祝日、年末年始を除く</p>	<p>https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/iken/kakushusodan/seitekimainori.html</p>
15	富山県	<p>【滑川市】 当市においては、LGBT等に特化した相談窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 (1) 市役所市民課 (2) 市役所福祉介護課</p> <p>【氷見市】 当市においては、LGBT等専用の相談窓口はないが、以下の窓口で相談に応じている。 (1) 市民課 (2) 福祉介護課</p>	<p>【滑川市】 ・各相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。</p> <p>【市役所市民課】 ・月1回、人権相談を開催し、人権擁護委員が相談に応じている。</p> <p>【市役所福祉課】 ・看護師、保健師等が随時相談に応じている。</p> <p>【氷見市】 (1) 人権相談（毎月第2木曜日、午後1時30分から4時まで （担当課：市民課 市民サービス・相談担当（総合案内） 電話番号 0766-74-8010） (2) 障害のある方の相談窓口：ふくし相談サポートセンター（福祉介護課・基幹相談支援センター）</p>	
16	石川県	<p>【石川県】 〈精神保健福祉センター〉 平成3年4月より、石川県こころの健康センターにて、こころの相談ダイヤル事業を開始。 当センターHPの「精神保健福祉相談」のページに相談窓口を掲載している。 また、金沢市が発行している『かなざわこころのマップ』（令和6年4月版）に、こころ・性の悩み相談窓口の一つとして、石川県こころの相談ダイヤルが掲載されている。 いずれも、「性同一性障害」専用の相談機関ではないが、こころや性の悩みも含め、電話対応及び面接相談を行っている。</p> <p>【金沢市】 性的マイノリティの方やご家族などからの性的指向や性自認に関する不安や悩みなどを相談できる窓口として、令和4年6月に公認心理師を相談員とする「金沢市LGBT相談」を開設した。</p>	<p>【石川県】 〈精神保健福祉センター〉 ・精神保健福祉相談として対応している ・相談対象者：石川県内にお住まいの方 ・相談内容：こころの健康全般に関する相談を受け付けている ・相談体制：電話相談または面接相談。面接相談は事前予約制。 ・こころの相談ダイヤル：24時間、365日対応の電話相談 ※ただし、「性同一性障害」専用の相談窓口ではない</p> <p>【金沢市】 ・相談日 毎月第4木曜日（休日、年末年始を除く）祝日の場合は第3木曜日 ・相談時間 ①午後2時～午後2時50分 ②午後3時～午後3時50分 ・相談員 公認心理師 ・相談体制 面接相談 ・備考 性同一性障害の専門相談窓口ではありません</p>	<p>若年層LGBT当事者の居場所事業「つながるスポット」</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
17	長野県	<p>【松本市】 平成26年9月に人権・男女共生課のホームページ上に「性同一性障害についてお悩みの方へ」と題するページを設け、市で相談可能な窓口を紹介した。</p> <p>【飯田市】 令和2年3月に当市のホームページ上へ「性的指向や性自認に関する相談」の案内ページを設け、市の相談対応窓口を紹介した。 令和5年4月に名称を「性的マイノリティに関する相談」に変更した。</p>	<p>【松本市】 松本市には専門相談窓口はない。松本市女性センターで実施する心理カウンセラーが話を聞くこと、こどもの場合は「こども権利相談」「まちかど保健室」で相談を受けることをホームページで案内している。ただし性同一性障害に対する専門知識を有する者が相談を受けるわけではない。また、松本市の管理下でない団体の紹介として厚労省、GID学会、日本精神神経学会、性同一性障害に限らず性的マイノリティ等に関する活動を行っている団体等を紹介している。ただし、いかなる場合でも、これらへのアクセスは個人の責任において行い、本市はいかなる責任も負わない旨を明記している。</p> <p>【飯田市】 ・飯田市には専門相談窓口はなく、専門の相談員の配置もないが、性同一性障害に関する相談については共生・協働推進課で話をお聞きしている。 ・身体的な相談や精神的な相談、子どもに関する相談など、内容によっては、市役所の担当部署や国県等の専門の相談窓口へつないでいる。</p>	<p>【松本市】 http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiiki/iinke/danjo/genderidentitydisorder.html</p> <p>【飯田市】 https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/9/seitekiminoritysoudan.html</p>
18	岐阜県	<p>【岐阜県】 以前から開設していた「一般電話相談」に加え、平成24年度からは「法律・こころ・男性専門相談」を開設したが、「一般電話相談」にLGBTに関すると思われる相談が散見されるようになったことから、平成30年度から相談窓口の一つとして専門相談員による「LGBT専門電話相談」を開設した。</p> <p>【恵那市】 重層的支援体制整備事業の実施に向け、令和2年4月より、福祉総合相談窓口を設置した。</p> <p>【美濃加茂市】 当市においては専用窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 ・健康課 ・福祉課（心と暮らしの相談窓口）</p> <p>【可児市】 以前から開設していた「可児市男女共同参画悩み相談」に、令和2年度から相談受付内容に「LGBT」を追加し、広報かみや、ホームページ、SNS、チラシ等で広報している。</p> <p>【飛騨市】 専用窓口ではないが以下の窓口で相談に応じている。 ・総合福祉課地域生活安心支援センター「ふらっと」（総合相談） ・保健センター（心の相談室）</p>	<p>【岐阜県】 ○電話相談（男女共同参画・女性の活躍支援センター） 相談日時：第3金曜日 17:00～20:00 対象者：性自認、性的指向などに関する様々な悩みを抱える本人及び周りの方 相談担当者：専門相談員</p> <p>【恵那市】 福祉総合相談窓口の設置（市職員1名、社協職員1名配置） ※性同一性障害専用の相談窓口ではないが、性同一性障害についての相談も受けている。</p> <p>【美濃加茂市】 「こころの相談室（毎月第四月曜日）」などの相談会で、悩みを抱えている当事者だけでなく、家族や支援者も対象に相談を受けている。 性同一性障害専用窓口ではないが、それらを含む相談も受けている。</p> <p>【可児市】 「可児市男女共同参画悩み相談」（性同一性障害専門の相談窓口ではない） ・自分の生き方や、家族・男女関係、離婚、DVやセクハラ、LGBT、人付き合いのことなど、さまざまな悩みについて、女性アドバイザーが相談を受ける。予約時間内に電話相談も可。 ・毎月1回 土曜日 13:30～16:30 1回50分 要予約 ・同時開催の女性弁護士による無料法律相談も受けることができる（1回20分、要予約、市内在住者のみ）</p> <p>【飛騨市】 ・「ふらっと」では市民の枠のない相談窓口として、発達、人間関係、離婚、就労、貧困など様々な悩みについて相談を受けている。心や体、環境調整の専門家である作業療法士の相談支援も行う。 ・保健センターでは毎月1回 精神保健福祉士による相談を受け付けている。（予約制） ・児童については、市直営の「こどものこころクリニック」（児童精神科）に繋いで連携を取れる体制である。</p>	<p>【岐阜県】 https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/danjo/sodan-madoguchi/c11234/plaza-soudan.html https://gifu.jp.pref.gifu.lg.jp/support_center/consultation02.html</p> <p>【恵那市】 https://www.city.ena.lg.jp/soshiki/chiran/iryofukushibu/shakai/fukushika/1/fukusisogousoudannakarari/5993.html</p> <p>【美濃加茂市】 https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/6/1303.html</p> <p>【可児市】 https://www.city.kani.lg.jp/3300.htm</p> <p>【飛騨市】 https://www.city.hida.gifu.jp/site/sougouhukusi/43050.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
19	静岡県	性的マイノリティやその家族等の悩みや不安に関する相談を受けるための専門電話相談窓口として令和3年8月に開設	<p>性のあり方に関する悩みや困りごとについての相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） 本人だけでなく、家族、友人、職場、学校関係者の相談も可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 ふじのくにLGBT電話相談 ・相談日時 毎月第1火曜日、第3土曜日 18時～22時 	<p>https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/r3/denwasoudan.html</p>
20	愛知県	<p>【愛知県】 「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」の導入（2024年4月1日）に合わせ、性的少数者の当事者や周りの方々が相談できる窓口として、専門機関による性的少数者電話相談を設置した。</p> <p>【豊橋市】 平成30年3月「豊橋市男女共同参画行動計画（とよはしハーモニープラン2018-2022）」を策定し、基本的な施策として「LGBT等性的少数者に対する理解促進と支援」に取り組むことを定めた。 LGBT等性的少数者の方が悩みを打ち明けられる環境整備の取組として、令和2年8月から「LGBT等性的少数者の面接相談」を開始している。</p> <p>【岡崎市】 令和元年度に実施した市民意識調査において、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会に必要なこととして「相談できる窓口の設置」が必要であるとの求めに応じ翌年度から電話相談窓口を設置した。</p> <p>【刈谷市】 ①平成25年4月に刈谷市子ども相談センターを開設し、いじめ、不登校、進路、発育、LGBTなど、子どもに関することであれば何でも相談を受け付けている。 ②ひきこもりやニート等の困難を抱える子ども・若者の健全な育成を図るため、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、令和2年9月5日に「刈谷市子ども・若者総合相談窓口」を開設した。性同一性障害等について医師から半年間の研修を受けた相談員により相談対応が可能であり、他市の自助グループに繋がることができる状況にあるため、相談内容に「LGBT」を盛り込んだ。</p>	<p>【愛知県】 「愛知県にじいろ電話相談」 ※性同一性障害専用窓口ではない 受付時間：毎月第3月曜日 午後7時から午後10時 対象者：県内に在住・通勤・通学の性的少数者の当事者の方や、保護者や友人、学校、職場等の周りの方々。</p> <p>【豊橋市】 ・「LGBT等性的少数者の面接相談」は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談対象者は原則、豊橋市在住の方。当事者だけでなく、その家族、友人、教育関係者、支援者なども相談可能 ・予約制の面接相談であり、相談可能時間は午前10時～午後8時 ・相談員は、LGBT支援を行う専門の相談員</p> <p>【岡崎市】 ・当事者だけでなく、家族、友人、教育関係者の相談機関 ・性同一性障害が専用の相談窓口ではない ・毎月第3木曜日17時～21時</p> <p>【刈谷市】 ① ・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談対象者は、刈谷市に在住・在園・在学・在勤の3歳から18歳を迎えた年度末までの子どもとその保護者、親族、学校関係者など。 ・相談体制は、来室相談、電話相談及びオンライン相談がある。 ・相談時間は、月曜日～土曜日の9時～17時（祝日、年末年始を除く） ② ・相談時間：毎週月～土曜日 9時～17時（来室相談のみ、年末年始を除く） ※木曜日のみ 12時～19時 ・対象者：市内在住・在勤または在学中、概ね40歳までの人またはその家族 ・相談内容は子ども・若者の困難に関すること全般であり、性同一性障害専用の相談機関ではない。</p>	<p>【愛知県】 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iinken/sogisoudan.html</p> <p>【豊橋市】 http://www.city.toyohashi.lg.jp/42377.html</p> <p>【岡崎市】 https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1103/1190/lgbttell.html</p> <p>【刈谷市】 ① https://www.city.kariya.lg.jp/shisetsu/kyoiku/1005525.html ② https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/svogaigakusyu/shien/1004174.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
		<p>【半田市】 ①令和4年3月に策定した「みんなが輝くチャレンジプラン（第3次男女共同参画推進計画）」において、基本的施策として「多様性への理解の促進」に取組むことを定め、性的少数者等が抱える多様な性に関する様々な悩みや不安について相談を受け付ける「半田市にじいろ相談」を開設した。 ②人権尊重に関する取組である「人権相談窓口」にて、性に関する悩みについての相談を受けている。</p> <p>【常滑市】 性に関する悩みを含め、人権尊重に関する取組である「人権相談窓口」にて相談を受けている。</p>	<p>【半田市】 ①及び②は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ① ・相談対象者：半田市に在住・在勤・在学の方。当事者だけでなく、家族や支援者からの相談も可能 ・相談日時：原則月～金、9時から17時まで（祝日除く）、1回につき2時間以内（年3回まで） ・相談員：LGBTQに関する専門の相談員 ・予約制、相談料無料 ② ・相談日時：原則毎月第4月曜日（午後1時30分～午後4時） ・相談場所：半田市市民交流センター（クラシティ3階）相談室 ・相談員：人権擁護委員</p> <p>【常滑市】 ※「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談日時：毎月10日（午後1時30分～午後4時）（土日祝の場合は翌開庁日） ・相談場所：常滑市役所会議室 ・相談員：人権擁護委員</p>	<p>【半田市】 ① https://www.city.handa.lg.jp/kurashi/sodan/1001890.html ② https://www.city.handa.lg.jp/shisei/iinken/1001979/1001980.html</p> <p>【常滑市】 https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/sodan/1000976/1000984.html</p>
21	三重県	<p>【三重県】 令和3年4月に制定した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の趣旨に基づき、性の多様性に関するさまざまな悩みを抱える当事者や周囲の方などからの相談に幅広く対応していく窓口として、「みえにじいろ相談」を開設。</p> <p>【いなべ市】 性の多様性に関する啓発活動やパートナーシップ宣誓制度導入等のLGBT事業の一環として相談窓口を開設した。</p> <p>【伊賀市】 平成28年4月の「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」及び「ALLYの取組（性的少数者支援と性の多様性の啓発）」開始と同時に、既存の人権相談窓口の案内に「LGBT（性的少数者）の相談（性同一性障害など）もお受けします。」との文言を追加。広報いがや市ホームページ、啓発チラシ等に掲載している。</p> <p>【鳥羽市】 令和4年度実施の人権講演会において、LGBT当事者団体（NPO）へ講演を依頼した。その際の講師からLGBT相談開催について相談があり、令和5年度からLGBT相談を実施することとなった。</p>	<p>【三重県】 「みえにじいろ相談」 ※性同一性障害専用窓口ではない 性の多様性に関する相談に対応、本人だけでなく周囲の方からの相談も受付 電話相談…毎月第1日曜日13:00～19:00、第3金曜日14:00～20:00 SNS相談…毎月第2金曜日14:00～20:00、第4日曜日13:00～19:00</p> <p>【いなべ市】 性の多様性に関するNPO団体に所属する当事者及び当事者の母による電話相談を月1回実施している。</p> <p>【伊賀市】 ・相談窓口として、①人権擁護委員による面談 ②市人権担当課 ③津地方法務局伊賀支局を案内しているが、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・その他、一般的な「こころの相談」、「女性相談」の窓口として、市の健康推進課、こどもの育ち支援課がある。</p> <p>【鳥羽市】 【鳥羽市LGBT相談】 LGBT専門相談員による性的指向・性自認に関する相談窓口 ・戸籍と性と自認の性が一致しない ・同性が好きなことをうちあけられない ・自分の性別がはっきりわからない ・子供がLGBTQ+の事で悩んでいるかも ・職場でのLGBTQ+の対応を進めたい など</p> <p>・相談日 奇数月第3日曜日 ・相談場所 鳥羽市民体育館 ・問い合わせ 鳥羽市役所市民課人権・市民交流係 0599-25-1126</p>	<p>【三重県】 https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/m0052600170.htm</p> <p>【いなべ市】 https://www.city.inabe.mie.jp/kurashi/sodan/1014488.html</p> <p>【伊賀市】 http://www.city.iga.lg.jp/000000914.html</p> <p>【鳥羽市】 https://www.city.toba.mie.jp/index.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
22	滋賀県	<p>【滋賀県】 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、(公財)滋賀県人権センターへの補助事業として「人権相談窓口」を開設。</p> <p>【甲賀市】 性の多様性への理解を推進するため市民への啓発活動を行い、市民意識の醸成に取り組んできた。LGBTQ+の当事者の方やその家族・友人が抱える悩み、生きづらさなどに支援を行うため開設した。</p> <p>専門ではないが、平成17年度より開設した「男女の悩みごと相談」にて、自身の心と身体の健康、生き方や暮らしの悩みに関する相談を受けている。</p>	<p>【滋賀県】 LGBTQ 性的マイノリティ電話相談(※性同一性障害の専用相談窓口ではない) 本人、家族、友人、教員などを対象に、LGBTに関する相談を受け付ける。 相談日時:第2木曜日・第4金曜日18:00~21:00(相談時間20:30まで) 相談方法:電話</p> <p>【人権推進課】 LGBTQ+電話相談 ・毎月第2月曜日の16:00~19:00(予約不要・受付18:45まで) ※祝日・振替休日の場合は第3月曜日 ・専門知識を有した相談員が電話で相談を受ける</p> <p>男女の悩みごと相談 ・毎週月曜日・金曜日の9:00~16:00(祝日を除く) ※面談相談は事前予約必要 ・相談員(市の職員)が電話及び面談による相談受付を行う</p> <p>※その他、一般的な「こころの相談」、「女性相談」の窓口として、市のすこやか支援課、子育て政策課がある。</p>	<p>【滋賀県人権センター】 https://www.shigajinken.or.jp/consultation.html</p> <p>https://www.city.koka.lg.jp/22332.htm</p>
23	京都府	<p>【京都府】 平成28年度に成立したヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消法において、地方公共団体に相談体制の整備・充実に努めるよう求められたことに伴い、人権問題に関する法律相談事業を平成29年7月から開始した。</p> <p>【京都市】 京都市では、性的少数者の人権について「京都市人権文化推進計画」において人権に関わる重要課題の一つとして位置付け、平成30年度以降、LGBT等の当事者団体や企業等と連携し、「①性の多様性の理解を促進する取組(各種啓発等)」と「②LGBT等の性的少数者の方々の生きづらさを和らげ、孤独・孤立を防ぐための取組」を一体的に推進している。</p> <p>上記②の取組の一つとして、「コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」及び個別相談会」を開催 (目的) ○性的少数者の意見交換や経験の共有、交流などの「場」の確保 ○性的少数者の専門相談の確保 ○性的少数者の抱える課題やニーズの把握 (経過) ウイングス京都を運営する京都市男女共同参画推進協会と連携して実施。令和2年度の試行実施を経て、令和3年度から本格実施。令和7年度は亀岡市、長岡京市、向日市と連携・共催し、年8回開催。</p> <p>【長岡京市】 長岡京市は令和3年度にパートナーシップ宣誓制度を導入。同年に京都市・亀岡市とパートナーシップ宣誓制度の都市間連携の協定を締結。令和4年度から京都市が実施されていた「京都まあぶるスペース」に亀岡市と共に長岡京市も参画し、令和6年度からは向日市を加えた4市共催事業として実施。</p>	<p>【京都府】 ○人権問題法律相談「京都市人権リーガルレスキュー隊」 ※人権問題に関する弁護士による法的な相談窓口であり、LGBT等性的少数者の方に限定した専門相談ではない。 (例) ・インターネット上に自分の個人情報さがされ、誹謗中傷を受けている。 ・同和地区の出身であることを理由に、結婚に反対されている。 ・外国籍であることを理由に賃貸借を断られた。 ・戸籍上の性別と外見の印象が異なることにより、就職や施設利用を断られた。</p> <p>相談日時: <電話相談>月2回 30分4枠を想定 専用電話有 <面接相談>本庁月1回、各広域振興局(4カ所巡回で月1回)、夜間相談月1回(京都弁護士会京都駅前法律相談センター)※事前予約制</p> <p>【京都市・亀岡市・長岡京市・向日市 共催事業】 LGBT等の性的少数者の人(そうかもしれない人も含む)やその周囲の人たちが、気軽に集まって話ししながら、人とつながり、交流していただけるコミュニティスペースとして「まあぶるスペース」を開設。また、悩み事などについて相談できる専門の相談員による「個別相談会」も併せて開催。 ・開催:6月~1月の各月1回、2時間ほど。(年8回) ・個別相談は、開催日につき1日2枠、1枠50分。</p>	<p>【京都府】https://kyoto-jinken.net/service/legal/ 【京都市】 https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000321263.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在
ホームページ

	自治体名	開設経緯	相談体制	
		<p>【亀岡市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月に策定した「ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～」において、重点プランとして「LGBTQ+の人への社会的理解の促進に向けた啓発」を明記した。 ・令和3年3月1日「亀岡市パートナーシップ宣誓制度」を施行。併せて、市職員向けに「多様な性の理解を深めるための職員ハンドブック」を作成した。 ・LGBTQ+への関心の高まりや市民等からの問い合わせを受け、他市の取り組みも参考に、悩みや苦しみを抱えるLGBTQ+の人たちが安心して暮らせる環境づくりの一つとして、令和4年度から「亀岡市LGBTQ+相談窓口」を開設した。 <p>【井手町】</p> <p>2005（平成17）年2月より「こころの相談室」を開始。性同一性障害についての専用相談窓口ではないが、相談者のこころのしんどさに専門のカウンセラー（臨床心理士）が寄り添い対面相談により問題解決の方法を探っていく相談事業。</p>	<p>【亀岡市】※上記共催事業以外の取組 LGBTQ+相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象：LGBTQ+の当事者やそうかもしれないと感じている人、その人たちを取り巻く家族や友人、職場・学校関係者など。（どなたでも） ○奇数月1回開設：対面相談またはオンライン（Zoom）相談。（1枠50分×2枠） ○委託先の専門相談員が対応。相談予約については、人権啓発課が受付窓口となっている。 <p>※「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。</p> <p>【井手町】</p> <p>相談日時：毎月第1・3金曜日 11:00～13:00（1コマ50分）※日程は広報紙に掲載 相談方法：面接 相談カウンセラー：臨床心理士</p>	
24	大阪府	<p>【阪南市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月策定「阪南市男女共同参画プラン（第3次）」基本方針Ⅱ・施策の方向（3）・施策の展開16「セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり」で相談体制の充実に取り組んでいる。 ・平成31年4月策定「阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画」では人権に関する市民意識調査結果による課題を分析、取り組むべき主要課題の解決に向けた施策の中で「（9）性的マイノリティに関する人権課題」として理解促進、支援体制の充実に取り組んでいる。 <p>【大阪狭山市】</p> <p>第4期男女共同参画推進プランの、基本方向1「男女共同参画社会実現のための意識づくり」において、性の多様性に関する学習の機会や情報提供を含めて策定している。</p> <p>また、人権行政基本方針にも「性自認・性的指向に関する人権」として人権課題に挙げている。</p> <p>【枚方市】</p> <p>平成30年度に「ひらかたにじいろ宣言」を行い、自分らしくいきいきと暮らせる街を目指してパートナーシップ宣誓制度をはじめとする性的マイノリティ支援施策を実施しており、その一環として相談窓口を開設した。</p>	<p>【阪南市】</p> <p>【人権推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、性自認、性指向のことで相談したい方（本人に限らず、家族、友人、職場の方など）の相談を電話や面談等で受ける。 <p>阪南市人権協会 まごころ相談 電話072-472-6111（平日8時45分～17時15分 祝日及び年末年始除く）</p> <p>【大阪狭山市】</p> <p>性同一性障害の専門相談は実施していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①精神保健福祉相談として、可能な範囲で相談対応を行っている。 ②性的マイノリティに関する相談は人権いろいろ相談において対応している。内容に応じて、カウンセリングや専門的な窓口を案内している。 <p>◆大阪狭山市役所 広報広聴・人権啓発グループ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分（土・日・祝及び年始年末は除く） 電話番号072-360-4287</p> <p>また、性自認が女性の方は、本市男女共同参画推進センター「きらっとぴあ」の女性のための相談（カウンセリング）が利用可能。 女性のための相談ではセクシュアリティの選択や生き方に関する相談にも応じている。（予約制）</p> <p>◆きらっとぴあ 予約受付時間 月曜日～金曜日：午前10時から午後5時 第1・第3土曜日：午前9時から正午 電話番号 072-247-7047</p> <p>【枚方市】</p> <p>「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、性自認、性指向のことで相談したい方（本人に限らず、家族、友人、職場の方など）の電話相談を月1回、チャット相談を月2回開設している。</p>	<p>【阪南市】</p> <p>https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/iinken/iinek_n_sodan.html</p> <p>【大阪狭山市】</p> <p>人権いろいろ相談 https://www.city.osakasayama.osaka.jp/kurashi_anshin/sodan/3447.html</p> <p>女性のための相談（きらっとぴあ） https://www.city.osakasayama.osaka.jp/kurashi_anshin/sodan/3716.html</p> <p>【枚方市】</p> <p>https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000022633.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【茨木市】 令和3年度より、性的マイノリティ支援事業を開始し、相談窓口を設置した。そのほか、コミュニティスペースの実施、啓発リーフレットの作成・配布、市ホームページにおけるQ&Aの公開等を行っている。</p> <p>【守口市】 あらたな人権課題として、性的マイノリティに対する差別をなくす、LGBTに対する理解を啓発し、深めることが求められている。本年度は、男女共同参画週間記念事業の一環の取り組みとして「LGBTなんでも相談」を開設した。</p>	<p>【茨木市】 ※「性同一性障害」専用ではない 性的マイノリティ当事者、その家族、学校や職場の関係者、支援者からの相談を、電話で専門の相談員が受ける。 相談窓口：「いばらきにじいろ相談」 相談日時：毎月第4土曜日、15時～20時（受付は19時45分まで） 電話番号：080-4668-9510（音声では相談できない人、しづらい人はメール相談もあり）</p> <p>【守口市】 LGBTなんでも相談（原則面談） 性別や性自認、性指向、性別の違和感などLGBTの当事者やその家族、周囲の方の相談窓口 6月20日（日）13時から16時、10月20日（水）・11月17日（水）・12月15日（水）全日程17時から20時</p>	<p>【茨木市】 https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/iinken/menu/sexual_minority/60143.html</p> <p>【守口市】 https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/shiminseikatsubu/iinkenshitsu/1445420635072.html</p>
<p>【摂津市】 特になし</p> <p>【四條畷市】 特になし</p> <p>【豊中市】 性的マイノリティの方が、こころの不調を抱えることが多く、精神保健福祉相談（こころの不調や精神疾患、アルコールや薬物・ギャンブル等依存、自傷行為や自殺予防等に関する相談）として対応している。</p>	<p>【摂津市】 性同一性障害の専門相談は実施していない。 性的マイノリティに関する相談は人権なんでも相談において対応し、内容に応じてカウンセリングや専門的な窓口を案内する。</p> <p>◆摂津市人権協会（摂津市役所 人権女性政策課内） 「人権なんでも相談」【電話・面接】 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（土・日・祝及び年末年始は除く） 電話番号 06-6383-1011（専用）</p> <p>【四條畷市】 性同一性障害に関する相談等の専門窓口はないが、人権なんでも相談で相談を受けています。</p> <p>相談日 月～金曜日 午前10時～午後4時（祝日は除く） 場 所 四條畷市人権協会（市役所人権・市民相談課内） （グリーンホール田原（田原支所）でも相談可） 夜間の電話相談 毎週月曜日（祝日は除く） 午後5時～午後9時 電話番号 072-803-7355</p> <p>【豊中市】 「こころの健康相談」 ※「性同一性障害」専用の相談窓口ではない ・受付：月曜日から金曜日（祝日及び年末年始除く）午前9時から午後5時15分 電話相談は随時受付。面接相談は事前予約が必要。 電話番号：06-6152-7315</p>	<p>【摂津市】 https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/shichoukoushitsu/iinken/oseiseisakuka/iinkenshisaku/iinkensoudan/2439.html</p> <p>【四條畷市】 https://www.city.shijonawate.lg.jp/soshiki/12/2294.html</p> <p>【豊中市】 https://www.city.tovonaka.osaka.jp/kenko/kenko_hokeneisei/kokoronokenkou/seisin1.html</p>	

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
25	兵庫県	<p>【兵庫県】 LGBT等性的少数者の人権問題に関する県議会での質問や専門相談窓口の開設についての当事者団体からの要望を踏まえ開設した。</p> <p>【神戸市】 LGBT等性的少数者の人権問題に関する市議会での質問等を踏まえ、取組を検討した結果開設に至った。</p> <p>【尼崎市】 性的指向や性自認に不安を感じながらも孤立しがちで、悩みを共有できる場が少ない状況にあることから、気軽に安心して相談できる場づくりが必要であるとの認識のもと開設した。</p> <p>【明石市】 2018年（平成30年）に市内初の支援団体が結成されたのを契機に、市民や議会からLGBTQ+/SOGIEに関する施策の必要性を訴える声が高まり、2020年（令和2年）4月に担当部署を設置。設置にあたり、この分野に関する知識や活動経験を持つ人材を公募し、専門職として2名を採用した。相談事業については、2020年（令和2年）7月より実施している。</p>	<p>【兵庫県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口名称 兵庫県LGBT電話相談 開設年月 令和4年9月 相談日時 毎週土曜日 18時～21時（年末年始を除く） 相談員 LGBT支援団体スタッフ 相談方法 電話 相談対象 本人、家族、友人、教員等 <p>【神戸市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口名称 神戸市LGBT電話相談 開設年月 令和4年9月 相談日時 毎月第2・4木曜日 17時～20時 相談員 1名（専門的知識を有する性的マイノリティ当事者） 相談方法 電話 相談対象 本人、家族、友人、職場関係の方等 <p>【尼崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口名称 LGBT電話相談 開設年月 令和2年7月 相談日時 毎月第4火曜日 午後5時～午後8時 相談員 2人（ただし、回線は1回線） 性的マイノリティ当事者等で電話や面接による相談業務経験者（特定非営利活動法人QWRC） 相談方法 電話 相談対象 本人、家族、友人、学校や職場の関係者、支援者等 <p>【明石市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口名称 明石にじいろ相談（LGBTQ+/SOGIE専門相談） 相談日時 電話相談：毎月第3木曜日18:00～21:00（1回30分程度）※祝日の場合も実施 相談方法 面接相談：月～金曜日9:00～17:00（予約制・1回50分まで）※土日祝年始を除く 相談員 メール相談：sogie@city.akashi.lg.jp 相談対象 性的マイノリティの相談経験がある専門の相談員 SOGIE（性的指向、性自認、性表現）に関する悩みをお持ちの方 LGBTQ+当事者だけでなく、家族、学校関係者、事業者など周りの方も <p>相談可能</p>	<p>【兵庫県】 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/lgbtdenwasoudan.html</p> <p>【神戸市】 https://www.city.kobe.lg.jp/a27419/kurashi/activate/human/soudan/lgbtq_soudan.html</p> <p>【尼崎市】 https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/hataraku/danio/1024654/1021559.html</p> <p>【明石市】 https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sdgs/niiirosoudan.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【西宮市】 令和3年3月、性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すため、西宮市性の多様性に関する取組の方針を策定。 その取組の一環として、令和3年4月より性的マイノリティ電話相談を開始した。 令和6年7月より性的マイノリティ電話相談を廃止し、西宮市LGBTQチャット相談を開設した。</p> <p>【芦屋市】 性的違和や性的指向などセクシュアリティの様々な悩みに対して、既存の人権相談（対面）では対応が難しく、電話相談の方が気兼ねなく相談できる。相談員もLGBTの知識を持った専門相談員の方が相談しやすいと判断したため、平成31年2月1日に開設した。</p> <p>【伊丹市】 平成28（2016）年2月に性的マイノリティの当事者団体からの請願書が議会に提出され、3月議会で採択された。平成29（2017）年度に当事者やその関係者のための「セクシュアルマイノリティ相談窓口」を開設し、令和2（2020）年度からは「伊丹市立男女共同参画センター こころ」において相談窓口を実施している。</p> <p>【加古川市】 令和5年3月に制定した「加古川市性の多様性の尊重に関する取組方針」に基づき、LGBTQ+の人々が抱える困難や生きづらさの解消につなげる取組として開設した。</p>	<p>【西宮市】 ・相談窓口名称 西宮市LGBTQチャット相談 ・開設年月 令和6年7月 ・相談日時 毎月第4木曜日 18:00～21:00 ・相談員 特定非営利活動法人QWRC（クオーク）の相談員 クオークは、LGBTQなど多様な性を生きる人やその周辺にいる人たちのセンター で、多様性を認め合う社会の実現を目指して講演活動や相談業務を行っています。 ・相談対象 当事者本人だけでなく、家族や友人、先生、支援者など</p> <p>【芦屋市】 ・相談窓口名称 L G B T（セクシュアルマイノリティ）電話相談 ・開設年月日 平成31年2月 ・相談日時 毎月第1・3火曜日 16:30～20:15（祝日・年末年始除く） ・相談員 特定非営利活動法人QWRC 専門相談員 2人 ・相談方法 電話 ・相談対象 本人、家族、友人、教師、同僚等 ・その他 性的マイノリティ（LGBT）の電話相談窓口として、性別違和や性的指向などセクシュアリティのさまざまな悩みの相談に応じている。</p> <p>【伊丹市】 ・相談窓口名称 セクシュアルマイノリティ相談 ・開設年月日 平成29年8月 ・相談日時 第1・第3金曜日 15時から18時 ・相談員 産業カウンセラーの資格を持った相談員 電話またはメール相談 ・相談対象 本人、家族や友人、同僚や教師等 ・その他 本市の相談窓口は、対象者を性同一性障害をお持ちの方に限っておりません。</p> <p>【加古川市】 ・相談窓口名称 加古川市LGBTQ+専門相談 ・開設年月日 令和5年6月 ・相談日時 ①電話相談：毎月第4月曜日14時～17時（祝日の場合は第5月曜日） ②対面相談：相談員と調整（予約制） 一般社団法人SOGI Japan 電話、対面 ①電話相談：どなたでも ②対面相談：市内に在住・在勤・在学されている方</p>	<p>【西宮市】 https://www.nishi.or.jp/bunka/dan-iokiyodosankaku/tayousei-torikumi/lgbta-chatsoudan.html</p> <p>【芦屋市】 https://www.city.ashiya.lg.jp/iinken/lgbtsoudan.html</p> <p>【伊丹市】 ・伊丹市HP https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SHIMIN/DANJYO/dan-iokiyodosankakucenter/1582082767949.html ・伊丹市男女共同参画センターHP https://itami-kokoiro.jp/counseling/sexual-minority/</p> <p>【加古川市】 https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shimjinbu/kyoudou/seinotayousei/39990.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【宝塚市】 宝塚市では、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」を策定し、性の多様性を理解し、誰もが「ありのままに」、「安心して自分らしく」過ごせる、誰もが生きやすい社会をめざしています。 その取組の一つとして、電話相談事業を実施しています。</p> <p>【川西市】 当事者の方から、市の人権広報で「セクシュアルマイノリティ問題を積極的に取り上げるべき」と、手紙や資料をいただいたことから、お話をさせてもらい、平成19年1月発行の「広報かわにし：人権問題特集号」で、その方の手記を掲載し、平成21年9月から、総合センターで「セクマイ相談・学習会」が始まりました。様々な研修会・学習会・広報活動で、セクシュアリティ・セクシュアルマイノリティ問題を取り上げることになり、市内の学校や小学校区での「セクシュアルマイノリティへの理解」に向けて、教職員や地域の市民への研修会・学習会も行われるようになりました。令和6年度から分かりやすいように「セクシュアルマイノリティ相談会」名称を変えましたが、これまでと同じく、関係者も含めてともに考えていく場として啓発に関わる人との学習会も実施しています。</p>	<p>【宝塚市】 ・相談窓口名称 セクシュアルマイノリティ電話相談 ・開設年月日 平成28年6月 ・相談日時 毎週水曜日 15時から18時（祝日・年末年始を除く） ・相談員 NPO法人女性と子どものエンパワメント関西に委託しています。当事者のほか家族、知人、その他周囲の人などからの幅広い相談経験があり、性自認や性的指向など性に伴う全般の悩み事とともに、いじめやDVなど複合的問題に対しても対応可能な経験者が各回1名が対応しています。 ・相談方法 電話 ・相談対象 子どもから大人まで、本人だけでなく家族、友人、教員の方からの相談も可能です。</p> <p>【川西市】 ・相談窓口名称 セクシュアルマイノリティ相談会・学習会 ・開設年月 平成21年9月 ・相談日 毎月第4木曜日 午後1時半から4時 ・相談員 2名（当事者相談員1名、センター相談指導員1名） ・相談方法 面接（電話予約優先） ・相談対象 本人、家族、学校等関係者 ・その他 相談業務だけでなく、啓発や取り組みに関する相談や学習会等の支援も実施。</p>	<p>【川西市】 http://www.city.kawanishi.hvogo.jp/shisetsu/1002909/so-go-list/index.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
【三田市】	誰もが自分らしく生きやすい社会の実現に向け、自身の“性”のあり方において生きづらさを抱えている人たちやその周囲の人を対象に、性的マイノリティ特設電話相談事業を開始した。	<p>【三田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口名称 性的マイノリティ特設電話相談窓口 ・開設年月日 平成30年4月15日 ・相談日時 平日9時～17時（年末年始除く） ・相談員 専門相談員11名、当事者等（相談員等で活動）で構成される。 ・相談方法 ①電話 平日9時～17時（年末年始除く）、②FAX・E-mail 24時間受付 ・相談対象 三田市在住・在勤・在学で自身の“性”のあり方において生きづらさを抱えている人たちやその周囲の人たち（家族・友人・教員等） ・その他 相談員は当事者等の専門相談員であり、相談者により沿った相談体制ができる。 	<p>【三田市】</p> <p>https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/27/kodokukoritsu/19117.html</p>
【丹波篠山市】	令和5年4月1日のパートナーシップ宣誓制度の導入に合わせて、性的マイノリティ特設電話相談窓口を開設した。	<p>【丹波篠山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口名称 性的マイノリティ特設電話相談窓口 ・開設年月日 令和4年9月1日 ・相談日時 平日9時～17時（祝日、年末年始除く） ※相談日時を事前調整のうえ、専門相談員に電話 ・相談員 特定非営利法人QWRCの相談員 ・相談方法 電話 ※相談日時を事前調整のうえ、市役所相談室から専門相談員に電話。 ・相談対象 来庁が困難な場合は、担当課に電話し、相談員へ転送本人、家族・友人・教員等 	<p>【丹波篠山市】</p> <p>https://www.city.tambasasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/jinkensuishinka/soudankeihatu/22218.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【丹波市】 近年、性の多様性への関心が高まっている一方で、正しい知識を得る機会が少ないため、性の多様性に対する理解が十分とは言えない状況である。その結果、ストレスや苦痛を感じたり、偏見や差別を受けたりするなど、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生している。このような状況を受け、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現を目指し、自身の「性」のあり方について生きづらさを感じている方々や、その周囲の方々の悩みを相談できる場として、特設電話相談窓口を開設した。</p> <p>【宍粟市】 令和3年4月に「宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例」を施行し、同時に「宍粟市男女共同参画センター」を開設。その取組の一つとして、性の多様性に関する相談窓口「しそうにじいる相談」等を新たに開始した。</p> <p>【猪名川町】 令和3年4月1日にパートナーシップ宣誓制度を導入した際、併せて、セクマイほっとライン「にじいる相談いながわ」を開設した。 ※自分の性や性的指向に関する相談など、様々なセクマイ相談に対応。</p>	<p>【丹波市】 ・相談窓口名称 性的マイノリティ特設電話相談窓口 ・開設年月日 令和5年7月24日 ・相談日時 平日9時～17時（祝日、年末年始除く） ※相談日時を事前調整のうえ、専門 相談員に電話 特定非営利法人QWRCの専門相談員 電話 ※相談日時を事前調整のうえ、市役所から専門相談員に電話。 ※来庁が困難な場合は、担当課に電話し、相談員へ転送 本人、家族等</p> <p>【宍粟市】 ・相談窓口名称 しそうにじいる相談 ・開設年月日 令和3年6月 ・相談日時 毎月第3水曜日 8:30～17:15 祝日、年末年始を除く ・相談員 性的マイノリティ当事者をはじめ2人の市民相談員で対応 ・相談方法 電話、面接、メール等 ・相談対象 本人、家族等（宍粟市在住、在勤、在学の者を優先するが、近隣他市町の相談 対応も行う。） ・その他 自分の性や性的指向に関する相談など、性的マイノリティに関する相談全般に応じます。</p> <p>【猪名川町】 ・相談窓口名称 セクマイほっとライン 「にじいる相談いながわ」 ・開設年月日 令和3年4月1日 ・相談日時 毎月第2水曜日 9:00～12:00 ・相談員 当事者の相談員 1名 ・相談方法 電話相談（基本、電話相談だが、相談内容によって、相談員の好意により面談可） ・相談対象 匿名相談可・町外在住者相談可のため、本人かどうかは特に問いません。 ・その他※相談無料 ※性同一性障害を含む、セクシュアルマイノリティ全般の相談窓口 ※阪神7市1町間にて、パートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結（R3.4.6）した関係で、セクマイ相談も8市町間で協定を結び、相談者の都合の良い相談先へ相談可。</p>	<p>【丹波市】 https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/iinkenkehatsusenta/gyomuannai/8/lgbt/1233.html</p> <p>【宍粟市】 https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/iinkensuisin/tantojoho/danzyoukoudousankaku/danio_soudan/12861.html</p> <p>【猪名川町】 https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/1017/iinkennitute/1/1868.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
26	和歌山県	和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”では、従来から総合相談窓口等においてLGBTQに関する相談があった場合には対応していたが、より専門性の高い相談対応を行うため、令和4年7月から新たに専門相談窓口を設置したものの。	<p>○LGBTQ相談（和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”） 様々な性的志向や性自認の方の専門相談窓口。本人からの相談だけでなく、ご家族や友人、職場の関係者など周りの方からの相談にも対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接相談または電話相談（要予約） ・毎月第1土曜日 14:00～18:00（1日4人、相談時間は1人40分） 	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031501/soudan/soudan_index.html
27	鳥取県	以前より人権・同和対策課で性同一性障がいに関する相談を受け付けていたが、平成21年4月より、人権・同和対策課にて「人権相談窓口」を開設し、令和4年4月には「鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口」を開設した。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口名称「LGBTQ寄り添い電話相談窓口」（「性同一性障がい」専門の相談窓口ではない） ・電話相談窓口：0120-65-1010 ・開設日：毎月第1・3水曜日18:00～20:00、毎月第2・4土曜日15:00～17:00 	<p>「鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口」 https://www.pref.tottori.lg.jp/303882.htm</p>
28	島根県	性的マイノリティの当事者や家族は、周囲の偏見や差別を恐れて誰にも相談することができず、悩みや不安を一人で抱え込む傾向があり、また、島根県内では相談機関が不足しており、相談体制の整備が必要となっていたため、県内に居住又は通勤・通学している当事者やその家族、関係者等を対象に、性的指向・性自認を背景とするさまざまな悩みについて、匿名性を保ちながら、安心して利用できる専門の相談窓口を、令和6年7月に開設した。	<ul style="list-style-type: none"> ・「LGBT等専門電話相談 島根にじいろダイヤル」※相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談日時：毎月第2日曜日 14:00～17:00、第4火曜日 18:30～21:30 ・相談体制：電話（相談時間の目安は30分以内） 年2回、電話相談を対面相談に変更（予約制、相談時間の目安は45分以内） ・対象：性的マイノリティの当事者本人、家族、友人、職場の方、学校の教職員、相談機関の支援者など ・相談内容：性別の違和や同性愛、アウティング、カミングアウトなど、セクシュアリティに関わる悩みや困りごと ・相談員：性の多様性に対する十分な理解があり、医療や心理等の専門的知識を有する者又は性の多様性に関する相談経験を1年以上有する者 	https://www.pref.shimane.lg.jp/life/iinken/iinken/lgbt/shimanenijiirodial.html

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
29	岡山県	<p>【笠岡市】 令和2年7月から広島県福山市では性的マイノリティの方やその家族が抱える困難や不安等を相談する窓口として性的マイノリティのための「にじいろ電話相談」を設置されている。 本相談業務について、令和3年10月から福山市との連携事業（備後圏域連携事業）として、笠岡市の住民からの相談にも応じていただいている。</p> <p>【井原市】 広島県福山市では性的マイノリティの方やその家族が抱える困難や不安等を相談する窓口として性的マイノリティのための「にじいろ電話相談」を設置されている。 本相談業務について、令和4年4月から福山市との連携事業（備後圏域連携事業）として、井原市の住民からの相談にも応じていただいている。</p> <p>【岡山県】 岡山県では、不妊・不育やこころ（性の多様性の悩みを含む）の相談窓口として、岡山大学大学院保健学研究科に委託し岡山県不妊専門相談センター「不妊・不育とこころの相談室」を設置している。</p>	<p>【笠岡市】 ○性的マイノリティのための「にじいろ電話相談」※「性同一性障害」専門相談窓口ではない。令和5年4月からメール相談も可能となった。 【相談日時】毎月第3水曜日 15時～18時（予約不要・無料・一人30分） 【対象者】性に関わる悩みや困りごとのある本人、家族などどなたでも 【電話番号】084-951-5250 【メール相談】福山市ホームページ（右記URL）の「性的マイノリティのためのメール相談フォーム」から相談。</p> <p>【井原市】 ○性的マイノリティのための「にじいろ電話相談」※「性同一性障害」専門相談窓口ではない。令和5年4月からメール相談も可能となった。 【相談日時】毎月第3水曜日 15時～18時（予約不要・無料・一人30分） 【対象者】性に関わる悩みや困りごとのある本人、家族などどなたでも 【電話番号】084-951-5250 【メール相談】福山市ホームページ（右記URL）の「性的マイノリティのためのメール相談フォーム」から相談。</p> <p>【岡山県】 ○岡山県不妊専門相談センター「不妊・不育とこころの相談室」※「性同一性障害」専門相談窓口ではない。 【相談日時】月・水・金曜日 13:00～17:00 毎月第一土・日曜日 10:00～13:00（第一日曜日は事前予約が必要） 開所時間内は、電話での相談や、相談室での図書や資料の閲覧が可能。 ※火曜日は個別相談は行っていないが自由に来所可能。 ※閉所日：祝日、土日（毎月第一以外）、年末年始（12月29日～1月3日） その他、電話、Email、オンライン面談（Zoom要予約）での相談可 【対象者】性に関わる悩みがある本人、本人以外の家族、パートナーなどどなたでも可 【電話番号】086-235-6542</p>	<p>【笠岡市】 https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/38931.html</p> <p>【福山市】 https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouseisyakai-suishin/173952.html</p> <p>【井原市】 https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/12/2064.html</p> <p>【岡山県】 http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~funin/</p>
30	広島県	<p>【広島県】 広島県の出資法人である公益財団法人広島県男女共同参画財団において、日常の様々な悩みに関する相談事業を実施する中で、「LGBT」という言葉の認知度の急速な高まりなどを受け、性的マイノリティであることに起因する様々な悩みに対応するための専門相談窓口を、平成29年10月14日から開設している。</p> <p>【福山市】 すべての人が「性」に関係なく自分らしく生きていける社会を実現することを目的とし、性的マイノリティ当事者やその関係者（家族・友人・教員など）が抱える悩みを相談できる窓口を設置し支援するために「にじいろ電話相談」を開設した。また、電話相談は時間的制限があることから、相談体制を補完するため、24時間受付可能なメール相談を開設した。本事業は2021年度から備後圏域連携事業として位置付け、圏域内の市町で連携し、啓発を行っている。</p>	<p>【広島県】 ・対応機関：公益財団法人広島県男女共同参画財団 ・開設日：平成29年10月14日 ・相談受付日：【電話】土曜日 10時～16時（電話番号：082-207-3130） ・対応者：LGBTに関する研修を受けた相談員</p> <p>【福山市】 ・対応機関：福山市多様性社会推進課 ・開設日：【電話】令和2年7月15日、【メール】令和5年4月3日 ・相談受付日：【電話】毎月第3水曜日 15時～18時（電話番号：084-951-5250） 【メール】24時間（回答には10日程度かかる場合あり） ・対応者：一般社団法人 Plus Matter</p>	<p>【広島県】 https://essor.or.jp/pages/26/</p> <p>【福山市】 https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouseisyakai-suishin/311618.html#soudannmadoguti</p> <p>【福山市 メール相談フォーム】 https://apply.e-tumo.jp/city-fukuyama-hiroshima-u/profile/userLogin/initDisplay?nextURL=CqTlFdO4voZD9uOPm3Nmat7dRrdLP0zYtUINsUzZVMs2XnpuiOQTokW4QLAK4gUMxRiYioRrRoHLA%0D%0ArwEmnqJwllASleAv26L9%2BGvYflmiMQj3u2Y3bKhQyA%3D%3DdWk174kbWIU%3D%0D%0A</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
31	山口県	<p>【山口県】 「性同一性障害」に関する専門の相談窓口はないが、こころの問題を含めた様々な病気や生活の問題の相談を受け付けている。</p> <p>【下関市】 平成28年7月より、市HPにおいて「LGBT（性的マイノリティ）について」を掲載している。</p> <p>【萩市】 平成29年3月「萩市男女共同参画プラン（第2次）」を策定し、その中で「性的少数者への理解の促進と心のケア」を盛り込んだ。 平成30年12月の市広報で、相談先として市女性相談窓口、市こころの相談日を掲載している。</p> <p>【柳井市】 「性同一性障害」専用の相談機関はないが、平成30年3月より市ホームページ内人権啓発室に「人権相談窓口」を開設し、人権相談についての窓口を案内している。</p> <p>【防府市】 ①「性同一性障害」に関する専門の相談窓口はないが、こころの問題を含めた様々な病気や生活の問題の相談を受け付けている。 ②2023年9月より市作成の『悩みごと相談窓口一覧リーフレット』に「セクシュアリティに関する相談について」の項目を追加し、相談窓口を案内している。</p>	<p>【山口県】 ・各健康福祉センター：こころの問題を含めた様々な病気や生活の問題の相談を受け付けている。 ・精神保健福祉センター：こころの健康全般に関する相談を受け付けている。</p> <p>【下関市】 「人権に関する相談」、「一般的な相談」、「こころの相談」、「子どもの相談」毎に分け、専門的な相談先を案内している。</p> <p>【萩市】 ・女性相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではないが、性的少数者の方も含め、電話対応及び面談をしている。令和6年9月からLGBT等電話相談窓口を開設。毎月第4水曜日の午後3時から午後5時までで、この時間については電話相談のみで実施している。 ・市こころの相談は、専門の窓口ではないが、本人や家族、身内などこころの不調を感じておられる方の相談に面談で応じている。</p> <p>【柳井市】 各部署でそれぞれの役割に応じた相談を受け付け、性同一性障害の相談があった場合は関係機関と連携し、対応する。人権啓発室においては相談窓口として、人権擁護委員、市人権担当課、山口地方事務局岩国支局を案内している。</p> <p>【防府市】 ①防府市保健センター：こころの問題を含めた様々な病気や生活の問題の相談を受け付けている。 ②『悩みごと相談窓口一覧リーフレット』に「セクシュアリティに関する相談について」の項目を設定し、よりそいホットラインの専門ラインを案内している。</p>	<p>【下関市】 http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1467101715383/index.html</p> <p>【萩市】 http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/15/h30199.html</p> <p>【柳井市】 https://www.city-yanai.jp/soshiki/21/iinkensoudan.html</p> <p>【防府市】 ① https://www.city.hofu.vamaguchi.jp/soshiki/21/kenkousoudan.html ② https://www.city.hofu.vamaguchi.jp/soshiki/21/inotir-huretto.html</p>
32	徳島県	<p>【鳴門市】 平成24年9月より、男女共同参画センターとして性同一性障害についての相談も受け付けている。</p> <p>【吉野川市】 2014年に、当事者との出会いからLGBTQの方々がおかれている環境や生き方を知り、周りの知識や理解の低さによる誤解や偏見で幼少期より悩みをかかえて生活をしている現状に環境整備の必要性を感じ、様々な人権課題のひとつとして行政からの取り組みを開始し、研修会や講演会を実施している中で、電話相談やコミュニティスペースの開催も2015年から実施している。</p>	<p>※来庁が困難な場合は、担当課に電話し、相談員へ転送</p>	<p>【鳴門市】 ホームページに記載なし</p> <p>【吉野川市】 http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
33	香川県	<p>【香川県】 性的指向や性自認を理由として、偏見や無理解のため困難な状況に置かれている人々を支援するため、平成30年8月から性的少数者（LGBT）専門の相談窓口を設置している。</p> <p>【丸亀市】 平成30年度から丸亀市では性的マイノリティの方やその家族が抱える困難や不安等を相談する窓口として性の多様性に関する相談窓口を設置している。</p>	<p>【香川県】 ・性的少数者（LGBT）専門の電話相談窓口として、当事者やその家族、パートナー等からのさまざまな相談に応じる。（電話相談の内容により、必要に応じて面談も実施。） ・相談窓口は、県内の当事者団体に委託して運営。 ・相談日は相談員2名体制で対応。 ・相談日時は、毎月第1月曜日、第3土曜日 18:00～21:00。</p> <p>【丸亀市】 ○性的マイノリティのための対面相談。 ・相談日時：常設でないため、事前申込が必要 ・対象者：性に関わる悩みや困りごとのある本人、家族や友人、教職員の方などなたでも ・対応者：当事者団体 ・申込方法：丸亀市人権課宛にメール、電話またはファックスで名前と連絡先、相談希望日時を申し込む</p>	<p>【香川県】 https://www.pref.kagawa.lg.jp/dowaseisaku/jinken-soudan/svc2r7180627100444.html</p> <p>【丸亀市】 https://www.city.marugame.lg.jp/page/1169.html</p>
34	愛媛県	<p>【愛媛県】 平成16年愛媛県人権施策推進基本方針において重要課題の一つに位置づけ。以前より、愛媛県人権啓発センターでは、県職員対応による相談を受付していたが、LGBTQに関する様々な専門的内容を、より安心して相談できるよう、令和2年6月に【愛媛県LGBTQ専門相談窓口】を開設。令和3年度からは終了時間を延長して事業を継続している。</p> <p>【久万高原町】 ・専門の相談窓口はないが、以下の窓口で相談に対応する。 ①保健福祉課 保健センター ②住民課</p> <p>【その他の愛媛県内の市町村(19)】 性同一性障害に特化した相談窓口は設置していないが、性自認や性的指向に関する相談として人権担当課等での相談を受け付ける。必要に応じて県の「LGBTQ専用相談窓口」等を紹介している。</p>	<p>【愛媛県】 【愛媛県LGBTQ専門相談窓口】(愛媛県 人権対策課) (1)電話相談：毎月第2月曜日、第4日曜日、18:00～21:30 (2)面談・メール：相談者の都合に合わせて随時実施 (3)当事者懇談会：年2回 ・相談方法：電話、面談、メール ・対象者：性自認や性的指向等に関する悩みを抱える本人だけでなく、家族や友人等、教職員、一般等、どなたでも利用可 ・委託先：NPOレインボープライド愛媛 ・その他：匿名での相談可</p> <p>【愛媛県人権啓発センター】(愛媛県 人権対策課) ・相談窓口は、LGBTQ専用の相談窓口ではない。 ・相談体制は、電話、面談、メール。平日8:30～17:00 ・人権対策課職員が対応、匿名可</p> <p>【久万高原町】 ①月に1回、臨床心理士あるいは心理療法士による「こころの相談室」を実施。また、電話や来所、訪問等で保健師が随時対応。 ②月に1回、人権・行政・困りごと相談所を開設。性同一性障害に関する相談があった場合には、県の相談窓口(レインボープライド愛媛)を紹介する。</p>	<p>【愛媛県LGBTQ専門相談窓口】 https://www.pref.ehime.jp/page/7667.html</p> <p>【愛媛県人権啓発センター】 https://www.pref.ehime.jp/page/7642.html</p> <p>【久万高原町こころの健康相談】 https://www.kumakogen.jp/soshiki/3/19106.html</p>
35	高知県	<p>令和3年度から、こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、専門相談員によるLGBTに関する相談窓口「にじいろコール」を開設した。</p>	<p>・相談日時：毎月第4土曜日 13:30～16:30 ・相談対象者：LGBTなどの相談（性自認及び性的指向に関する様々な悩みや不安）がある方で、本人だけでなく、家族・友人・先生など、どなたでも利用可能 ・相談体制：電話（0120-56-2416）</p>	<p>https://www.sole-kochi.or.jp/info/dtl.php?ID=1617&routekbn=S</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
36	福岡県	<p>【弁護士による電話相談】令和4年4月から、性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できる社会を実現するため、福岡市、福岡県弁護士会の三者による「LGBT電話相談」を開始</p> <p>【当事者による電話相談】令和5年4月から、性的少数者の方の人権に関する相談体制の充実のため、専門の相談員が当事者目線で、性的指向や性自認に関する悩みや不安などの相談に応じる「ふくおかレインボーホットライン」を開設</p> <p>【福岡県精神保健福祉センター】県民の精神的健康の保持増進、精神障がい者の自立と社会参加の促進のための援助を総合的に推進することを目的とした精神保健福祉法に基づく施設</p>	<p>【弁護士による電話相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談日 毎月第2木曜日・第4土曜日 正午から午後4時まで ・専用電話 070-7655-1698 ・相談料 無料 ※通話料は、自己負担 <p>※「性同一性障害」専用ではなく、LGBTQに関する相談窓口</p> <p>【当事者による電話相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談日 毎月第1・第3火曜日 午後5時から午後9時まで ・専用電話 090-7493-3487 ・相談料 無料 ※通話料は、自己負担 <p>※「性同一性障害」専用ではなく、LGBTQに関する相談窓口</p> <p>【福岡県精神保健福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談日 月曜から金曜 ・専用電話 092-582-7500 <p>※「性同一性障害」専用ではなく、こころの健康に関する相談窓口</p>	<p>【弁護士による電話相談】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/lgbt.html</p> <p>【当事者による電話相談】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hotlinerainbow.html</p> <p>【福岡県精神保健福祉センター】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/4404407/</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【久留米市】 市職員による相談</p> <p>【田川市】 性同一性障害に特化した相談窓口は今のところないが、人権・同和対策課男女共同参画推進室（男女共同参画センターゆめっせ）の「女性相談」窓口で性自認なども含め、様々な悩み事や困りごとの相談に応じている。 なお、特段の事例に対応可能な窓口が判明した場合には、当該窓口を案内している。</p> <p>【豊前市】 専門の相談窓口は設置していませんが、こころの相談等にて総合的に相談を受けることができますようにしています。</p> <p>【うきは市】 性同一性障害についての専門相談窓口ではないが、市内2カ所で開設している人権擁護委員による特設人権相談所で、人権相談全般の相談を受け付けている。</p> <p>【那珂川市】 当市において、性同一性障害に関する専門の相談窓口は現在ないが、相談があれば随時、保健師が対応している。また、月1回精神科医が精神保健福祉相談（こころの悩み無料相談）を実施しており、相談があれば対応している。</p>	<p>【久留米市】 セクシャルマイノリティ、その他人権問題に対し、人権・同和対策課。人権啓発センター、広聴相談課、学校教育課（市立学校における人権侵害に関する相談）が、平日を中心に相談対応している。 ※性同一性障害の専門相談窓口ではない</p> <p>【田川市】 田川市女性相談窓口 ・受付時間 9時から17時まで 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く ・相談場所 男女共同参画センターゆめっせ ・電話番号 0947-44-0159 ※性同一性障害の専門相談窓口ではない</p> <p>【豊前市】 ・相談日 毎週木曜日（年末年始・祝日を除く）10時～15時 ※12時から13時は昼休み ・場所 ハートピアぶぜん 相談室 ・電話番号 0979-82-0519 ※性同一性障害の専門相談窓口ではない</p> <p>【うきは市】 特設人権相談所 ・偶数月第1金曜日 うきは市市民センター 13:00～16:00 ・奇数月第3金曜日 うきは市総合福祉センター 13:00～16:00 ※6月及び12月はそれぞれ「人権擁護委員の日」、「人権週間」に併せて開設 開催日と開催場所については、広報うきはで毎月周知 ※性同一性障害の専門相談窓口ではない</p> <p>【那珂川市】 【健康福祉部健康課】 ・保健師が電話及び面談にて随時対応。 ・精神保健福祉相談として「こころの悩み無料相談」を実施し、精神科医が面談で対応している。相談日時は、毎月第一水曜日の14時半～15時半で、2枠設けている。</p>	<p>【久留米市】 なし</p> <p>【田川市】 https://www.ioho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0031542/index.html</p> <p>【豊前市】 https://www.city.buzen.lg.jp/iinken/sankaku/kokoro-soudan.html</p> <p>【うきは市】 （うきは市：人権擁護委員制度・人権相談について） https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/kiji0034096/index.html</p> <p>【那珂川市】 https://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/26/kokorokenko-soudan.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
37	佐賀県	<p>【佐賀県】 平成30年4月より、「佐賀県DV総合対策センター」において、LGBTIに関する相談窓口を開設。佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ）のホームページに連絡先を掲載。</p>	<p>【佐賀県】 ・相談方法：電話相談 ・相談日時：毎月第2土曜日、第4木曜日 14:00～16:00 ※「性同一性障害」専用ではなく、LGBTsに関する相談窓口</p>	<p>【佐賀県】 https://www.avance.or.jp/soudan/2889.html#LGBTssoudan</p>
38	長崎県	<p>県民に広く性の多様性についての理解と認識を深めてもらうため、平成30年度から「性の多様性理解促進事業」を実施し、その一環として、LGBT等の当事者や家族、友人等の方からの悩みや相談に応じる「LGBT相談デー」を平成30年11月に開設した。（人権・同和対策課）</p>	<p>・相談日時 毎月第3土曜日 9:30～13:00 ・相談方法 電話相談 ・性の多様性に対する十分な知識があり、相談対応の経験豊富な相談員が相談に応じる ※性同一性障害の専門相談窓口ではない</p>	<p>https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankvo/iinkenkeihatsu/lgbt/</p>
39	熊本県	<p>【熊本県】 熊本県人権教育・啓発基本計画の中で、相談体制の充実を掲げており、「熊本県人権センター」（※）において、性的指向・性自認に関する人権も含めて様々な人権相談を受けるとともに、相談内容に応じて、各種の専門機関と連携しながら解決を図っている。</p> <p>※人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的に平成14年開設</p> <p>【水俣市】 令和2年3月に「第4次水俣市男女共同参加計画」を策定し、そのなかで性と性の多様性を尊重する意識づくりを盛り込んだ。 「性同一性障害」の専用窓口は開設していないが、女性相談員及び家庭児童相談員を中心に、ケースごとに関係機関が協議し相談を受け付け対応している。</p>	<p>【熊本県】 相談受付時間：月～金【祝日、年末年始を除く】9時～12時、13時～16時 相談方法：電話、メール、対面 相談内容：人権全般</p> <p>【水俣市】 相談対象者：水俣市民 相談体制：電話および面談</p>	<p>【熊本県】 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/57/1861.html</p> <p>【水俣市】 https://www.city.minamata.lg.jp/kiji003804/index.htm/</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
40	大分県	<p>【大分県】 〈LGBT等相談窓口〉 令和2年度改定の「大分県人権施策基本方針」において、「性的少数者の人権」を主要課題のひとつに位置づけ。当事者支援団体からの要望もあり、令和3年6月に本窓口を開設。令和6年に受付時間を夜間に変更し開設日を増加、SNS相談を開始。</p> <p>〈精神保健福祉センター〉精神保健福祉相談として対応している。</p> <p>【大分県内の市町村（18）】</p>	<p>【大分県】 〈LGBT等相談窓口〉（大分県人権尊重・部落差別解消推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談日時：毎週水曜日、金曜日 午後7時～10時（相談日ごとに1人1回、最大30分目安） ・相談方法：SNS、電話、メール ・対象者：性自認や性的指向等に関する悩みを抱える本人だけでなく、家族や友人等、誰でも利用可 ・委託先：一般社団法人大分県公認心理師協会 ・その他：匿名での相談可 <p>〈大分県精神保健福祉センター〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。 ・相談体制は、電話対応および面談。面談は事前予約制。 <p>【大分県内の市町村（18）】 性同一性障害に特化した相談窓口は設置していないが、性自認や性的指向に関する相談として人権担当課等での相談を受け付ける。必要に応じて県の「LGBT等相談窓口」等を紹介。</p> <div data-bbox="1216 770 1823 810" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p>県内市町村分については、一括記載としております。</p> </div>	<p>【大分県】 https://www.pref.oita.jp/so-shiki/13700/lgbtsoudan.html</p> <p>【大分県内の市町村（18）】 各市町村HP参照</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
41	宮崎県	<p>【宮崎県】 性同一性障害に特化した相談窓口はないが、次の機関で相談に応じている。 (1) 宮崎県男女共同参画センター総合相談 (2) 宮崎県精神保健福祉センター</p> <p>【宮崎市】 性同一性障害に特化した相談窓口ではないが、以下において相談に応じている。 (1) 宮崎市男女共同参画センターパレット・総合相談 (2) 宮崎市男女共同参画センターパレット・性的少数者専用相談窓口 (3) 弁護士による性的少数者専門電話相談</p> <p>【日向市】 「日向市人権教育・啓発推進方針(2022年5月改定)」の重要課題への対応項目の一つとしており、2023年度から当事者団体との連携により性的マイノリティの方やそのご家族など関係者を対象とした電話相談を開始した。</p> <p>【都城市、延岡市、日南市】 特になし</p>	<p>各相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。</p> <p>【宮崎県】 ○ 県男女共同参画センター総合相談(性別による生きづらさ等についての相談に対応) ・相談形態:電話相談、面接相談、メール相談 ・相談体制:センター相談員が相談に応じている。 ・受付時間:月曜日～金曜日午前9時～午後5時、土曜日午前9時～午後4時半(祝日、年末年始を除く) ○ 県精神保健福祉センター(こころの電話(こころの悩みに関する相談を幅広く受ける相談専用電話)) ・相談体制:電話相談員が相談に応じている。 ・受付時間:月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後7時</p> <p>【宮崎市】 (1) 宮崎市男女共同参画センターパレットにて、相談員による総合相談を実施。自身のこと、結婚、離婚、老後や介護、育児、家族のこと、人間関係、DV、ハラスメント、LGBTに関する相談などに応じている。 電話相談 9:00～17:00 面接相談 9:00～17:00(予約制) 心の相談 毎月第2水曜日 14:00～16:30(予約制) 法律相談 毎月第3水曜日 14:00～16:30(予約制) (2) 宮崎市男女共同参画センターパレットにて、性的少数者の自分自身のこと、親やパートナーとの関係、友人関係、学校・職場でのトラブルについて、事前に研修等で学んだ相談員が、メールと電話で相談に応じている。 毎月第3日曜日9:00～12:00 (3) 性的少数者の支援に携わっている弁護士と連携し、相談に応じている。事前予約制。</p> <p>【都城市】 (1) 障がい福祉課で、「こころの相談」専用電話を開設しており、こころの相談のひとつとして対応。 ・匿名での相談が可能であり、保健師、精神保健福祉士、看護師が対応 ・月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時から12時、13時から16時 (2) 都城市男女共同参画センターでは女性相談員による相談窓口(女性総合相談)を開設。 月に1回行われる、臨床心理士による「こころの相談」で相談することも可能。 女性総合相談 相談形態:電話相談、面接相談 相談体制:センター相談員が相談対応 受付時間:月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10時～16時 こころの相談 相談形態:面接相談(要予約) 相談体制:女性臨床心理士が相談対応 受付時間:毎月第3火曜日 14時～16時</p> <p>【延岡市、日南市、日向市】 ・「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、相談があれば人権相談のひとつとして対応している。</p>	<p>【宮崎県】 ○ 県男女共同参画センター総合相談 https://www.mdanio.or.jp/consultation/all/ ○ 県精神保健福祉センター https://www.seihocenter-miyazaki.com/kokoro-tel.html</p> <p>【宮崎市】 (1)(2) https://pallet.ip/consultation/ (3) https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/education/human_rights/361797.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	
42	鹿児島県	<p>【鹿児島県】 当県においては、LGBT等に特化した相談窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 (1) 鹿児島県男女共同参画センター（かごしま県民交流センター） (2) 鹿児島県精神保健福祉センター（ハートピア）</p> <p>【日置市】 LGBTに特化した相談窓口はないが、男女共同参画専門員による男女共同参画相談窓口（市民のための相談室）を設け、相談に応じている。</p> <p>【指宿市】 平成29年度より市ホームページにおいて「人権に関する相談窓口」の中でLGBT相談窓口「レインボーポート向日葵」を掲示。また、令和元年6月には、市相談窓口リーフレットを作成し、相談窓口として案内もしている。</p>	<p>【鹿児島県】 ・各相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 【県男女共同参画センター】 ・男女共同参画相談員が相談に応じている。 ・電話相談、面談相談 ・受付時間 9:00～17:00（休館日翌日のみ9:00～20:00） ※休館日：月曜日・年末年始</p> <p>【県精神保健福祉センター】 ・センター所長（精神科医）、保健師等が相談に応じている。 ・来所相談日時：精神保健福祉相談（初回）木曜日9:00～12:00、（2回目以降）月曜日9:00～12:00 思春期相談 原則第3水曜日 9:00～12:00 ・電話相談：月～金 9:00～17:00</p> <p>【日置市】 ・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談対象者は原則、日置市在住・在学・在勤の方である。 ・相談体制は、電話対応および面談がある。</p> <p>【指宿市】 ○性的指向、性自認、性同一性障害など性別に関する相談 レインボーポート向日葵は、民間団体であり、市の相談業務委託契約等は行っておらず、性同一性障害の専門窓口ではないが、連携・協力を行っている。 相談日は、特段設けていないが、月1回LGBT交流会を開催し、性的少数者同士の交流等を通じて、それぞれの悩みについて相談し合える場を設けている。 ○その他 市のホームページには、県男女共同参画センター相談室（県民交流センター内）、鹿児島地方務局知覧支局を案内している。また、市内の人権擁護員にも引継げるよう、協力・連携を行っている。</p>	<p>【鹿児島県】 https://www.kagoshima-pac.jp/kc-gender-equality/conference/</p> <p>○ http://www.pref.kagoshima.jp/ae14/kagoshima-mhwc.html</p> <p>【日置市】 https://www.city.hioki.kagoshima.jp/kokusaidanjo/kurashi/tetsuzuki/shimin_soudansitsu.html</p> <p>【指宿市】 レインボーポート向日葵 https://himawarikagoibu.wixsite.com/lgbtsogi/blank-1 市のHP https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/iinken/iinken/page011078.html</p>
		<p>【垂水市】 ・性同一性障害に特化した相談窓口では今のところないが、市のホームページにおいて「人権・男女共同参画」の相談窓口内に下記3つの相談窓口を掲示している。 (1) ドメスティックバイオレンス相談ナビ (2) 鹿児島県女性相談センター (3) 鹿児島県男女共同参画センター ・年6回、人権擁護委員にて特設相談日を設けている。</p>	<p>【垂水市】 ・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。相談体制は電話または面談にて対応。</p>	<p>http://www.city.tarumizu.lg.jp/hisho/kurashi/sodan/index.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
		<p>【日置市】 平成24年6月より男女共同参画の相談窓口内に「性同一性障がいについての相談窓口」というホームページを開設し、そのページ内で連絡先を掲載している。</p> <p>【指宿市】 平成29年度より市ホームページにおいて「人権に関する相談窓口」の中でLGBT相談窓口「レインボーポート向日葵」を掲示。また、令和元年6月には、市相談窓口リーフレットを作成し、相談窓口として案内もしている。</p>	<p>【日置市】 ・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談対象者は原則、日置市在住・在学・在勤の方である。 ・相談体制は、電話対応および面談がある。</p> <p>【指宿市】 ○性的指向、性自認、性同一性障害など性別に関する相談 レインボーポート向日葵は、民間団体であり、市の相談業務委託契約等は行っておらず、性同一性障害の専門窓口ではないが、連携・協力を行っている。 相談日は、特設設けていないが、月1回LGBT交流会を開催し、性的少数者同士の交流等を通じて、それぞれの悩みについて相談し合える場を設けている。 ○その他 市のホームページには、県男女共同参画センター相談室（県民交流センター内）、鹿児島地方務局知覧支局を案内している。また、市内の人権擁護員にも引継げるよう、協力・連携を行っている。</p>	<p>【日置市】 http://www.city.hioki.kagoshima.jp/danjokyoudousankaku/kurashi/tetsuzuki/danio/shogai.html</p> <p>【指宿市】 レインボーポート向日葵 https://himawarikagoibu.wixsite.com/lgbtsogi/blank-1 市のHP https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kvosei/iinken/iinken/page011078.html</p>
43	沖縄県	<p>【沖縄県】 令和3年3月に「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」を行い、宣言に基づく取組の一つとして、性の多様性に関する専用相談窓口「LGBTQにじいろ相談」を令和3年4月に開設した。</p> <p>【浦添市】 平成29年1月1日に「レインボー都市うらそえ宣言～性の多様性を認め合うまち～」を行い、令和3年10月1日に「浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例」を施行した。 電話相談は、上記宣言を経て平成30年5月より開始した。令和4年1月より、「LGBT電話相談窓口」から「LGBTQ+電話相談窓口」と名称を変更し、運用を継続している。周知については、市ホームページや市公式SNS等で窓口の案内をしている。</p>	<p>【沖縄県】 相談日時：毎週土曜日 午前10時～午後5時 ※年末年始（12/29～1/3を除く） 相談方法：電話相談または面接相談（面接相談は要予約） 相談内容：性の多様性に関する様々な悩みに対する相談 ※性同一性障害専用の相談窓口ではない</p> <p>【浦添市】 ・「LGBTQ+電話相談窓口」 ※相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談日時：毎月第3水曜日 17:00～20:00 ・相談体制：電話対応のみ（相談員はLGBTQ+当事者。相談員は1名のため、相談時間の目安は30分以内。） ・対象：性的マイノリティ当事者、パートナー、家族・友人や職場の方、学校の教職員、子どもの教育に関わっている方など。 ・相談内容：性的マイノリティに関する相談全般。自分の性別に違和感を覚える、恋愛対象が人と違うかも等、性のあり方（セクシュアリティ）に関する悩み等について、電話で相談を受け付けている。</p>	<p>【沖縄県】 https://www.okinawajosei.org/consultation.php</p> <p>【浦添市】 https://www.city.urasoe.lg.jp/doc/62fc9d6acfb333550bff1224/</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
44	札幌市	平成29年6月に「札幌市パートナーシップ宣誓制度」を創設した際、性的マイノリティ当事者や周囲の方が抱える悩みや困難の解消に繋げるため、あわせて電話相談事業も開始した。	○「LGBTほっとライン」（「性同一性障害」専用の相談機関ではない。） 性別違和や同性愛などの悩みについて、本人や身近な人などの相談を電話で受ける。 相談日時：毎週木曜…16:00～20:00（年末年始を除く）	http://www.city.sapporo.jp/shimin/danio/lgbt/lgbtsodan.html
45	仙台市	令和3年3月に策定した「男女共同参画せんだいプラン2021」において、多様性を尊重しあう社会づくりの取り組みの一つとして「性的マイノリティへの相談対応等の支援」を掲げ、令和7年10月より性的マイノリティの方やその周囲の方（家族・友人・学校・職場関係など）から相談を受け付ける事業を開始した。	・「性同一性障害」専用ではなく、性的マイノリティの方やその周囲（家族・友人・学校・職場関係など）の方を対象としている。 ・相談日時：原則毎月第4土曜日 午後13時30分から午後17時30分まで（各回4枠、1枠45分） ・対象者：市内在住・在勤・在学の方 ・相談員：性的マイノリティの支援団体、性的マイノリティの当事者団体、弁護士、司法書士、社会保険労務士 ・相談体制：対面相談（完全予約制、先着順）	https://www.city.sendai.jp/danio-kikaku/kurashi/manabu/danio/so-dan/seinotavousei.html
46	千葉市	LGBT（性的少数者）に関する相談は、市男女共同参画センターで実施している女性相談・男性相談での対応などにより実施してきたが、より気兼ねなく相談をしてもらうことができるよう、年間を通して定期的に相談ができるLGBT専用の電話相談窓口を令和元年11月から開設することとした。 また、令和4年7月からはLINEによる相談の受付も開始した。	・「性同一性障害」専用ではなく、LGBT（性的少数者）の方やその周囲（家族・友人・教職員・職場関係など）の方を対象としている。 ・相談日時：毎月第1月曜日 午後7時から午後10時まで（4月のみ第2月曜日） 毎月第3日曜日 午前10時30分から午後1時30分まで （相談日ごとに1人1回30分まで。受付は終了時刻の30分前まで） ・対象者：市内在住・在勤・在学の方 ・相談員：LGBT当事者、LGBT支援者、社会福祉士、精神保健福祉士、法律家など ・相談体制：電話・LINEにより相談を受ける。予約不可、匿名・通称名での相談可。	https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danio/chi-bashi/lgbtsennvoudenwasoudann.html
47	横浜市	東京2020オリンピック開催や、渋谷区などの自治体における性的少数者への支援の動きを受けて、平成27年度に、性的少数者の支援団体や当事者等との意見交換を行い、性的少数者の支援施策について課題整理を行った。 性的少数者は、社会的に十分に認識・理解されていないため、性的少数者であることを打ち明けることが非常に困難であることや、誰にも相談できず孤立してしまい、ひきこもりや自殺にまでつながってしまう現状に対応するため、平成27年11月より交流スペース「FriendSHIP よこはま」、平成27年12月より個別専門相談「よこはまLGBT相談」を実施している。	・両事業とも「性同一障害」専用ではなく、性的少数者の方、性的少数者なのかわからない方・迷っている方、家族、教員等も対象としている。 【個別専門相談「よこはまLGBT相談」】 ・事前に電話での予約の上、性的少数者の支援に携わっている臨床心理士が、面談のうえ相談に応じる。 ・月2回（木曜午後、月曜夜間）開催。 【交流スペース「FriendSHIP よこはま」】 ・性的少数者であることを隠すことなく過ごすことができる居場所を提供。（事前予約不要・入退室自由。10代までの時間を設定。） ・性的少数者支援団体のスタッフ2名を配置。 ・月2回（原則第1週土曜日午後、第3日曜日午後）開催。	【よこはまLGBT相談】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/iinken/lgbt/soudan.html 【Friendship よこはま】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/iinken/lgbt/friendship.html
48	川崎市	平成22年3月、川崎市内在住の中学校卒業予定の子どもを持つ母親からの「性同一性障害の相談窓口をわかりやすくして欲しい」という市長への手紙を受け、川崎市民子ども局人権・男女共同参画室が調整役となり、川崎市総合リハビリテーション推進センター、教育委員会及び児童相談所が連携して、市民に対して相談窓口を明らかにすることから取組を開始した。	原則的に、川崎市在住・在学・在勤の方を対象として相談を受けている。 ・性別不合について悩んでいる方が分かりやすく、相談しやすくなるよう、『「性的指向」や「性自認」についてのお悩みをお持ちの方へ』というページ内に相談窓口を一覧で掲載している。 ・ただし、次のいずれの窓口も「性別不合」専用の相談機関ではない。 ・総合リハビリテーション推進センター・・・主に高校生年齢以上を対象に、一般精神保健相談として相談を受け付けている。 ・児童相談所、教育委員会・・・学齢期の子どもを対象に、からだところの悩みについて相談を受け付けている。	http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
49	相模原市	平成22年度より市民にとって相談窓口をわかりやすく案内するため、市ホームページに各相談窓口の連絡先等について掲載を開始した。	<ul style="list-style-type: none"> 『性同一性障害や性的指向について相談したい。』、『性的指向や性自認に関する悩み等の相談窓口』というページ内に相談窓口の一覧を掲載しているが、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関・窓口ではない。 ・精神保健福祉センター・・・「主に成人の人」を対象に「こころの相談」として受け付けている。 ・青少年相談センター・・・市内在住、在学、在勤の「小・中学生、19歳以下の人、保護者の人」を対象に主に「こころの相談」として受け付けている。 ・学校教育課・・・市立小・中学校の児童・生徒及び保護者の人、市立小・中学校へ就学予定の児童・生徒の保護者の人を対象に主に「学校生活に関わる相談」として受け付けている。 ・児童相談所・・・市内在住の「18歳未満の人、保護者の人」を対象に「児童に関する相談」として受け付けている。 	<p>https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/faq/etc/1002264.html</p> <p>http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/sodan/1006084/1016144.html</p>
50	新潟市	性的マイノリティの当事者団体からの市長宛の要望書提出（H28）、市議会での質問などをきっかけに検討を始め、H30年7月から専用ダイヤル「新潟市性的マイノリティ電話相談」を開設（月1回、2時間半）。R5年4月から「LGBTQ+電話相談」に名称を変更。毎月、市報で周知を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市LGBTQ+電話相談」（「性同一性障害」「性別違和」専用の相談機関ではない。） ・性別や性自認、性的指向のことなど、LGBTの方やその家族、友人等周囲の方の相談窓口 ・相談時間：毎月第1月曜日午後5時30分～8時（ひとり30分） ・臨床心理士らが相談に当たっている。 	<p>https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danio/lgbt/sexualminoritydenwa.html</p>
51	静岡市	令和元年度から女性会館の指定管理業務の1つとして「にじいろ電話相談」を開設。また同時期に始めた性的少数者居場所づくり事業において、参加者から具体的な相談を個別に聴いて欲しいという声があることから、当事者の直面する課題を解決する場とする個別相談を追加で開設した。	<p>○にじいろ電話相談 自分のセクシュアリティや性別違和について悩んでいる方の相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） 本人だけでなく、家族、友人、学校関係者の相談も可 相談日時 毎月第2土曜日 14時～17時</p> <p>○にじいろ個別相談 個別・具体的な悩みがある方の相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） 専用フォームから受付（随時対応）</p>	<p>https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9328/s002606.html</p>
52	浜松市	男女共同参画の推進を図る拠点施設「浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）」において、相談者の性別を特定しない相談事業を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口は性別を特定しないもので、「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。 ・相談窓口は、原則、浜松市在住・在学・在勤の方を対象として相談を受けている。 ・相談体制は、電話対応および面談。面談は事前予約制。 ・上記以外にも、精神保健福祉センター及び障害保健福祉課で精神保健福祉相談として対応している。 	<p>ホームページに記載なし</p>
53	名古屋市	平成30年度に実施した「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など性別にかかわる市民意識調査」の調査結果において、性的少数者に対し必要な意識啓発や支援として「相談できる窓口の設置」という回答が最も多くあったことから、令和元年に専門電話相談窓口を、令和5年に専門LINE相談窓口を開設した。	<p>【名古屋市内にじいろ相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者の当事者や周りの方々が相談できる窓口 ①電話相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・月1回実施 ②LINE相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・月3回実施 	<p>https://www.city.nagoya.jp/shisei/iinken/1027990/1028133/1028134.html</p>
54	堺市	性同一性障害に関する専門の相談窓口はないが、平成29年12月から人権推進課にて「人権相談ダイヤル」を開設し、性的マイノリティなど性の多様性を含む人権相談を実施している。平成30年度にはLGBT啓発カードを作成し、相談窓口として案内した。	<p>月曜から金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30 （祝日・年末年始を除く）</p>	<p>https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/iinken/iinken/iinkensoudandaivaru.html</p>

【別添】

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和7年12月末現在

	自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
55	神戸市	LGBT等性的少数者の人権問題に関する市議会での質問等を踏まえ、取組を検討した結果開設に至った。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口名称 神戸市LGBTQ電話相談 ・開設年月 令和4年9月 ・相談日時 毎月第2・4木曜日 午後5～8時 ・相談員 1名（専門的知識を有する性的マイノリティ当事者） ・相談方法 電話 ・相談対象 市内在住、在勤、在学する方。当事者家族、友人、職場関係の方も対象。 ・上記以外にも精神保健福祉センターで精神保健福祉相談として対応している。 	https://www.city.kobe.lg.jp/a27419/kurashi/activate/human/soudan/lgbtq_soudan.html
56	岡山市	市HP及びパンフレットで性自認や性的指向に関する相談窓口（公的機関、民間機関、医療機関、支援団体）を紹介している。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口は性同一性障害専門の相談窓口ではない ・市の相談窓口は、男女共同参画相談支援センター、こころの健康センター、こども総合相談所、教育相談室 ・相談対象者は原則として、岡山市に在住・在学・在勤の方が対象 	<p>■相談機関 https://www.city.okayama.jp/kurashi/000003054.html</p> <p>■医療機関・支援団体 https://www.city.okayama.jp/kurashi/000003070.html</p>
57	北九州市	令和元年7月より、北九州市精神保健福祉センターにおいて、「性同一性障害についての悩みを持つ市民からの相談」に対し、「知識の提供や医療機関等の情報提供を行う相談窓口」を設置した。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談日時：毎月2回 第1・3水曜日（9：00～12：00） ・相談対象者：性同一性障害に関して悩みを抱える市民（原則北九州市民に限る） ・相談体制：電話対応を主としているが面談も可（要予約） ・相談担当者：精神保健福祉センター職員 	<p>■北九州市ホームページ https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18100099.html</p> <p>■北九州市いのちこころの情報サイト https://www.ktq-kokoro.jp/consultation/section31</p>
58	福岡市	平成27年4月1日より、福岡市精神保健福祉センターにおいて、依存症、ひきこもり、発達障がい、性的マイノリティの方のメンタルヘルスについての専門相談を開始した。当センターのリーフレットをホームページにて掲載している。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談日時：第1・3水曜日（10:00～13:00） 祝日を除く ・相談対象者：「性同一性障害（性的マイノリティ）の方のメンタルヘルス」に関する悩みを抱える市民やその家族（原則として相談者または対象者のいずれかが福岡市在住であること） ・相談体制：電話対応 ・相談担当者：精神保健福祉センター職員 	https://www.city.fukuoka.lg.jp/ho-fuku/seishinhoken/life/seishinhoken-center/kokoro.html
59	熊本市	性同一性障害専門の相談窓口はないが、熊本市男女共同参画課のホームページ上に「性的マイノリティに関する取組について」と題するページを設け、市の取組を紹介している。	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談窓口は「性同一性障害」専用の窓口ではないが、こころの健康センターにて、性的マイノリティも含めた市民のこころの悩みについて相談を受け付けている。 ・相談対象者は原則として熊本市在住の方としている。 	https://www.city.kumamoto.jp/hp/Kii/pub/detail.aspx?c_id=5&id=21286&class_set_id=2&class_id=3020

1 1 . 高次脳機能障害者の支援について

(1) 高次脳機能障害者支援法について

高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、失語等の認知機能の障害をいい、令和4年の調査では、その患者数は全国で約23万人と推計されている。この障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいないなどの理由で、患者とその家族は、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの声があり、このような現状を踏まえて、超党派による議員連盟における議論を経て令和7年12月に、議員立法により高次脳機能障害者支援法が成立した。

地方公共団体においても高次脳機能障害者に対する支援施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、その具体的施策として、地域での生活支援、就労の支援、相談体制の整備等が定められている。また、このような支援施策を実施する体制として、都道府県等における高次脳機能障害者支援センターの設置、専門的な医療機関の確保、当事者や関係機関等から構成される地域協議会の設置について定められている。この法律は、令和8年4月1日から施行することとしており、今後、必要な政令の制定や、法の施行に際しての留意点等を通知する予定である。

また、高次脳機能障害者支援法において、地方公共団体は、高次脳機能障害者に対する支援の状況や講じた施策の実施状況を随時公表するよう努めるものとされていることから、別途示す予定の様式も適宜活用の上で対応いただくようお願いするとともに、都道府県及び高次脳機能障害者支援センター等における事業実施状況については、当省へ実績を報告いただくこととなるので、併せて対応をお願いする。

(2) 高次脳機能障害者支援事業等について

高次脳機能障害の患者に対する支援については、平成25年度より都道府県地域生活支援事業の必須事業として「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」及び「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業（地域生活支援促進事業）」を実施してきたところであるが、高次脳機能障害者支援法の施行を踏まえ、その事業内容を見直すこととしている。

具体的には、各都道府県及び指定都市が指定する「高次脳機能障害者支援センター」を中心に、支援コーディネーターの配置等による相談支援、普及啓発、高次脳機能障害に関する支援手法等の研修事業など、支援体制づくりのための取組を行っていただくほか、地域の実情に応じた支援体制の協議、課題の共有等を行うための「高次脳機能障害者支援地域協議会」を開催する「高次脳機能障害者支援事業」及び専門的な医療機関の確保や高次脳機能障害者及びその家族等への支援体制の強化を目的とした「高次

脳機能障害者支援体制構築促進事業」について、各都道府県等において、これらの事業を積極的に活用いただき、高次脳機能障害者支援センターの指定に向けた準備等を進めていただくようお願いする。

また、第8次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、高次脳機能障害に対応できる医療機関を明確にすることが求められていることから、各都道府県で高次脳機能障害の医療連携体制が構築されるよう体制のさらなる充実・強化をお願いする。

なお、医療機関等における高次脳機能障害に対する認知不足により早期診断や治療につながっていない可能性や、診断が見逃されている可能性が指摘されていることを踏まえ、現在、「高次脳機能障害の診療に係る実態把握と課題の検討のための研究」（厚生労働科学研究）において、適切な診断に結びつける上で課題となっている事項等を明らかにするための調査・分析を行っているところであるので御承知おきいただきたい。

（参考：高次脳機能障害情報・支援センターHP）

https://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/

（3）高次脳機能障害支援養成研修の実施等について

高次脳機能障害を有する者が暮らしやすい社会を実現するため、障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して、高次脳機能障害の特性に応じた適切な支援を実施できる支援者の養成が求められている。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、「高次脳機能障害（者）支援体制加算」を新設し、その算定要件として、高次脳機能障害支援者養成に関する研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修を修了した従業者の配置すること等としている。

このため、高次脳機能障害の特性に対応できる、専門性を有する人材の確保及び育成の観点から、各都道府県等におかれては、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」に基づき、関係機関と連携しつつ、本研修の円滑な実施に向けて、特段の配慮をお願いする。

高次脳機能障害者支援法の概要（令和7年法律第96号、令和7年12月24日公布）

趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

基本理念

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- (2) 社会的障壁の除去に資すること。
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。

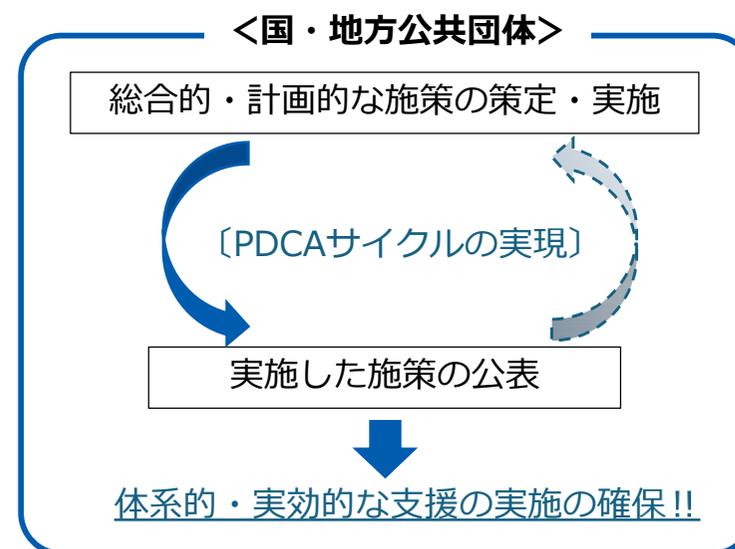
具体的施策

(1) 高次脳機能障害者及び家族等への支援策

- ・ 地域での生活支援
- ・ 教育的支援
- ・ 就労の支援
- ・ 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
- ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

(2) その他の支援策

- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ 専門人材の確保
- ・ 調査研究等

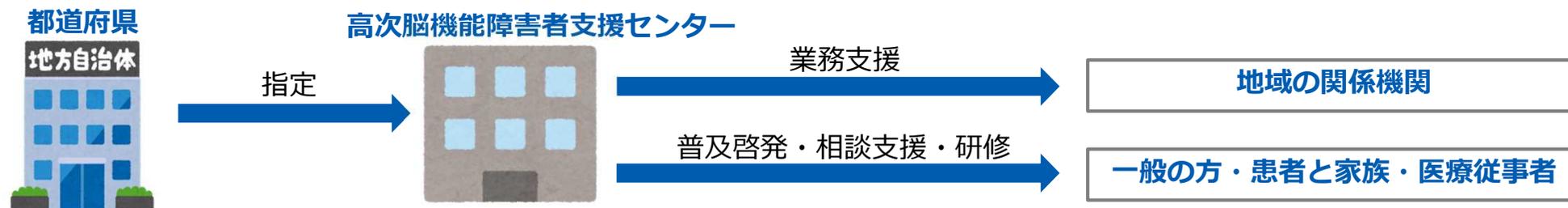


高次脳機能障害者支援法の概要

地域支援体制

(1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。



(2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

(3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。



※ 令和8年4月1日から施行

※ 施行後3年を目途に見直しを検討

高次脳機能障害者の支援施策の推進

国、地方公共団体で連携して支援体制を構築し、高次脳機能障害者に対する総合的な支援を行う。

国

厚生労働省 / 高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）

【施策の検討】

- ・全体のとりまとめ

【普及啓発・情報発信】

- ・普及啓発活動
- ・情報収集、発信、支援センターへの情報還元

【人材育成】

- ・研修の実施、全国会議の開催

等

普及啓発
情報発信等

都道府県、指定都市

助言、情報還元、人材育成

相談、事例収集

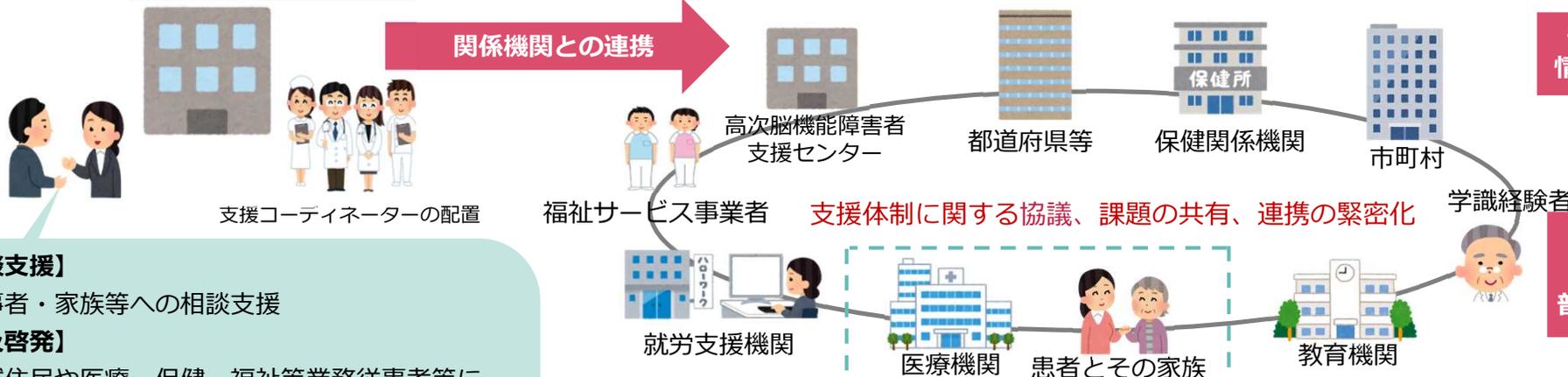
高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県等が指定または自ら実施

高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

地域の実情に応じた体制整備の協議

関係機関との連携



普及啓発
情報発信等

相談支援
家族支援
普及啓発等

【相談支援】

当事者・家族等への相談支援

【普及啓発】

地域住民や医療、保健、福祉等業務従事者等に対する普及・啓発

【人材育成】

支援関係者等への研修の実施

【支援体制整備】

関係機関との連絡調整等

等

医療機関の確保、家族等支援体制の構築促進

【専門的な医療機関の確保】

地域における医療機関及び医療従事者等を対象とした研修等の実施

【当事者・家族等への支援強化】

互いに支え合う取組を実施するための支援

等

国民

高次脳機能障害者及び家族

高次脳機能障害者支援関係予算（令和8年度当初予算案）

※括弧書きの金額は前年度予算額

国立障害者リハビリテーションセンター実施分

○高次脳機能障害者支援事業（国リハ実施分）

12百万円（11百万円）

都道府県職員や高次脳機能障害者支援センターの支援コーディネーターを対象とした全国会議の開催、研修事業を含む普及啓発活動等を引き続き実施するとともに、平成23年10月より、同センター内に「高次脳機能障害情報・支援センター」を設置し、高次脳機能障害者に関する様々な情報や最新の高次脳機能障害者支援情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族及び支援関係者等に役立つ情報をホームページで発信する体制を整備する等、情報提供機能の強化を図る。

都道府県・指定都市実施分（地域生活支援事業費補助金）

○高次脳機能障害者支援事業（都道府県・指定都市実施分）

地域生活支援事業の内数

<地域生活支援事業（都道府県必須事業）>

都道府県等において、高次脳機能障害者支援センターを設置し、高次脳機能障害者に関する様々な問題について高次脳機能障害者及びその家族、関係施設や関係機関等の職員等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、高次脳機能障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

○高次脳機能障害者支援体制構築促進事業

1.3億円（1.3億円）

<地域生活支援促進事業（都道府県任意事業）>

高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関を確保するため、地域の医療機関及び医療従事者等へ必要な知識を習得するための研修等の実施や医療機関同士の連携を図るための意見交換の場の提供を行うとともに、高次脳機能障害者及びその家族、その他の関係者への情報提供や交流の場の提供等の活動支援を促進し、高次脳機能障害者等に対する支援体制の充実を図ることを目的とする。

高次脳機能障害者支援事業 全体概要（案）

（旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

目的・実施主体

◆目的：高次脳機能障害者支援法（令和7年法律第96号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する高次脳機能障害者に関する様々な問題について、高次脳機能障害者及びその家族、関係機関の職員等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関間の連携強化等により、高次脳機能障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

◆実施主体：都道府県、指定都市（※市町村（1のみ）及び団体等への委託も可能）

主な事業内容（案）

- 新** 1 高次脳機能障害者支援センターの設置（法第19条関係）
※都道府県等が指定または自らが業務を行う。
（センターの業務）
 - ①相談支援及び情報提供等（法第19条1項1号関係）【関連：法第11条、14条、16条、17条、28条2項】
 - ②専門的な支援等（法第19条1項2号、4号関係）【関連：法第11条】
 - ③研修の実施等（法第19条1項3号関係）【関連：法第28条2項、29条】
 - ④普及・啓発及び全国会議への参加等（法第19条1項5号関係）【関連：法第18条、26条、27条】
- 新** 2 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催（法第25条関係）【関連：法第18条】
- 3 広域自治体間連携 【関連：法第18条】
- 新** 4 実施状況の把握及び評価（法第10条2項関係）
- 5 事業の周知

詳細は次スライド

高次脳機能障害者支援事業 実施要綱（案）概要（1／3） （旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

1 高次脳機能障害者支援センター

（1）高次脳機能障害者支援センターの設置

- ・（2）に定める業務を適正に行うことができると認められた者をセンターに指定し、又は自ら実施できる。
※高次脳機能障害に対して知見を有する機関（リハビリテーションセンター、医療機関等）を選定。
※複数箇所設置することや、都道府県と指定都市で同一の機関を指定することも可能。

（2）センターの業務

① 相談支援及び情報提供等

- ・支援コーディネーターの配置。
- ・高次脳機能障害者やその家族その他の関係者への相談支援。適切な指導・助言・情報提供。
- ・高次脳機能障害者に対する支援を行う民間団体に対する必要な情報提供等。

② 専門的な支援等

- ・相談支援、診断・評価、適切なリハビリテーション及び福祉サービス等の提供及び情報提供などの高次脳機能障害者の特性に対応した支援。
- ・医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体等との連絡・調整。

③ 研修の実施

- ・医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員、当事者及びその家族等に対する、支援手法等に関する研修。

高次脳機能障害者支援事業 実施要綱（案）概要（2／3） （旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

1 高次脳機能障害者支援センター（続き）

④ 普及・啓発等

- ・ 地域住民や医療、保健、福祉等の業務に従事する者に対する普及・啓発活動。
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンターが主催する全国会議への参加。

2 高次脳機能障害者支援地域協議会

地域における高次脳機能障害者への支援体制を整備するための高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

（1）協議会の構成

- ・ 高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者
- ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関・民間団体、これに従事する者

（2）協議内容

- ・ 地域における高次脳機能障害者に対する支援体制の整備状況や課題についての情報共有。
- ・ センターの活動状況等に関する検証。
- ・ 関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備についての協議。

高次脳機能障害者支援事業 実施要綱（案）概要（3 / 3） （旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

3 広域自治体間連携

高次脳機能障害に関する支援手法等の向上を図るため、

- ・他の都道府県等と事業の実施状況等に関する情報収集、情報交換等を行うための会議の開催。
- ・他の都道府県等が開催する会議への参加。

4 実施状況の把握及び評価

- ・センターにおける業務の実施状況等の把握及びセンターの業務内容の定期的な評価。
- ・高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施状況の把握・評価。
- ・実施状況及び評価結果の公表。

5 事業の周知

- ・事業の目的や利用方法等の積極的な広報活動

（※）上記事業については、以下事業にて国庫補助予定（事業名の変更はあるが、位置づけは変更なし）。

地域生活支援事業 — 都道府県必須事業 — 専門性の高い相談支援事業

令和8年度予算案：445億円の内数（令和7年度予算額：442億円の内数）

高次脳機能障害者支援体制構築促進事業 全体概要（案）

（旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

目的・実施主体

◆目的：高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関（以下「専門的な医療機関」という。）を確保するため、地域の医療機関及び医療従事者等へ必要な知識を習得するための研修等の実施や医療機関同士の連携を図るための意見交換の場の提供を行うとともに、高次脳機能障害者及びその家族、その他の関係者への情報提供や交流の場の提供等の活動支援を促進し、高次脳機能障害者等に対する支援体制の充実を図ることを目的とする。

◆実施主体：都道府県、指定都市（※市町村（2のみ）及び団体等への委託が可能）

主な事業内容（案）

1 専門的な医療機関の確保（法第24条1項、24条2項関係）

- （1）地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場の提供。
- （2）地域の医療機関及び医療従事者等を対象とした、高次脳機能障害支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等の実施。

2 高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援（法第16条関係）

- （1）お互いに支え合うための取組が行えるよう必要な知識の習得を目的とした説明会や研修等の実施。
- （2）自らの経験を生かした相談活動や関係者同士が支え合う取組が行えるような交流の場の提供。
- （3）地域の専門的な医療機関や支援機関に関する情報収集及び紹介。

詳細は次スライド

高次脳機能障害者支援体制構築促進事業 実施要綱（案）概要

（旧）高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

1 専門的な医療機関の確保

- （１）・地域における医療機関及び医療従事者等との連携。
 - ・地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等の提供。
- （２）・地域における医療機関及び医療従事者等を対象とした必要な知識を習得するための研修等の実施。

2 高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援

- （１）高次脳機能障害者及びその家族等に対するお互いに支え合う取組を行うために必要な知識の習得を目的とした説明会や研修等の実施。
- （２）高次脳機能障害者及びその家族等が、自らの経験を活かした相談活動や関係者同士が支え合う取組が行えるような交流の場の提供等。
- （３）・地域の専門的な医療機関や支援機関に関する情報収集。
 - ・支援を希望する高次脳機能障害者とその家族に対する情報提供。

（※）上記事業については、地域生活支援促進事業にて国庫補助予定（事業名の変更はあるが、位置づけは変更なし）。
令和８年度予算案：１．３億円（令和７年度予算額：１．３億円）

※促進事業について、積極的なご活用をご検討いただけますようお願いいたします。

1 2. てんかん対策等について

(1) てんかん対策について

てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によって症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活することができる場合も多いことから、てんかん患者が地域で支障なく安心して暮らすことができるよう、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発の促進を図ること、てんかんの診断を行うことができる医療機関の連携を図るため、専門的な診療を行うことができる体制やてんかんの診療ネットワークを整備することが求められている。

これらを踏まえ、平成 27 年度より「**てんかん地域診療連携体制整備事業**」を都道府県事業に位置付け、医療連携体制の整備を進めている。

具体的には、令和 8 年 3 月末現在、31 カ所の医療機関が「てんかん支援拠点病院」に指定され、てんかんに関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族会への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整等を行うとともに、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを「てんかん全国支援センター」に指定し、各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携モデルを確立するとともに、都道府県及び各支援拠点病院への技術的支援を行っている。

また、第 8 次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、てんかんに対応できる医療機関を明確にすることが求められていることから、「てんかん支援拠点病院」での知見の集積、多職種・他科連携といったてんかん診療ネットワーク等を参考にしつつ、全都道府県において、てんかんの医療連携体制が構築されるよう本事業の活用による体制の整備をお願いする。

併せて、各自治体におかれては、様々な機会を捉えて正しいてんかんの知識についての普及啓発を行っていただくようお願いする。

(参考：国立精神・神経医療研究センター病院てんかん全国支援センターHP)

<https://epilepsy-center.ncnp.go.jp>

(2) 摂食障害対策について

摂食障害は、他の精神疾患とは異なり、その疾病の特性上、身体合併症状があり、生命の危険を伴う疾患であるため、総合的な救急医療体制が必要となる。精神保健福祉資料によると、令和 4 年度末時点で、摂食障害の

総患者数は約 21.8 万人いるとされており、身体合併症の治療や栄養管理等を行うなど、適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備を推進することが求められている。

これらを踏まえ、平成 26 年度より「**摂食障害治療支援センター設置運営事業**」を都道府県事業に位置付け、治療支援体制の整備を進めている。

具体的には、現在、全国 10 カ所の医療機関が「摂食障害支援拠点病院」に指定され、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整等を行うとともに、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを「摂食障害全国支援センター」に指定し、各支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害の支援プログラムや地域支援モデルガイドラインの開発等、支援拠点病院への技術的支援を行っている。

事業を実施している自治体においては、支援拠点病院以外の医療機関への患者紹介も進み、行政が本事業に関わることで学校、福祉施設等の医療機関以外の施設とも連携が進んでおり、事業の一定の効果が始まっている。

しかしながら、支援拠点病院の設置は現時点でも全国で 10 カ所という現状であり、令和 3 年度には、支援拠点病院以外の地域からの相談にも対応できるよう、全国支援センターが国立国際医療研究センター国府台病院に委託して「相談ほっとライン」を開設して体制を整備している。

また、摂食障害の治療を担う医療機関からの摂食障害への対応についての研修のニーズが非常に高いことが判明している。このため、令和 3 年度から全国支援センターにおいて実施している拠点が未指定の地域における医療従事者向けの治療研修を令和 8 年度も引き続き実施することとしたので、各自治体におかれては、摂食障害の治療を行っている医療機関に対して研修実施の周知方をお願いします。

また、第 8 次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、摂食障害に対応できる医療機関を明確にすることが求められているところであり、「摂食障害治療支援センター設置運営事業」での多職種・他科連携や研修、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発に係る取組等を参考にしつつ、全都道府県において摂食障害の医療連携体制が構築されるよう本事業の活用による体制の整備をお願いします。

併せて、各自治体におかれては、摂食障害に関する診療や家族等からの相談対応、教育現場での研修や普及啓発を行っていただくようお願いします。

（参考：摂食障害全国支援センターHP）

<https://edcenter.ncnp.go.jp/>

てんかん地域診療連携体制整備事業

令和8年度予算案（令和7年度予算額）：30,967千円（30,967千円）

1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターをてんかん全国支援センターに指定し、都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち、1箇所をてんかん支援拠点病院として指定し、各都道府県のてんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積、還元、てんかん診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

地域

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するように取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

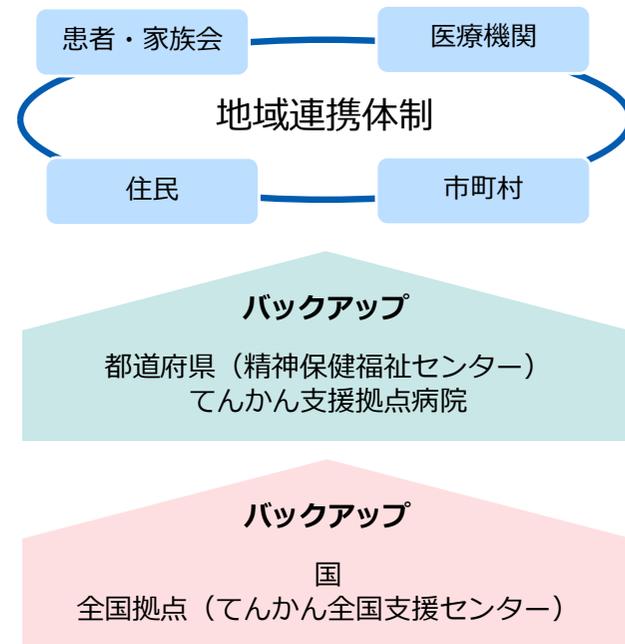
都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・てんかん支援拠点病院

第8次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する。

国・全国拠点（てんかん全国支援センター）

各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各支援拠点病院への技術的支援を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1. 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及
2. てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

事業内容

てんかんの専門医療機関の地域数の増加、まずは三次医療圏（都道府県）の設置を目指し、てんかん支援拠点病院を設置する都道府県に対して国庫補助（1/2）を行う。

主な事業内容

1. てんかん患者・家族の治療及び相談支援
2. てんかん治療医療連携協議会の設置・運営、
3. てんかん診療支援コーディネーター（※）の配置
4. 医療従事者（医師、看護師等）等向け研修、
5. 市民向けの普及啓発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）

※てんかん診療支援コーディネーター

精神障害者福祉に理解と熱意を有し、てんかん患者及びその家族に対し相談援助を適切に実施する能力を有する医療・福祉に関する国家資格を有する者

てんかん支援拠点病院の要件

てんかんの治療を専門に行っている次に掲げる要件を全て満たす医療機関

1. 日本てんかん学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本小児科神経学会、又は日本脳神経外科学会が定める専門医が1名以上配置されていること。
2. 脳波検査やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。
3. てんかんの外科治療等、複数の診療科による集学的治療を行えること（管内の他の医療機関との連携を含む）。※下線部は令和8年度から適用予定

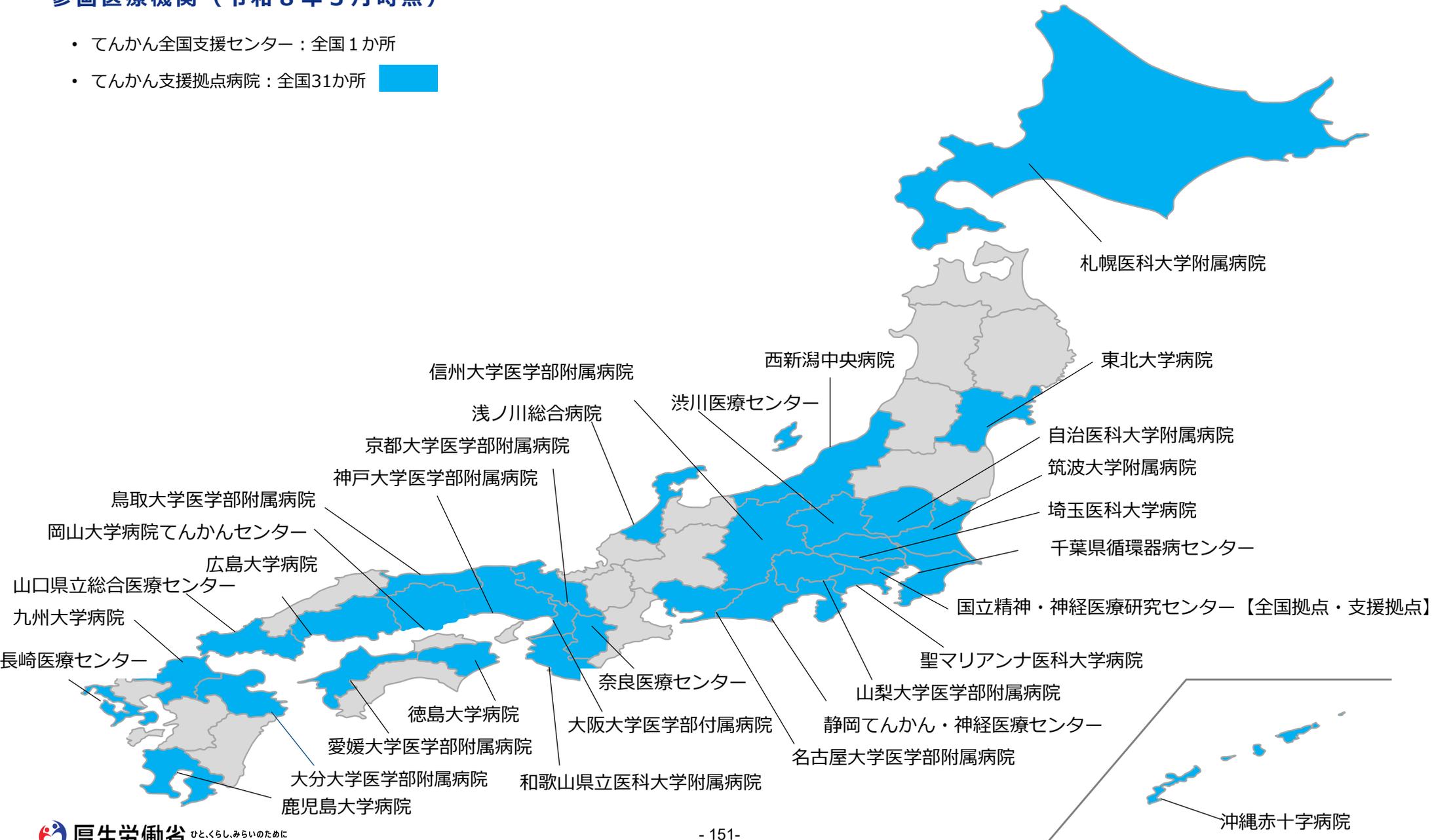
参画医療機関（令和8年3月時点）

- てんかん全国支援センター（1か所）：国立精神・神経医療研究センター
- てんかん支援拠点病院（31か所）：
北海道（札幌医科大学附属病院）、宮城県（東北大学病院）、茨城県（筑波大学附属病院）、栃木県（自治医科大学附属病院）、群馬県（渋川医療センター）、埼玉県（埼玉医科大学病院）、千葉県（千葉県循環器病センター）、東京都（国立精神・神経医療研究センター）、神奈川県（聖マリアンナ医科大学病院）、新潟県（西新潟中央病院）、石川県（浅ノ川総合病院）、山梨県（山梨大学医学部附属病院）、長野県（信州大学医学部附属病院）、静岡県（静岡てんかん・神経医療センター）、愛知県（名古屋大学医学部附属病院）、京都府（京都大学医学部附属病院）
大阪府（大阪大学医学部附属病院）、兵庫県（神戸大学医学部附属病院）、奈良県（奈良医療センター）、和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、鳥取県（鳥取大学医学部附属病院）、岡山県（岡山大学病院てんかんセンター）、広島県（広島大学病院）、山口県（山口県立総合医療センター）、徳島県（徳島大学病院）、愛媛県（愛媛大学医学部附属病院）、福岡県（九州大学病院）、長崎県（長崎医療センター）、大分県（大分大学病院）
鹿児島県（鹿児島大学病院）、沖縄県（沖縄赤十字病院）

てんかん全国支援センター及びてんかん支援拠点病院

参画医療機関（令和8年3月時点）

- てんかん全国支援センター：全国1か所
- てんかん支援拠点病院：全国31か所



摂食障害治療支援センター設置運営事業

令和8年度予算案（令和7年度予算額）：23,205千円（23,205千円）

1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画障害全国支援センターとして国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、摂食障害支援拠点病院画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。摂食を各都道府県で指定し、摂食障害の治療支援体制の構築に向けて、知見の集積、還元、診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

地域

摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、摂食障害を発症した患者に関わる機会が多くなると見込まれる機能をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

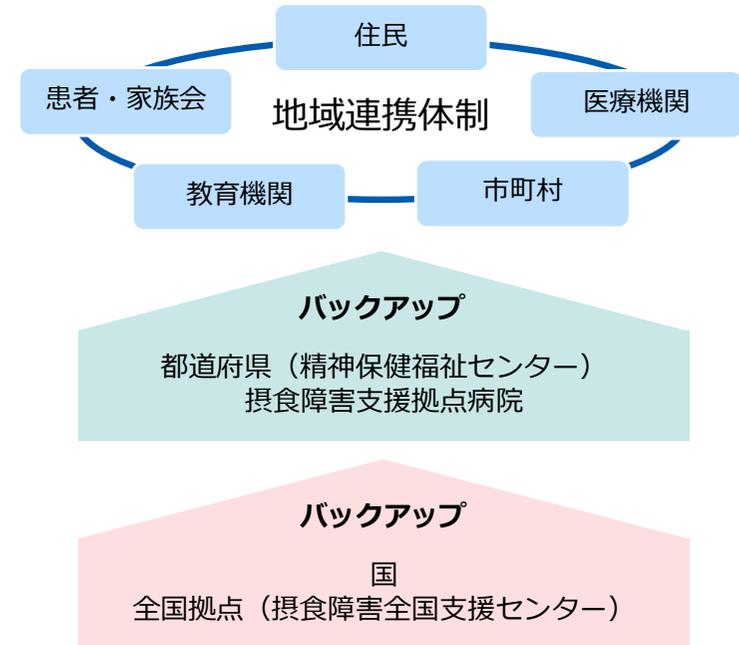
都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・摂食障害支援拠点病院

第8次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

国・全国拠点（摂食障害全国支援センター）

各摂食障害支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害支援プログラム、地域支援モデルガイドラインの開発等を行うと共に、医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1. 摂食障害への早期発見・早期支援の実現 2. 適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

摂食障害治療支援センター設置運営事業の目的等

(目的)

- 摂食障害は10代～40代の女性に多い疾患といわれているが、専門の医療機関・専門医が全国的に少ないことが課題の一つ。
- 本事業は、摂食障害の専門医療機関の力所数増、まずは3次医療圏（都道府県）の設置を目指し、摂食障害支援拠点病院を設置する自治体に対して国庫補助（1/2）する。

(事業実績)

- 令和7年度現在、摂食障害支援拠点病院は**10医療機関**。全国支援センターが1カ所。
 - * 全国支援センター（1カ所）：国立精神・神経医療研究センター
 - * 摂食障害支援拠点病院（10カ所）：宮城（東北大学病院）、栃木（獨協医科大学病院）、千葉（国立国際医療研究センター国府台病院）、東京（東京都立松沢病院）、富山（富山大学附属病院）、石川（金沢大学附属病院）、福井（福井大学医学部附属病院）、長野（信州大学医学部附属病院）、静岡（浜松医科大学医学部附属病院）、福岡（九州大学病院）
- 主な事業内容は、以下のとおり
 - ① 摂食障害患者・家族の治療及び相談支援、
 - ② 摂食障害治療医療連携協議会の設置・運営、
 - ③ 摂食障害支援コーディネーターの配置、
 - ④ 医療従事者（医師、看護師等）等向け研修、
 - ⑤ 市民向けの普及啓発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）

(第8次医療計画との関係)

- 第8次医療計画において、「多様な精神疾患等に対応できる医療連携対策の構築に向けた医療機能の明確化」として、都道府県ごとに摂食障害の専門医療機関を配置することが定められている。
- 同計画中に、「摂食障害治療支援センターを参考に」とあることから、今後、未整備自治体は同事業をモデルに整備し、本事業実施自治体は同機関を指定することで整備が図られることを想定している。

1 3. 精神障害者保健福祉手帳制度について

(1) 精神障害者保健福祉手帳に基づくサービスの実施状況について

公共交通機関の運賃割引を含む精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）に基づくサービスについては、各自治体他関係者の協力により実施数が着実に増加しているところである。

しかしながら、手帳所持者に係る公共交通機関の割引制度については、これまでも、公共交通機関事業者を所管する国土交通省等に対して協力依頼を行っているが、一部の公共交通機関では依然として割引の適用外となっている。

今般、各自治体で行っていただいている手帳に基づくサービスの実施状況について取りまとめたので（別添）、当該資料を参考に、手帳に基づくサービスの拡充、交通担当部局との連携による公共交通機関等への運賃割引の実施に向けた働きかけ等に、引き続き御協力をお願いする。

また、マイナポータルサービスの一つに、行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス（自己情報取得 API）があるが、障害者手帳に係るサービス利用の利便性の向上のため、精神障害者保健福祉手帳に係る運賃減額区分についても情報提供を可能とし、民間サービス等においても活用ができるようデータ標準レイアウトを改版し、令和 8 年 6 月向けデータ標準レイアウト関連様式等として公開しているところであるので、各自治体においても、データ標準レイアウトの改版に伴う自治体システムの改修等、必要な環境整備を進めていただくようお願いする。

(2) マイナンバーを活用した情報連携による手帳の交付手続について

令和元年 10 月 30 日付けで「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）を一部改正し、マイナンバーを活用した情報連携により精神障害を支給事由とする実施要領第 2 の 1（2）の②に掲げるいずれかの年金給付を現に受けていることが把握できる場合には、交付申請時に、実施要領第 2 の 1（2）の①（医師の診断書）又は②（年金給付を現に受けていることを証する書類）の添付を不要としたので、交付手続に当たっては、当課がお示しした令和 4 年 6 月 22 日付け事務連絡「精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（「情報照会マニュアル）」及び令和 6 年 3 月 6 日付け事務連絡「精神障害者保健福祉手帳交付等の事務における情報連携の利用推進について」等を参考にしつつ、引き続き運用変更への御協力をお願いする。

(3) 手帳の更洗手続の改善に関する総務省からのあっせんに対する対応について

平成 29 年 9 月 28 日、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん

(精神障害者保健福祉手帳の更新手続の改善)について、総務省行政評価局長から厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて通知された。

あっせん内容については、「精神障害者保健福祉手帳の交付手続に係る調査について(依頼)」(平成29年11月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡)にて各都道府県・指定都市あて通知済であるが、本あっせんについては、国民からの行政苦情相談を端緒としたものであることに鑑み、各自治体におかれては、改めてあっせん内容を確認いただき、手帳事務の効率化等の見直しの参考とされたい。

また、本通知と合わせて更新手続の現状調査を行った結果、多くの都道府県・指定都市で手帳の申請・更新者数が増加傾向にある一方、限られた体制の中で確認事務等の対応に苦慮している実態が明らかになった。

これを踏まえ、事務効率に取り組んでいる自治体の好事例について、「精神障害者保健福祉手帳の交付手続にかかる事務処理機関の短縮に向けた取組について」(平成30年3月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡)においてお示ししているので、事務手続の御参考とされたい。

【参考】総務省からのあっせん事項

① 1 更新手続の処理期間が実施要領における処理期間を大きく超えている都道府県等に対して、処理手順の検証、見直し等をして短縮化を図る必要があることを周知すること。

特に、審査会や判定会議等で不備を指摘された診断書について市町村から医療機関に修正を依頼するという手順や市町村が年金事務所に障害等級を照会するという手順をとる都道府県等においては、これらの手順が市町村に第2号法定受託事務の範囲外の事務を行わせるという問題があるという観点からも、処理手順の検証等の必要があることを周知すること。

② 都道府県等に対して、更新手続に長期間を要している場合の対応の好事例として、次の取組を周知すること。

ア 手帳の有効期限到来の3か月前に案内文書を送付する、手帳のカバーに更新申請期間を記載したシールを貼る等をして、精神障害者に早期の更新申請を促して、有効期限内に手帳の更新手続が完了するようにする取組

イ 更新手続中に手帳の有効期限が到来する精神障害者への対応として、手帳の写しに更新申請の受付の証明文等を記載して交付し、又は更新申請書の写しに受付印を押して交付する等、更新手続中であることを証明する書類を交付する取組

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和7年12月現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス例								備考	精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカード化(予定含む)の状況	
	公共施設の 利用料減免	医療費助成	公営住宅の 優先入居	公共交通機関の運賃割引や 利用料金に対する助成				・駐車料金 の減額 ・パーキング パーミット				
				鉄道(※)		バス						タクシー・ ガソリン
			公営	民営	公営	民営						
1 北海道	○	○	○		○	○	○	○	○	医療費助成については、1級に限る。 バスについては、一部バス会社に限る。 タクシーについては、一部タクシー会社に限る。	一部市町村に限り実施	予定なし
2 青森県	○	○	○		○	○	○	○	○	・各自治体等によりサービスの適用や内容は異なる。 ・パーキングパーミットは等級区分なし	一部では付添者等も割引対象となる。	未定
3 岩手県	○	○	○							・医療費助成については、1級に限る。 ・タクシー運賃の割引については一部適用にならない場合あり。 ・パーキングパーミットは1級に限る。 ・その他、税制上の優遇措置を実施。	鉄道の運賃割引は、等級によつては同伴者も対象としている。	予定なし
4 宮城県	○	○	○							・医療費助成については、1級に限る。 バスについては、一部バス会社に限る。 ・タクシー券の発行やガソリン助成は一部市町村に限る。 ・その他、税制上の優遇措置を実施。		未定
5 秋田県	○	○	○							・タクシー運賃の割引については一部適用にならない場合あり ・鉄道については、一部の民営鉄道に限る。 ・パーキングパーミットは1級に限る。 ・医療費助成については、1級かつ自立支援医療(精神通院)受給者に限る。	一部の市町村に限り実施	予定なし
6 山形県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療助成は1級に限る。 ・公営バスの割引、タクシー運賃及びガソリン料金の助成は一部の市町村。	バス(公営、民営)の運賃割引は同伴者1名も対象としている事例が多い。	未定
7 福島県	○	○	○							・県立施設の利用料減免 ・医療費助成制度(1級、2・3級かつ身体障害者手帳又は療育手帳所持) ・県内民営バス・県内民営鉄道・県内民営タクシーの一部で運賃割引 ・タクシー料金及び駐車料金の助成・減免は一部市町村。	一部交通機関において同伴者の運賃割引制度あり。	
8 茨城県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療費助成(1級、2級かつ身体障害者手帳3・4級又は知能指数50以下) ・県営住宅の優先入居(1、2級) ・鉄道運賃割引(介護者1名も対象) ・一部の事業者において民営バス運賃割引(一部の事業者で介護者1名も対象) ・一部の市町村において、市内巡回バス(コミュニティバス)運賃の減免(一部介護者1名も対象) ・一部の市町村において、タクシー利用券を交付 ・一部の市町村において、駐車場利用券を交付 ・パーキングパーミット(1級)	一部交通機関において同伴者の運賃割引制度あり。	未定
9 栃木県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療費助成(1級) ・県営住宅の優先入居(1、2級) ・運賃割引を実施している私鉄、バス会社あり ・タクシー運賃助成制度を実施している市町村あり ・おもいやり駐車スペースつぎつき事業(パーキングパーミット)(1級)	一部交通機関において同伴者の運賃割引制度あり。	未定
10 群馬県	○	○	○		○	○	○	○	○	・鉄道はJRを除く。 ・医療費助成制度は実施しているが、障害年金等を交付条件としており、精神障害者保健福祉手帳に基づくものではない。 ・タクシー券の交付、駐車料金等の減額は一部市町村で実施。	一部交通機関において同伴者の運賃割引制度あり。	
11 埼玉県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療費助成については1級のみ。所得制限あり。 ※R8.1月から一部市町村で2級まで対象拡大(2級は自立支援医療(精神通院)の自己負担金分のみ対象) ・県営住宅の優遇抽選資格、障害者向け住宅への申込資格及び収入基準額の緩和については1～2級に限り、県営住宅の単身住宅への申込資格及び収入額算定での特別控除については1～3級に限る。 ・バスの運賃割引については一部市町村、バス事業者に限る。 ・タクシー券の発行やガソリン助成は一部市町村に限る。 ・駐車料金の減免等は一部市町村に限る。		
12 千葉県	○	○	○		○	○	○	○	○	・医療費助成は1級に限る。 ・タクシーは、一部市町村で実施。	・障害者施設通所交通費の助成を一部市町村で実施。	予定なし
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・鉄道(民営)は、JR、京王電鉄、京成電鉄、西武鉄道、東武鉄道、小田急電鉄及び東京メトロで一部割引を実施	精神障害者保健福祉手帳を持つ障害者の介護者に対する鉄道・バス運賃の一部割引を実施	令和2年10月1日～
14 神奈川県	○	○	○							・医療費助成は、市町村によつて対象範囲が異なる。 ・タクシー券の発行やガソリン料金の助成、駐車料金の減額は一部市町村に限る。 ・パーキング・パーミット制度については、令和6年11月より実施。 ・バス運賃割引については、公営を除いて7事業者での実施。		令和3年10月1日～
15 新潟県	○	○			○					・医療費助成については1級に限る。 ・その他、佐渡汽船の運賃割引を実施。 ・タクシーについては、一部タクシー会社及び一部市町村に限る。 ・ガソリン助成については、一部市町村に限る。 ・パーキングパーミットについては、1級・2級に限る。		予定なし

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和7年12月現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス例								備考	精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカード化(予定含む)の状況		
	公共施設の利用率減免	医療費助成	公営住宅の優先入居	公共交通機関の運賃割引や利用料金に対する助成				・駐車料金の減額 ・パーキングパーミット					
				鉄道(※)		バス						タクシー・ガソリン	
			公営	民営	公営	民営							
16 富山県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級・2級に限る(世帯の前年合計所得金額が1,000万円未満)。※2級については、65歳以上(後期高齢者医療制度加入者)に限る。 ・ガソリン・駐車料金助成については、各市町村で対応が異なる。 ・パーキングパーミットについては、1級・2級に限る。	精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	現在よりもコストがかかることに加えて、従来行っていた手帳への書き込み等ができないため、現時点では実施予定はない。
17 石川県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・石川県タクシー協会に所属している事業者のみ実施		
18 福井県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級又は2級に限る。 ・公営住宅の優先入居、市営バス、タクシー利用券については一部市町	一部バスで運賃割引を実施	カードの様式や記載事項の課題から、具体的な実施時期については未定であるが、実施する方向で検討中
19 山梨県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成:1.2級のみ ・鉄道:JR ・バス:一部 ・タクシー利用券の交付:一部市町村で実施 ・パーキングパーミット(やまなし思いやりパーキング制度)の基づく利用証を交付:1級のみ	パーキングパーミット(やまなし思いやりパーキング制度)は発達障害については医師の意見書で利用証を交付している。	
20 長野県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級・2級(通院のみ)に限る。 ・鉄道については、しなの鉄道、上田電鉄別所線に限る。 ・パーキングパーミットについては、1級に限る。 ・タクシーについては、一部事業者に限る。	精神障害者保健福祉手帳を持つ障害者の介護者に対するバス運賃の割引	
21 岐阜県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成、県営住宅の優先入居、パーキングパーミットに関しては1、2級のみ。 ・鉄道については、長良川鉄道、樽見鉄道、明知鉄道に限る。樽見鉄道は、介護者と一緒に利用する場合、2級、3級については12歳未満のみ。 ・タクシー・ガソリンについては、一部市町村に限る。	精神障害者保健福祉手帳を持つ障害者の介護者に対するバス運賃の割引	未定
22 静岡県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・県バス協会加盟バス運賃割引 ・一部県内私営鉄道運賃割引 ・タクシー券交付(一部の市町) ・県立施設等の利用料の減免 ・医療費助成制度(1級)		
23 愛知県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成は1・2級の精神疾患に係る通院・入院(市町村によって対象者・対象医療の拡充あり) ・鉄道は9事業者で実施 ・バスは8事業者で実施 ・減免・助成は市町村・バス会社独自制度。 ・県タクシー協会に加入しているタクシー会社が、運賃割引を実施 ・駐車料金の減額は、一部市町村、一部事業者に限る。	障害のある方がタクシー等を利用して、ショートステイの利用、通園・通学をする場合等に、地域の実情に応じて運賃の一部を補助している市町村がある。	未定
24 三重県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・県営住宅の優先入居については、1級又は2級に限る。 ・県医療費助成については、1級に限る。 ・バス、タクシー・ガソリン助成については、一部市町を除く。 ・鉄道運賃割引は、一部事業者に限る。 ・駐車料金の減額は、一部事業者に限る。 ・パーキングパーミットは、1級に限る。	訓練施設等に通所するために要する費用の補助(一部市町)	
25 滋賀県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、精神通院医療に限っては1級又は2級が対象(所得制限あり)。一般医療は1級(2級は条件あり)が対象(所得制限あり)。 ・公営住宅については、優先入居の優遇倍率適用に限る。 ・民営バスについては、近江鉄道バス、湖国バス、滋賀バス、帝産湖南交通、江若交通に限る。 ・公営バス、民営鉄道の運賃割引、タクシー・ガソリン利用券の交付および駐車料金等の減額については、市町独自の制度であり、一部市町において実施。 ・県タクシー協会に加入しているタクシー会社が、運賃割引を実施。		
26 京都府	○	△	○		○	○	○	○	○	○	・バス及びタクシーについては、一部の会社に限る。 ・パーキングパーミットは1級のみ。 ・医療費助成は1級から3級が対象で、自立支援医療(精神通院)に係る自己負担の一部を助成(所得制限あり)(手帳を所持しない場合も対象としている) ・令和6年8月診療分より、重度心身障害児(者)医療助成制度の対象に1級と2級の一部を追加。	実施していない	
27 大阪府	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級が対象。(市町村によって対象者の拡充あり)。令和3年4月より精神病床への入院も対象としている。 ・パーキングパーミットについては、1級が対象。 ・バス及びタクシーについては、一部の事業者に限る。 ・この他、府営住宅の福祉世帯向け応募の実施	一部事業者において精神障がい者保健福祉手帳を持つ障がい者の介護者等に対する運賃割引制度あり。	箕面市 令和2年10月1日～

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和7年12月現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス例										精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカード化(予定含む)の状況		
	公共施設の 利用料減免	医療費助成	公営住宅の 優先入居	公共交通機関の運賃割引や 利用料金に対する助成				・駐車料金の 減額 ・パーキング パーミット	備考					
				鉄道(※)		バス				タクシー・ ガソリン				
			公営	民営	公営	民営								
28 兵庫県	○	○	○		○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 【県としての取組を記載】 ・医療費助成については、1級に限る(精神疾患を除く一般医療が対象)。 ・公営住宅の優先入居については1級及び2級所持者がいる世帯に限る。 ・パーキングパーミット制度(兵庫ゆずりあい駐車場)については1級所持者でありかつ歩行が困難な者に限る。 【バス・タクシー・ガソリン】 各自治体によりサービスの適用や内容は異なる。 		未定	
29 奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成については、1級又は2級が対象。 ・公営住宅の優先入居については、精神障害者保健福祉手帳所持者を含む一般福祉世帯向け応募枠の設定による。 ・公営バスの運賃割引については、市町村独自の制度であり、一部市町村において実施。 ・民営バスの運賃割引については、バス会社独自のサービスであり、奈良交通、エヌシーバスに限る。 ・その他、県営住宅自動車駐車場料金を免除。 ・タクシー料金の助成は一部市町村において実施。 		未定	
30 和歌山県	○	○	○		○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設入場料・使用料の無料・減免 ・県営住宅優先抽選、県営住宅駐車場料金の減免 ・県営住宅駐車場使用料の減免 ・県立医科大学付属病院受診時の駐車場使用料免除 ・バス運賃割引(一部を除く) ・医療費助成(1級) ・鉄道については、一部の民営鉄道に限る 		未定	
31 鳥取県	○	○	○		○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成 ①1級(所得制限有)は全市町村で実施 ②1級(①の対象外)・2級・3級・自立支援医療(精神通院)は一部市町村で実施 ・タクシー助成は一部市町村で実施 ・パーキングパーミット(1級のみ) 	・介護者(同伴者)に対して、バス運賃割引をしている事業者も一部有	検討中(開始時期未定)	
32 島根県	○	○	○		○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成(福祉医療) 別途医療証を申請し 自己負担額の一部を助成(精神1級、精神2級+身体3・4級、精神2級+知的障がい) 	・自立支援医療(精神通院)対象者	医療費、通院交通費(自家用車、鉄道、バス)、配食サービス	
33 岡山県	○	○	○		○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・パーキングパーミット(1級のみ) ・各自治体によりサービスの適用や内容は異なる。 ・公営バス、タクシー利用料の助成は一部自治体に限る。 	・1級を所持している障害者の介護者について、バス運賃の割引制度あり。	未定	
34 広島県	○	○	○		○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成は「1級」かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」の両方を所持している。(入院を除く)(所得制限あり) ・タクシーについては、一部の会社のみ。 			
35 山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体等によりサービスの適用や内容は異なる。 	一部自治体で同伴者、介護者に対する市営バス運賃割引や施設利用料割引等あり。	未定	
36 徳島県	○		○			○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道(民営)は、1会社のみ運賃割引 ・全路線バス(公営バス、民営バス)の運賃割引 ・タクシーは、1会社のみ運賃割引実施 ・パーキングパーミットは1級のみ交付 ・県が運営する駐車場は、手帳交付者が運転あるいは同乗する場合、駐車料金の減額 	・バスの運賃割引は介護者も対象	開始時期未定	
37 香川県	○		○		○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・JR及び民営鉄道会社運賃割引 ・公営バス、民営(一部バス会社)運賃割引 ・パーキングパーミット(1級に限る) ・公営住宅の申込要件(所得要件・単身入居要件)の緩和 ・公営住宅の優先入居(一般募集と別の登録制)の受付 	一部交通機関において介護者の運賃割引制度あり。	未定	
38 愛媛県	○		○			○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・民営(一般路線バス、高速バス一部路線)運賃割引 ・パーキングパーミット(1級に限る) ・公営バス:一部市町のデマンド型交通バス、コミュニティバスが該当 ・その他、フェリーでは、中島汽船(株)、石崎汽船(株)、四国開発フェリー(株)が精神障害者運賃割引を実施 		予定なし	
39 高知県	○		○		○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・バスについては、全10社で割引実施。JR四国バスについては、土佐山田〜大橋間の利用に限る。 ・タクシーについては、等級を問わず割引。(一部事業者を除く) 	予定なし	予定なし	
40 福岡県	○	○	○		○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成については、1級に限る。 ・パーキングパーミット(ふくおか・まごころ駐車場制度)の利用証交付については、1級に限る。 			
41 佐賀県	○	○	○		○	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成については1級かつ通院及び一般病床への入院に限る(令和3年4月1日～) ・鉄道は松浦鉄道・甘木鉄道2社。 ・バスは佐賀市営バス・拓徳バス・昭和バス・西肥バス・西鉄バス・JR九州バス 		県内市町令和3年1月1日～受付開始	

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づくサービス一覧

令和7年12月現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス例								備考	精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカード化(予定含む)の状況	
	公共施設の 利用料減免	医療費助成	公営住宅の 優先入居	公共交通機関の運賃割引や 利用料金に対する助成				・駐車料金 の減額 ・パーキング パーミット				
				鉄道(※)		バス						タクシー・ ガソリン
公営	民営	公営	民営	公営	民営	タクシー・ ガソリン						
42 長崎県	○	○	○		○	○	○	○	○	・各自治体等によりサービスの適用や内容は異なる。 ・鉄道は松浦鉄道、島原鉄道 ・長崎県おもいり駐車場(パーキング・パーミット)については、1級に限る	一部交通機関において同伴者の運賃割引制度あり。	予定なし
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級に限る。 ・県営住宅入居優先制度(当選率の優遇) ・鉄道については、熊本市電、熊本電気鉄道、南阿蘇鉄道、肥薩おれんじ鉄道、くま川鉄道に限る。 ・バスについては会社によって適用路線が異なる。 ・独自のバスサービスがある市町村あり。 ・パーキングパーミット(熊本県ハートフルバス制度)については1級に限る。	・肥薩おれんじ鉄道、くま川鉄道 1級のみ介護1名同伴者の運賃割引あり	予定なし
44 大分県	○	○	○							・バス運賃、ホーバー運賃、船舶運賃、タクシー運賃の割引がある。 ・パーキングパーミット(大分あったかは一と駐車場利用証制度)については1級に限る。 (写真が貼付された手帳の提示が必要。ホーバーは、大人料金のみ割引。)		令和2年10月1日～
45 宮崎県	○	○	○		○			○	○	・医療費助成については1級に限る。(入院除く) ・各自治体によりサービスの適用や内容は異なる。 ・タクシー利用料の助成は一部自治体に限る。		
46 鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・県営住宅入居優先制度(当選率の優遇) ・JR旅客運賃割引(片道101km以上の利用に限る) ・(民営)肥薩おれんじ鉄道の割引 ・バスは全路線で適用 ・航空運賃の割引 ・タクシー運賃の割引 ・フェリー運賃の割引 ・重度心身障害者医療費助成あり(1級)	・JR:介護者1名のみ割引あり ・肥薩おれんじ鉄道:1級のみ介護1名同伴者の運賃割引あり ・航空:介護者1名のみ割引あり ・フェリーの同伴者割引は、等級に応じて一部航路で実施	予定なし
47 沖縄県	○		○		○			○	○	・公共施設等の利用料の免除・割引 ・モノレール、路線バス、タクシーの運賃割引(民間会社独自制度) ・県営住宅入居抽選時に優遇措置(1、2級)		未定
48 札幌市	○	○	○	○				○	○	・医療費助成については1級に限る。 ・公営住宅については当選率を高める優遇制度あり。 ・交通機関の利用料金に関する助成あり。 ・鉄道は市電、市営地下鉄に限る。	・通所交通費助成(施設に通所する際に利用した公共交通機関の料金の一部を、施設を通じて1月毎に助成)	未定
49 仙台市	○	○	○	○				○	○	・医療費助成については1級に限る。 ・駐車場料金は市営及び市営施設の有料駐車場 ・ガソリンは1級及び2級(条件有)に限る ・タクシーは1級及び2級に限る ・鉄道公営は市営地下鉄のみ		令和4年2月14日～
50 さいたま市	○	○	○					○	○	・医療費助成は、1級又は、2級かつ65歳以上で後期高齢者医療加入者に限る。 ・公営住宅の優先入居は1級又は2級に限る。 ・タクシー・ガソリンは1級又は、2級のうち身体3級又は療育B所持者に限る。 ・パーキングパーミットは、1級に限る。		精神障害者保健福祉手帳については、マイナンバーカードとの一体化や民間のスマートフォンアプリとの連携もあるため、実施の有無について、検討しているところであるが、今のところ予定はない。
51 千葉市	○	○	○		○			○	○	・医療費助成とタクシー・ガソリンは1級に限る。 ・鉄道はJRグループの他、千葉都市モノレール、京成電などで実施。 ・バスは一部バス会社のみ。		未定
52 横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級に限る。(入院除く) ・鉄道については、市営地下鉄及び民営で実施 ・この他に「水道料金等の減免(1、2級)」を実施 ・タクシーは1級に限る。	・障害者施設等通所者交通費助成(施設等への通所に要する交通費及び送迎介助者が送迎に要する交通費の一部を助成)	令和3年6月1日～
53 川崎市	○	○	○		○			○	○	・医療費助成(入院除く)及びパーキングパーミットについては、1級に限る。 ・バス乗車券又はタクシー利用券(1級のみ)から選択交付 ・その他タクシー10%割引		令和3年10月から実施

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づくサービス一覧

令和7年12月現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス例										精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカード化(予定含む)の状況	
	公共施設の利用料減免	医療費助成	公営住宅の優先入居	公共交通機関の運賃割引や利用料金に対する助成				タクシー・ガソリン	・駐車料金の減額 ・パーキングパーミット	備考			
				鉄道(※)		バス							
				公営	民営	公営	民営						
54 相模原市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の利用料減免は一部施設に限る。 医療費助成については、1級又は2級に限る。ただし、65歳以上で新規に手帳の交付を受けた者は対象外。 公営バスについては、相模原市コミュニティバスの2路線が該当。また、中山間地域で運行している乗合タクシー(5地区)において、運賃割引を行っている。 タクシー・ガソリンについては、1級又は2級の方に対し、福祉タクシー利用助成又は自動車燃費助成を行っている。また、一部タクシー会社において、運賃の割引が行われる。 駐車料金については、1級の方に対し市営自動車駐車場において優遇措置として実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域で運行している乗合タクシー(5地区)において、介助者(1名まで)の運賃割引を行っている。 	令和3年10月～実施
55 新潟市	○	○	○				○	○			<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の利用料減免は一部施設に限る。 医療費助成及びタクシー・ガソリンは精神障害者保健福祉手帳1級に限る。 バスは一部事業者に限る。 この他、佐渡汽船の運賃割引を実施 		未定
56 静岡市	○	○	○		○		○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅については、1級・2級に限り当選率を高める優遇制度あり。 医療費の助成については、1級に限る。 鉄道(民営)の運賃割引については、静鉄電車に限る。 バス(民営)の運賃割引については、しずてつジャストラインに限る。 タクシー利用料金助成については、1級に限り1年度で最大24枚(1枚550円)のタクシー利用券を交付 パーキングパーミット(「静岡県ゆずりあい駐車場」制度)の利用証交付対象者は1級かつ歩行困難な方に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 手帳所持者に対する運賃割引を実施しているバスおよび電車に1級所持者(12歳未満は等級に関係なく手帳所持者)が介護者を同伴して乗車する場合、介護者1名に対し本人と同様の割引を実施 	予定なし
57 浜松市	○	○			○		○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成については、1級に限る(所得制限あり)。 鉄道については、天竜浜名湖鉄道・遠鉄電車に限る。 バスについては、遠鉄バスに限る。 パーキングパーミットは1級のみ。 	<ul style="list-style-type: none"> バス・電車・タクシー等利用券(1級のみ) 	
58 名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成については、1級又は2級に限る。(所得制限あり) 鉄道については「名古屋地下鉄、名古屋臨海高速鉄道」に、バスについては「名古屋市バス、名古屋観光ルートバス、名古屋ガイドウェイバス」に限る。令和4年2月から名鉄、JR東海、近鉄並びに名鉄バス、三重交通バスの原則市内運行区間に拡大。 福祉タクシー利用券については、1級のみ。 駐車料金については市営の有料駐車場 この他、「障害者自立支援配食サービス」、「資源やごみの排出支援」を実施。 		未定
59 京都市	○	△	○	○		○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 民営バスについては、市バス撤退地域に限る。精神障害者保健福祉手帳を所持しており、かつ、自立支援医療(精神通院)を受給している場合、所得などの一定の条件を満たせば、医療費助成を行っている。 しかし、精神障害者保健福祉手帳のみでの医療費助成はなし。 		
60 大阪市	○	○	○	○		○				○			未定
61 堺市	○	○	○		○		○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 重度障害者医療費助成(1級に限る、所得制限あり) 	<ul style="list-style-type: none"> 手帳所持者に対する運賃割引を実施しているバスおよび電車に介護者を同伴して乗車する場合の割引を実施(各種要件や割引率は異なる) 	未定
62 神戸市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 施設の規定により取扱いが異なる。 重度障害者医療費助成(1級に限る、所得制限あり) 公営住宅の抽選優遇(1級・2級) 福祉乗車証(市バス・地下鉄等無料バス)。1級は介護人付、2.3級は単独乗車証。1級のみ「重度心身障害者タクシー利用券助成」「自動車燃費助成」も対象だが、供給不可。 市立駐車場駐車券(1級介護者のみ) パーキングパーミットは兵庫県の制度で実施(兵庫ゆずりあい駐車場) この他、「障害者特別給付金(1.2級、制度的理由による無年金者、所得制限あり)」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 実施していない 	実施時期未定

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づくサービス一覧

令和7年12月末現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス例										精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカード化(予定含む)の状況
	公共施設の利用料減免	医療費助成	公営住宅の優先入居	公共交通機関の運賃割引や利用料金に対する助成				タクシー・ガソリン	・駐車料金の減額 ・パーキングパーミット	備考		
				鉄道(※)		バス						
				公営	民営	公営	民営					
63 岡山市	○	○	○				○		○	・医療費助成は「1級」かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」の両方を所持している。 ・バスの減免は写真が貼り付けてある手帳。	1級を所持している障害者の介護者について、バス運賃の割引制度あり。	未定
64 広島市	○	○	○		○		○	○	○	・公営住宅については、1級・2級に限り当選率を高める優遇制度あり。 ・医療費助成については「1級」かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」の両方を所持していることが条件。入院は対象外。 ・公共交通機関利用助成については、タクシーチケットやバス・市内電車(モビリーデイズ・イコカ利用分)、JRの利用助成等から選択交付。なお、福祉タクシー乗車券は1級に限る。いずれも所得制限あり。 ・駐車料金の減額については、1級に限り、市営駐車場を一部(2時間まで)減免。	・介護者(同伴者)に対して、運賃割引をしている事業者も一部有	未定
65 北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・公共施設の減免は対象外施設がある他、施設の規定による取り扱いの違いあり。 ・重度障害者医療費助成は1級に限る。(所得制限あり) ・公営住宅は2級以上。市営住宅は障害者対象の募集枠あり。 ・タクシー助成は1級(市民税非課税世帯に限る)。ガソリン助成は無し。 ・市営駐車場は半額。パーキングパーミット(実施は県)は1級に限る。	なし (令和7年4月のJRグループの割引制度開始に伴い、6ヶ月間の経過措置を経て、同年9月末をもって事業終了)	予定なし
66 福岡市	○	○		○	○		○	○	○	・医療費助成は1級。市営住宅の優遇は1.2級のみ(いずれも所得制限あり)。 ・市営駐車場で減額あり。		未定
67 熊本市	○	○	○	○	○		○	○		・市営住宅については、当選率を高める優遇制度あり。 ・医療費助成については、1級に限る。 ・後期高齢者医療の早期適用は1級又は2級に限る。 ・公営鉄道は熊本市電に限る。 ・民営鉄道はJR九州、熊本電鉄に限る。		未定

(※)JRグループについては、令和7年4月より割引制度開始。